

原議保存期間	30年（令和37年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（参考送付先）
各 附 属 機 関 の 長

殿

警 察 庁 丙 運 発 第 8 号
令 和 7 年 2 月 2 8 日
警 察 庁 交 通 局 長

指定自動車教習所の教習の標準について（通達）

指定自動車教習所における教習方法等については、「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和6年10月22日付け警察庁丙運発第21号）により、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）等の施行に伴う所要の改正を行い、令和7年4月1日から運用開始する予定であったところ、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴う所要の改正を加えた上で令和7年4月1日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達及び「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第7号）は、令和7年4月1日をもって廃止する。

別添

令和 7 年 2 月

指定自動車教習所の教習の標準

警察庁交通局運転免許課

凡例

- 1 「府令」……道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 2 「教習規則」…指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）
- 3 「AT自動車」…オートマチック・トランスミッションその他のクラッチ操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車
- 4 「MT自動車」…AT自動車以外の自動車

目 次

第 1	一般的な教習方法の標準	1
1	自動車教習所への入所者の取扱い	1
(1)	教習生の入所制限	1
(2)	入所時と入所後の教習内容に差異が生じた場合の措置	1
2	応急救護処置教習の免除者の取扱い	1
(1)	応急救護処置教習の免除対象者	1
(2)	免除対象者の確認方法	2
3	技能教習及び学科教習に共通する一般的な教習方法の標準	2
(1)	実質教習時間の確保	2
(2)	準備時間の確保	3
4	技能教習の一般的な教習方法の標準	3
(1)	1 日当たりの教習時限数の制限	3
(2)	性格等に関する運転適性検査の結果に応じた技能教習の実施	4
(3)	場内教習及び路上教習	4
(4)	運転シミュレーターによる教習	5
(5)	大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習における集団教習	7
(6)	教習の移行	8
(7)	教習効果の確認（みきわめ）	9
(8)	仮免許を取り消された者に対する教習（補充教習）	10
(9)	自衛隊用自動車大型免許に係る技能教習	10
(10)	道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 60 号）附則第 2 条第 10 項及び第 11 項並びに指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和 6 年国家公安委員会規則第 8 号）附則第 2 条の規定に基づく普通免許等に係る従前の例による教習方法	11
5	学科教習の一般的な教習方法の標準	11
(1)	学科教習の合同	11
(2)	必要な教材の使用	11
(3)	教習効果の確認	12
第 2	大型免許及び中型免許に係る技能教習の標準	13
1	基本操作及び基本走行（第 1 段階）	13
(1)	目標	13
(2)	教習の科目	13
(3)	教習時間	15
(4)	教習方法	15

2	応用走行（第2段階）	17
(1)	目標	17
(2)	教習の科目	17
(3)	教習時間	18
(4)	教習方法	19
第3	準中型免許に係る技能教習の標準	27
1	基本操作及び基本走行（第1段階）	27
(1)	目標	27
(2)	教習の科目	27
(3)	教習時間	29
(4)	教習方法	30
2	応用走行（第2段階）	31
(1)	目標	31
(2)	教習の科目	31
(3)	教習時間	33
(4)	教習方法	34
第4	普通免許・AT普通免許に係る技能教習の標準	39
1	基本操作及び基本走行（第1段階）	39
(1)	目標	39
(2)	教習の科目	39
(3)	教習時間	40
(4)	教習方法	40
2	応用走行（第2段階）	41
(1)	目標	41
(2)	教習の科目	41
(3)	教習時間	42
(4)	教習方法	43
第5	大型二輪免許に係る技能教習の標準	46
1	基本操作及び基本走行（第1段階）	46
(1)	目標	46
(2)	教習の科目	46
(3)	教習時間	47
(4)	教習方法	47
2	応用走行（第2段階）	48
(1)	目標	48

(2) 教習の科目	48
(3) 教習時間	49
(4) 教習方法	49
第 6 AT大型二輪免許に係る技能教習の標準	51
1 基本操作及び基本走行（第 1 段階）	51
(1) 目標	51
(2) 教習の科目	51
(3) 教習時間	52
(4) 教習方法	52
2 応用走行（第 2 段階）	53
(1) 目標	53
(2) 教習の科目	53
(3) 教習時間	54
(4) 教習方法	54
第 7 普通二輪免許に係る技能教習の標準	56
1 基本操作及び基本走行（第 1 段階）	56
(1) 目標	56
(2) 教習の科目	56
(3) 教習時間	57
(4) 教習方法	57
2 応用走行（第 2 段階）	58
(1) 目標	58
(2) 教習の科目	58
(3) 教習時間	59
(4) 教習方法	59
第 8 AT普通二輪免許に係る技能教習の標準	61
1 基本操作及び基本走行（第 1 段階）	61
(1) 目標	61
(2) 教習の科目	61
(3) 教習時間	62
(4) 教習方法	62
2 応用走行（第 2 段階）	63
(1) 目標	63
(2) 教習の科目	63
(3) 教習時間	64

(4) 教習方法	64
第9 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の標準	66
1 基本操作及び基本走行（第1段階）	66
(1) 目標	66
(2) 教習の科目	66
(3) 教習時間	68
(4) 教習方法	68
2 応用走行（第2段階）	70
(1) 目標	70
(2) 教習の科目	70
(3) 教習時間	71
(4) 教習方法	72
第10 普通第二種免許・A T 普通第二種免許に係る技能教習の標準	80
1 基本操作及び基本走行（第1段階）	80
(1) 目標	80
(2) 教習の科目	80
(3) 教習時間	82
(4) 教習方法	82
2 応用走行（第2段階）	83
(1) 目標	83
(2) 教習の科目	83
(3) 教習時間	85
(4) 教習方法	85
第11 限定解除等に係る技能教習の標準	90
1 教習の内容及び教習方法	90
(1) 限定解除に係る教習の内容及び方法	90
(2) 中型車（8 t）限定中型免許及び中型車（8 t）限定中型第二種免許の限定解除に係る教習の内容及び方法	90
(3) 準中型車（5 t）限定準中型免許及び準中型車（5 t）限定中型第二種免許の限定解除に係る教習の内容及び方法	91
(4) A T 普通免許及びA T 普通第二種免許の限定解除に係る教習の内容及び方法	92
(5) 限定付き二輪免許の限定解除に係る教習の内容及び方法	92
2 教習時間	93

第12	第一種免許に係る学科教習の標準	96
1	学科（一）（第1段階）	96
(1)	教習の科目	96
(2)	教習時間	97
(3)	教習方法	97
2	学科（二）（第2段階）	98
(1)	教習の科目	98
(2)	教習時間	100
(3)	教習方法	101
第13	第二種免許に係る学科教習の標準	103
1	学科（一）（第1段階）	103
(1)	教習の科目	103
(2)	教習時間	104
(3)	教習方法	104
2	学科（二）（第2段階）	105
(1)	教習の科目	105
(2)	教習時間	106
(3)	教習方法	106
別添	スキッド教習車コース	108
別冊	「経過措置による場合」の教習指導要領	

第1 一般的な教習方法の標準

1 自動車教習所への入所者の取扱い

(1) 教習生の入所制限

教習生として入所させる者の数は、当該自動車教習所の規模に応じ適正なものとさせること。

(2) 入所時と入所後の教習内容に差異が生じた場合の措置

入所後、異種免許を取得したり、取得していた免許の取消処分を受けるなど、教習内容が入所時と入所後で差異が生じた教習生については、次により調整を行わせること。

ア 入所後、異種免許を取得し教習を行わないことができることとなった場合

(ア) 技能教習は、当該段階の中で項目名ごとに教習を要しないものとして調整させること。

(イ) 学科教習は、当該異種免許を受けている者に対する学科教習の科目の基準についての細目として法令の規定により行うこととするものを除き、以後の教習は行わないものとして調整させること（府令第33条第1項、同別表第4の2の表、教習規則第1条第4項）。

イ 入所後、免許の取消処分を受けるなど学科教習を受ける必要が生じた場合原則として全ての教習段階の学科教習を行うこと。

なお、技能教習の第1段階を教習中の場合は、技能教習の第1段階修了までに学科教習の第1段階を行わせること。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る技能教習の第2段階を教習中の場合は、学科教習の第2段階から受けさせることができるものとする。

2 応急救護処置教習の免除者の取扱い

(1) 応急救護処置教習の免除対象者

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受け

ようとする者が次のいずれかに該当するときは、応急救護処置教習を行わないものとする（府令別表第4の2の表備考6）。

ア 医師である者

イ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者

ウ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者

エ 日本赤十字社が定める資格のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有すると認められる者に対して与えられるものとして国家公安委員会が指定するもの（日本赤十字社救急法指導員）を有する者

オ 都道府県公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、エに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(2) 免除対象者の確認方法

応急救護処置教習の免除対象者かどうかの確認は、(1)に掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせること。

3 技能教習及び学科教習に共通する一般的な教習方法の標準

(1) 実質教習時間の確保

ア 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。

ウ 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

エ 大型免許又は大型第二種免許に係る教習コースを中型免許又は中型第二種免許に係る教習コースとして使用することに伴う障害物の設置を教習中に行う場合は、設置に要する時間が短い場合に限り行わせること。

(2) 準備時間の確保

ア 教習時限と教習時限との間に必要な準備時間を設け、教習生が比較的長時間にわたって連続的に教習を受けることがないようにさせること。ただし、道路における教習（以下「路上教習」という。）について、教習の内容及び路上教習コースの状況等から判断してやむを得ないと認められる場合については、2時限連続して教習を行わせても差し支えないものとする。

イ 準備時間については、教習の態様、教習の内容、教習方法等に応じ、次の教習を円滑に実施するため、必要な時間を十分に確保させること。特に、聴覚障害者で、運転することができる自動車等の種類を準中型自動車又は普通自動車に限定し、かつ、府令第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用する旨の条件が付される予定の教習生（以下「特定後写鏡等条件の教習生」という。）に対する技能教習においては、教習コースに設置する障害物等の準備を事前に行い、実質教習時間を確保すること

ウ 労働基準法の規定に抵触することとならず、かつ、効果的な教習の実施を損なうこととならないよう準備時間を設けさせること。

4 技能教習の一般的な教習方法の標準

(1) 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の教習時間は、府令第33条第5項第1号ヨ及びタの規定に基づき適正に行わせること。

なお、府令第33条第5項第1号ヨの規定は、教習生が同時に異なる種類の免許に係る教習を受ける場合にも適用される。

(例)

同時に普通免許と普通二輪免許に係る教習を受ける場合は次の例による。

- それぞれの教習が第1段階にあるときは、普通免許に係る教習と普通二輪免許に係る教習は合わせて1日2時限
- それぞれの教習が第2段階にあるときは、普通免許に係る教習と普通

二輪免許に係る教習は合わせて 1 日 3 時限

- 普通免許に係る教習が第 2 段階、普通二輪免許に係る教習が第 1 段階にあるときは、普通免許に係る教習と普通二輪免許に係る教習を合わせて 1 日 3 時限（ただし、この場合は普通二輪免許に係る教習を 1 日 3 時限行うことはできないものとする。）

(2) 性格等に関する運転適性検査の結果に応じた技能教習の実施

入所直後の教習生に対し、性格等に関する運転適性検査を行わせ、教習生個々の特性に応じた技能教習を行わせること。

なお、当該検査の結果に基づく教習生の個別指導を適切に行わせるため、当該検査は検査結果について信頼度が高い方法によるものであり、かつ、当該検査等は運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた者又はこれと同等の能力を有するものに行わせること。

また、教習生のプライバシー保護の観点から、運転適性検査の結果の取扱いについては十分に配慮させること。

(3) 場内教習及び路上教習

ア 場内教習（自動車教習所のコースにおいて行う教習をいう。以下同じ。）

は、路上教習に必要な知識及び技能の修得に重点を指向した教習を行わせることとし、場内教習にありがちな、技能検定を意識した、場内コースでしか通用しない、いわゆる目印教習は厳に行わせないこと。

イ 路上教習のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。この場合において、曜日、時間帯等により、路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障があると認められる場合は、承認しないこと（当該コースでの教習は行わせない。）。

ウ 路上教習の早い段階においては、左折を主とした交通量の少ない比較的簡単なコースにおける教習とさせ、教習の進度に応じて順次、幹線道路に

おける右折等を取り入れた高度な教習とさせていくこと。

なお、コースの選定に当たっては、教習生の習熟度や教習効果だけでなく、一般交通に与える影響、地域住民の不安感等についても考慮させること。

(4) 運転シミュレーターによる教習

ア 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のうち、教習規則第3条第3項各号に掲げる教習については、運転シミュレーターによる教習を行うことができることとされているが（府令第33条第5項第1号ホ）、大型免許・中型免許に係る第2段階の項目名8「危険を予測した運転」、準中型免許に係る第2段階の項目名11「危険を予測した運転」及び項目名21「危険を予測した運転」、普通免許（AT普通免許を含む。）に係る第2段階の項目名13「危険を予測した運転」、大型第二種免許・中型第二種免許に係る第2段階の項目名9「危険を予測した運転」並びに普通第二種免許（AT普通第二種免許を含む。）に係る第2段階の項目名10「危険を予測した運転」については、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、都道府県公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

イ 運転シミュレーターによる教習を行う場合、次の表の左欄に掲げる教習規則別表に掲げる事項ごとに、右欄の免許の種類について合同で教習を行わせることができるものとする。ただし、運転シミュレーターにおいて使用する教習用ソフトについては、教習生が受けようとする免許の種類に応じたものを使用させること。

教習規則別表に掲げる事項	免許の種類
別表第1第3号(第1段階(準中型免許にあっては第2段階)「急ブレーキ」)	大型免許、中型免許及び準中型免許
別表第1第7号(第2段階「危険を予測した運転」(観察教習に限る))	
別表第1第8号(第2段階「夜間の運転」)	
別表第1第9号(第2段階「悪条件下での運転」)	
別表第2第7号(第2段階「危険を予測した運転」(観察教習に限る))	準中型免許及び普通免許
別表第2第8号(第2段階「高速道路での運転」)	
別表第4第3号(第1段階「急ブレーキ」)	大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許
別表第4第6号(第2段階「先急ぎの危険を理解した運転」)	
別表第4第7号(第2段階「危険を予測した運転」(観察教習に限る))	
別表第4第8号(第2段階「夜間の運転」)	
別表第4第9号(第2段階「悪条件下での運転」)	
別表第3第4号(第2段階「路上の運転に当たっての注意と法規走行」)	大型自動二輪免許及び普通自動二輪免許
別表第3第6号(第2段階項「危険を予測した運転」)	
別表第3第2号(第1段階「車両特性を踏まえた運転」)	
別表第3第4号(第2段階「通行区分など」) (第2段階「走行ポジションと進路変更」)	
別表第3第5号(第2段階「カーブの体感走行」)	
別表第3第6号(第2段階「ケーススタディ(交差点)」)	

(5) 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習における集団教習

ア 次の場合には、できる限り集団教習を行わせること。

(ア) 専ら大型二輪免許又は普通二輪免許（以下「二輪免許」という。）に係る技能教習及び技能検定を行う自動車教習所（二輪免許の技能教習を行うコース敷地面積が3,500平方メートル以上で、かつ、当該敷地が他の車種のコース敷地と縁石や柵等により明確に分離され、相互に乗り入れができない状態で管理されている場合を含む。以下「二輪車専用教習所」という。）において二輪免許の教習を行う場合

(イ) 二輪免許の技能教習の一部を独立して実施するため、既設のコース敷地に専用のコースを併設する自動車教習所（以下「二輪コース併設教習所」という。）において二輪免許の教習を行う場合

(ウ) 二輪免許と他の免許との混合教習を行う自動車教習所（以下「総合教習所」という。）で一定時間（おおむね2時限以上）他の免許に係る教習を中止して二輪免許の教習のみを行う場合

イ 2人以上の指導員によって集団教習を実施する場合は、各指導員をコースの要点に配置させ、通過する教習生に対し、拡声器等を用いて指導するなどの方法をとらせること。この場合、教習を統率する主任指導員を指定させ、効果的な教習を行わせること。

ウ 集団教習は、できる限り、同一免許・同一段階の教習生をまとめて行わせること。

エ 異なる免許の教習生又は異なる段階の教習生を混在させて集団教習を行う場合には、色違いのヘルメットの着用、胸番号、背番号等を付して識別するとともに、個々の教習生に対して、免許の種類、教習段階に応じた適切な指導を行うことができる方法をとらせること。

なお、異なる免許の教習生又は異なる段階の教習生を混在させて集団教習を行うことが、教習生の技量や教習内容等から困難、危険と認められる場合は、集団教習を行わせないこと。

オ 聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確

保するための特別の対応を受けることを希望する者を含めて集団教習（走行状態）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保すること。

(6) 教習の移行

ア 普通免許又は普通第二種免許（以下「普通免許等」という。）に係る教習を受けている者が、それぞれＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許（以下アにおいて「ＡＴ普通免許等」という。）に係る教習への移行を希望する場合は、それまでに行った技能教習の項目についてはＡＴ普通免許等に係る技能教習の相当する項目を修了したものとみなすことができるものとする。

また、ＡＴ普通免許等に係る教習を受けている者が、それぞれ普通免許等に係る教習への移行を希望する場合も同様とする。

イ 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を受けている者が、それぞれＡＴ大型二輪免許又はＡＴ普通二輪免許（以下イにおいて「ＡＴ二輪免許」という。）に係る教習への移行を希望する場合は、それまでに行った技能教習の項目についてはＡＴ二輪免許に係る技能教習の相当する項目を修了したものとみなすことができるものとする。

ウ 現に準中型免許に係る教習を受けている者が当該準中型免許に係る教習に代えて普通免許に係る教習を受ける場合には、普通免許に係る教習の一部を行わないことができる（府令第33条第3項）こととされていることから、準中型免許に係る教習を受けている者が、普通免許に係る教習への移行を希望する場合は、それまでに行った技能教習の項目については、普通免許に係る技能教習の相当する項目を修了したものとみなすことができるものとする。この場合において、準中型免許に係る技能教習の項目のうち教習規則別表第1第6号及び第10号に掲げる事項に係る教習の項目を終了した場合については、それぞれ普通免許に係る技能教習の項目のうち教習規則別表第2第6号及び第9号に掲げる事項に係る教習の項目を終了した

ものとみなすこととする。

エ 現に大型二輪免許に係る教習を受けている者が当該大型二輪免許に係る教習に代えて普通二輪免許に係る教習を受ける場合には、普通二輪免許に係る教習の一部を行わないことができる（府令第33条第4項）こととされていることから、大型二輪免許に係る教習を受けている者が、普通二輪免許に係る教習への移行を希望する場合は、それまでに行った技能教習の項目については普通二輪免許に係る技能教習の相当する項目を修了したものとみなすことができるものとする。また、普通二輪免許に係る教習から小型限定普通二輪免許に係る教習への移行についても同様とする。

オ 普通免許等に係る教習を修了した者のうち、ＡＴ自動車を使用する検定項目において合格基準に達する成績を得たものの、ＭＴ自動車を使用する検定項目において合格基準に達する成績を得ることができなかったことからＡＴ普通免許等に係る卒業証明書の交付を受けた場合で、なお引き続きＡＴ条件の解除を希望するときは、普通免許等に係る教習の第２段階におけるＭＴ自動車を使用する教習の教習効果の確認を行った日前３月以内にＭＴ自動車を使用する技能教習を４時限以上行っている場合に限り、それまでに行った技能教習の項目については、当該限定解除に係る技能教習の相当する項目を修了したものとみなすことができるものとする。

なお、この場合、自由教習として１時限以上の技能教習を行った後、技能審査を行わせること。

カ 教習の移行をした場合（ア及びオの場合を除く。）は、移行した後の教習に係る自動車により、移行前の教習を含め、第２段階までの全ての教習の教習効果の確認を行ってから卒業検定を受検させること。

(7) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認の結果は、「良好」又は「不良」のいずれかに区分させること。

イ 教習効果の確認は、技能検定の方法と異なるものであること。すなわち、

技能検定の際の操作ミス等は、検定開始早々のものであっても、最後まで減点として残ることとなるが、教習効果の確認の最終判定は、それを行う教習時限の終了時に行うものであり、その教習時限の当初に円滑に操作できなかった教習の内容が、教習効果の確認の時間が進むにつれて円滑に操作できるようになれば、教習効果の確認の結果は「良好」と判定させることとする。

ウ 教習効果の確認は、少なくとも20分以上行わせること。

エ 教習効果の確認は、教習効果の確認をしなければならないこととされている科目の全項目について、総合的に観察させて行い、その結果は様式を定める等の方法により記録を明らかにしておくこと。

オ 教習効果の確認の結果が不良であった者に対しては、必要な教習を行わせた後、改めて教習効果の確認を行わせること。

(8) 仮免許を取り消された者に対する教習（補充教習）

府令第34条第3項第4号の規定に基づき行う技能教習については、第1段階の目標が修得されているか否かの確認を行う内容とし、学科教習については、取消しの原因となった交通事故、法令違反に関する教習項目を行わせること。

(9) 自衛隊用自動車大型免許に係る技能教習

運転することができる大型自動車を道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第2号の自衛隊用自動車に限る大型免許（府令第24条第10項）に係る技能教習については、コースの基準が中型免許に係る教習のコースの基準によるもの（府令別表第3の2の表備考4）とされ、教習車両として特例試験車と同程度のものを用いるほかは、大型免許に係る技能教習の標準等の所定の基準に適合した教習を行わせること。ただし、応用走行の教習方法について教習の標準によりがたい特段の事情があると都道府県公安委員会が認める場合は、当該都道府県公安委員会が適当と認める方法により行わ

せること。

(10) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第60号）

附則第 2 条第10項及び第11項並びに指定自動車教習所等の教習の基準の細目
に関する規則の一部を改正する規則（令和 6 年国家公安委員会規則第 8 号）

附則第 2 条の規定に基づく普通免許等に係る従前の例による教習方法

当分の間、普通免許等に係る教習については、従前の例によることができ
るとされていることから、従前の例による教習を行う場合は別に定める方法
（別冊 「経過措置による場合」の教習指導要領）により行わせること。

5 学科教習の一般的な教習方法の標準

(1) 学科教習の合同

学科教習は、各免許に係る教習を同時に行わせることができるものとする。
ただし、第二種免許に係る学科教習と第一種免許に係る学科教習との合同教
習並びに大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習（教習規則別表第 5
第 2 号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転
に関する知識に係るもの）と大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許
に係る学科教習（教習規則別表第 5 第 2 号に掲げる事項に係るもの）との合
同教習は行うことはできない。

(2) 必要な教材の使用

ア 学科教習については、教本、視聴覚教材、模型等教習に必要な教材を使
用することとされている（府令第33条第 5 項第 2 号ハ）が、教習の効果を
高めるという観点から、図やイラストを多く用いるなど、教習生の理解に
配慮したものであって、教習内容にふさわしいものを使用して行わせるよ
う指導すること。

イ ビデオ又は映画等を使用する時間は、それぞれの教習において、おおむ
ね20分以下とさせること。また、いわゆる映画等の見せっ放しは厳に慎み、
放映後に質問をするなど、教習効果を高めるための方法により行わせるこ

と。

なお、録画配信方式によるオンライン学科教習（教習所の教室において行うものを含む。）は動画ファイルを再生させ、視聴させる方法の教習であり、ここでいうところの視聴覚教材ではないことから録画配信方式によるオンライン学科教習の教習時間まで20分以下としているわけではない。

また、視聴覚教材等は、教習生に関心を持たせるなど教習効果を高めるため、できる限り教習所の身近な又は類似した道路交通状況に基づいて制作されたものを使用させること。

(3) 教習効果の確認

学科教習については、技能教習における教習効果の確認又は修了検定若しくは卒業検定に相当するものはないが、技能教習の第1段階、第2段階の教習効果の確認を実施する前後において、学科試験の例に準ずる試験その他の方法により教習効果の確認を行うよう指導すること。

第2 大型免許及び中型免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。
- ② 個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。
- ③ 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。
- ④ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。
- ⑤ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
- ⑥ 貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運転行動を適切にとることができる。
- ⑦ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第1）	項目名	目標	内 容	①	②
1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他貨物自動車の運転に係る操作	1 車の乗り降りや運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	① 車の乗り方、降り方 ② 運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ③ シートベルトのつけ方、はずし方 ④ 安定した運転姿勢のとり方 ⑤ シートベルトの正しい装着効果の体験		
	2 運転装置の取扱いと日常点検整備等	運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実にすることができる。	① 運転装置の取扱い ・ ハンドルのまわし方 ・ 各ペダルの踏み方、戻し方 ・ チェンジレバーの動かし方 ・ パーキングブレーキの使い方 ・ エンジンのかけ方、止め方 ② 日常点検整備等 ・ 運転席での点検 ・ エンジンルームの点検 ・ 車の周りからの点検 ・ 装備品等の点検		○
	3 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。 平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。	① 車両直前の死角への対応 ② 車両側方の死角への対応 ③ 車両後方の死角への対応 ④ 車高感覚の把握の仕方 ⑤ 平積み型及びパネル型への対応 ⑥ 前方距離感覚のとり方 ⑦ 速度感覚のとり方 ⑧ 内輪差の把握と対応	○	○
	4 基本的な運転操作	正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 A T 自動車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。	① 発進と停止 ② 走行位置と進路 ③ A T 自動車の運転 ・ クリープ現象 ・ 発進と停止の仕方 ・ 加速と減速の仕方 ④ A T 自動車の急加速と急発進時の措置 ・ 急加速の仕方 ・ 段差路での発進と急発進時の措置の仕方 ⑤ 速度の調節 ⑥ 個癖の修正	○	○
2 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）、路端における停車及び発進、隘路への進入その他の貨物自動車の運転に係る走行（次号から第10号までに掲げる事項を除く。）	5 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。	① 時機を捉えた発進と加速 ② 目標に合わせた停止 ③ 路端における停車及び発進（オーバーハングへの対応）	○	○
	6 カーブや曲がり角の通行	貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。	① 曲がり具合の捉え方 ② 速度とギアの選び方 ③ 走行位置と進路のとり方 ④ カーブや曲がり角の円滑な通行		
	7 坂道の通行	勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。	① 上り坂での速度とギアの選び方 ② 下り坂での速度とギアの選び方 ③ 坂の途中で停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方 ⑤ 円滑な坂道での通行	○	○
	8 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	① 後退時の安全確認の仕方 ② 運転姿勢のとり方 ③ 視点の配り方、視野のとり方 ④ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ⑤ 速度の調節の仕方 ⑥ 進路のとり方と修正の仕方 ⑦ 方向の変え方 ⑧ 坂道の後退	○	○

			⑨ 正確な目標位置への後退		
9 狭路の通行	様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。	① 狭路の形状の捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切り返しの仕方 ○ 曲線狭路の後退		○	○
10 隘路への進入	車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導させることができる。	① 誘導コースの捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 進路のとり方と修正の仕方		○	○
11 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方 ④ 障害物とその付近の情報のとり方 ⑤ 進路変更の可否の判断 ⑥ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ⑦ 進路のとり方、戻り方		○	○
12 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号・標識・標示等に従った走行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行することができる。 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。	① 交差点の直進の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方 ⑤ 信号を捉える時機と見方 ⑥ 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ⑦ 信号待ちでの対応の仕方 ⑧ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑨ 標識・標示等に従った走行の仕方		○	○
13 踏切の通過	一時停止と安全確認を確実にを行い、速やかに通過することができる。	① 一時停止の仕方 ② 安全確認と通過の仕方 ③ 踏切内で故障した場合等の措置			
3 急ブレーキによる停止を行うための走行	14 急ブレーキ 速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに貨物への影響を理解させる。	① 急ブレーキ ② 緊急時の減速 ○ 緊急回避 ○ 急ブレーキによる貨物への影響		○	○
15 教習効果の確認（みきわめ）		第1段階の教習効果の確認		○	○

ア 大型免許

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習は、教習規則別表第1第1号から第3号までに掲げる事項（教習規則第1条第2項第1号）。	現に中型免許（8t限定中型免許を除く。）又は中型第二種免許（8t限定中型第二種免許及び5t限定中型第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習は、(2)の表①欄の○印を付した項目名の教習とし、現に準中型免許（5t限定準中型免許を除く。）を受けている者に対する教習は、(2)の表②欄の○印を付した項目名の教習とさせること。
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

イ 中型免許

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習は、教習規則別表第1第1号から第3号までに掲げる事項（教習規則第1条第2項第2号）。	現に準中型免許（5t限定準中型免許を除く。）を受けている者に対する教習は、(2)の表②欄の○印を付した項目名の教習とさせること。
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

ア 大型免許

現 有 免 許	な し	中型免許	準中型免許	普通免許
		中型車（8t） 限定中型免許	AT中型車（8t） 限定準中型免許	準中型車（5t） 限定準中型免許
教習時限数	26	5	8	12

現 有 免 許	大特又は大特二種免許	大型二輪 又は普通 二輪免許	中型第二種免許	普通第二種免許
	カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許	中型車（8t） 限定中型第二種免許	AT中型車（8t） 限定準中型第二種免許	準中型車（5t） 限定準中型第二種免許
教習時限数	18	26	24	5

イ 中型免許

現 有 免 許	な し	準中型免許	普通免許	大特又は大特二種免許	大型二輪 又は普通 二輪免許
		準中型車（5t） 限定準中型免許	AT準中型車（5t） 限定準中型免許	AT普通免許	カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許
教習時限数	21	5	5	9	7

現 有 免 許	普通第二種免許
	AT普通第二種免許
教習時限数	7

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

ア 大型免許

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーター（模擬運転装置であって、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）による教習は、教習規則別表第1第3号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第1号及び第2号、同第4条第1項第2号）。	① 1人の教習指導員につき、3人以下の教習生を対象に実施させること。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。
2 府令第33条第5項第1号チに規定する模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、教習規則別表第1第1号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第4条第1項第3号）。	① (2)の表における、項目名1（車の乗り降りと運転姿勢）から4（基本的な運転操作）まで（項目名1（車の乗り降りと運転姿勢）のうち④及び⑤、2（運転装置の取扱いと日常点検整備等）のうち②、3（車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作）並びに4（基本的な運転操作）のうち③、④及び⑥を除く。）についてのみ行わせること。 ② 教習生1人当たりの装置の数は1台とさせること。 ③ 1人の教習指導員につき5人以下の教習生を対象に実施させること。 ④ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。
3 府令第33条第5項第1号ヌに規定する中型自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第1第3号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第4項第1号及び第2号、同第4条第1項第4号）。	—
4 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名14（急ブレーキ））については、教習効果の確認を行わせること。
—	① 現に中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者については、(2)の表における項目名4（基本的な運転操作）のうち③及び④を免除する。 ② 学科教習の第1段階項目名1（運転者の心得）を修了した者に対して行わせること。 ③ 項目名3（車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作）について 本項目における教習内容⑤「平積型及びパネル型への対応」においては、車両の荷台の四隅にパネル型の車高に相当する高さのポールを立て、高さを調節できるバー等の下を通過させるなどして車高感覚を養わせること。

イ 中型免許

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第1第3号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第1号及び第2号、同第4条第1項第2号及び同条第2項）。	① 1人の教習指導員につき、3人以下の教習生を対象に実施させること。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。
2 府令第33条第5項第1号チに規定する模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、教習規則別表第1第1号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第4条第1項第3号、同第4条第2項）。	① (2)の表における、項目名1（車の乗り降りと運転姿勢）から4（基本的な運転操作）まで（項目名1（車の乗り降りと運転姿勢）のうち④及び⑤、2（運転装置の取扱いと日常点検整備等）のうち②、3（車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作）並びに4（基本的な運転操作）のうち③、④及び⑥を除く。）についてのみ行わせること。 ② 教習生1人当たりの装置の数は1台とさせること。 ③ 1人の教習指導員につき5人以下の教習生を対象に実施させること。 ④ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。
3 府令第33条第5項第1号リに規定する無線指導装置による教習は、教習規則別表第1第2号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第4条第3項）。	① (2)の表における項目名11（通行位置の選択と進路変更、障害物への対応）、12（交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行）及び13（踏切の通過）についてのみ行わせること。 ② 無線指導装置によらない教習を行った後に復習として行わせること。 ③ 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ④ 安全を確保するため、同時に無線指導装置による教習を行う車両の数は、そのコースの最大稼働台数の2割を超えさせないこと。
4 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名14（急ブレーキ））については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	① 現に準中型免許、普通免許又は普通第二種免許を受けている者については、(2)の表における項目名4（基本的な運転操作）のうち③及び④を免除する。 ② 学科教習の第1段階項目名1（運転者の心得）を修了した者に対して行わせること。 ③ 項目名3（車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作）について 本項目における教習内容⑤「平積み型及びパネル型への対応」においては、車両の荷台の四隅にパネル型の車高に相当する高さのポールを立て、高さを調節できるバー等の下を通過させるなどして車高感覚を養わせること。

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。
- ② 他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。
- ③ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。
- ④ 貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
- ⑤ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第1）	項目名	目標	内 容
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係るもの（次号から第10号までに掲げる事項を除く。）	1 交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	① 交通の流れへの入り方 ② 交通の流れに合わせた速度の選び方 ③ 速度に合わせた車間距離のとり方 ④ 適切な通行位置 ・ 中央線のない道路 ・ 片側一車線の道路 ・ 多車線の道路 ・ 通行区分等を示す標識・標示等のある道路 ⑤ 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ⑥ 右・左折に伴う進路変更の仕方
	2 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	① 交差点の直進の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差点内の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差点内の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差点内の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方 ⑤ 信号を捉える時機と見方 ⑥ 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ⑦ 信号待ちでの対応の仕方 ⑧ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑨ 標識・標示等に従った走行の仕方
	3 歩行者等の保護	歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	① 歩行者等の動きの読みとり方 ② 歩行者等の側方通過の仕方 ③ 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ④ 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ⑤ 身体の不自由な者等への気配り ⑥ その他歩行者等に対する気配り
	4 道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転	道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。 時間帯に応じた運転行動がとれる。	① 坂道での運転 ② カーブでの運転 ③ 対向車との行き違いの仕方 ④ 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ⑤ 段差のある道路での運転 ○ 踏切での運転 ○ 追い越し方、追い越され方 ○ 渋滞時の運転
5 方向変換及び縦列駐車	5 方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	① 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ② 幅寄せの仕方
6 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じ	6 経路の設定	貨物自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。	① 目的地までの経路の設定 ② 経路に応じた通行位置と進路 ③ 法規に従った運転 ④ 交通の流れに合わせた運転

て設定した経路における貨物自動車の運転に係る走行			⑤ 他の交通に対する気配り ⑥ 危険を予測した運転
7 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	7 貨物自動車の特性を理解した運転	貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。 運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができる。	① 道路及び交通の状況に応じた速度による運転と滑らかな速度の変え方 ・ 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 ・ 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 ・ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転 ○ パネル型トラックを想定した運転
	8 危険を予測した運転	他の交通とのかかわりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めを選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、自車の安全確保ができる。	① 危険要因の捉え方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方 ④ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方
8 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	9 夜間の運転	夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。	① 夜間における運転視界の確保の仕方 ② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 ③ 夜間における運転の仕方
9 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	10 悪条件下での運転	様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、貨物に配慮し、安全に運転（中止）することができる。	① 積雪、凍結道路の運転の仕方 ② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 ③ 豪雨、強風下での運転の仕方 ④ 道路冠水の場合の措置
10 地形その他の地域の特性に応じた貨物自動車の運転に係る走行	11 特別項目	地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。	次の中から選択して実施 ・ 山道での運転 ・ 高速道路等（都市高速道路を含む。）での運転 ・ その他地域の特性等に応じた運転
	12 教習効果の確認（みきわめ）		第2段階までの教習効果の確認

ア 大型免許

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習は、教習規則別表第1第4号、第5号及び第10号に掲げる事項（教習規則第1条第2項第1号）。	－
－	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

イ 中型免許

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習は、教習規則別表第1第4号、第5号及び第10号に掲げる事項（教習規則第1条第2項第2号）。	－
－	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

(ア) 大型免許

現 有 免 許	な し	中型免許		準中型免許		普通免許	
		中型車（8t） 限定中型免許	AT中型車（8t） 限定中型免許	準中型車（5t） 限定準中型免許	AT準中型車（5t） 限定準中型免許	AT普通免許	
教習時限数	27	9	12	12	15	15	18

現 有 免 許	大特又は大特二種免許		大型二輪 又は普通 二輪免許	中型第二種免許				普通第二種免許	
	カタピラ限定大特又はカタピラ限定大特二種免許	27		中型車（8t） 限定中型第二種免許	AT中型車（8t） 限定中型第二種免許	準中型車（5t） 限定中型第二種免許	AT準中型車（5t） 限定中型第二種免許	AT普通第二種免許	14
教習時限数	27	27	27	12	12	14	14	14	14

(イ) 中型免許

現 有 免 許	な し	準中型免許		普通免許		大特又は大特二種免許		大型二輪 又は普通 二輪免許
		準中型車(5t) 限定準中型免許	AT準中型車(5t) 限定準中型免許		AT普通免許		カタピラ限定大特又はカ タピラ限定大特二種免許	
教習時限数	18	4	6	6	8	8	18	18

現 有 免 許	普通第二種免許	
	A T 普 通 第二種免許	
教習時限数	4	4

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については次のとおりである。

(ア) 大型免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第1第7号に掲げる事項に係る教習を2時限並びに同表第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第1号）。	(2)の表における項目名7（貨物自動車の特性を理解した運転）及び8（危険を予測した運転）については、それぞれ1時限、項目名9（夜間の運転）及び10（悪条件下での運転）を合わせて1時限行うこと。

(イ) 中型免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
中型免許に係る応用走行（現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第1第7号に掲げる事項に係る教習を2時限並びに同表第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第1号）。	(2)の表における項目名7（貨物自動車の特性を理解した運転）及び8（危険を予測した運転）については、それぞれ1時限、項目名9（夜間の運転）及び10（悪条件下での運転）を合わせて1時限行うこと。

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

ア 大型免許

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ハに規定する自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるとして国家公安委員会規則で定める教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第1第8号に掲げる事項の一部について行う教習であって、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況に視覚により認知することが困難になることを体験することによるもの（以下「眩惑等体験教習」という。）とする（教習規則第3条第1項第1号）。	① 「別表第1第8号に掲げる事項の一部」とは、(2)の表における項目名9（夜間の運転）のうち、暗室において夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させるものであり、かつ、夜間の運転に係る教習時限のおおむね半分以上とさせること。 ② ①の方法による教習を行った後に運転シミュレーターによる教習は行わせないこと。 ③ 道路における教習への移動時間が短いものに限定すること。 ④ 教習人数は、施設の規模に基づく適正なものとする。
2 府令第33条第5項第1号ニに規定する複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては教習規則別表第1第10号に掲げる事項に係る教習、現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあっては別表第1第6号、第7号及び第10号に掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は4時限を超えないこと。ただし、現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあっては、それぞれ1時限又は3時限を超えないこと（教習規則第3条第2項第1号及び第2号、同第4条第1項第1号）。	① (2)の表における項目名8（危険を予測した運転）については、観察教習を複数教習により行うことができることとする。 ② 教習生ごとの教習効果を均等にするという観点から、項目名及び教習時間（2時限連続して行う場合は2時限）ごとにそれぞれの教習生の運転する機会をできるだけ均等となるようにさせること。
3 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターによる教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第1第7号から第9号までに掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は2時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第2号、同第4条第1項第2号）。	① (2)の表における項目名8（危険を予測した運転）については、観察教習を運転シミュレーターにより行うことができることとする（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限定すること）。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限定すること。 ④ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。 ⑤ (2)の表における項目名9（夜間の運転）及び10（悪条件下での運転）については、同一教習時限の一部として運転シミュレーターによる教習を行うことができることとする（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限定すること）。
4 府令第33条第5項第1号ヌに規定する中型自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を	「同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部」とは、(2)の表における項目名7（貨物自動車の特性を理解した運転）のうち、教習所のコースにおいて、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させるものであること。

受けている者に対する教習を除く。)は、教習規則別表第1第6号、第7号及び第9号に掲げる事項に係る教習(同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重が専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下「貨物自動車」という。)の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習に限る。)についてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限を超えないこと。(教習規則第3条第4項第2号、同第4条第1項第4号)。															
5 府令第33条第5項第1号ルに規定する準中型自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。)は、教習規則別表第1第7号及び第9号に掲げる事項に係る教習(同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習に限る。)についてのみ行い、かつ、その教習時間は2時限を超えないこと。(教習規則第3条第5項第1号、同第4条第1項第5号)	「当該教習の一部」とは、(2)の表における項目名7(貨物自動車の特性を理解した運転)のうち、教習所のコースにおいて、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させるものであること。														
6 府令第33条第5項第1号ヲに規定する普通自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。)は、教習規則別表第1第9号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと(教習規則第3条第6項第1号、同第4条第1項第6号)。	—														
7 府令第33条第5項第1号レに規定する道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては別表第1第5号に掲げる事項、第7号に掲げる事項(貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習(同表第8号に掲げる事項に係る教習にあつては、夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第9号に掲げる事項に係る教習にあつては、自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場合に限る。)についてのみ行うこと。また、道路において行うこととされる教習は、府令別表第4の1の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から3時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、3時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、1時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、1時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)以上行うこと(教習規則第3条第8項第1号及び第2号、同第4条第1項第7号)。	① (2)の表における項目名5(方向変換及び縦列駐車)、7(貨物自動車の特性を理解した運転)、9(夜間の運転)及び10(悪条件下での運転)についてのみ行わせること。 ② 「夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習」は、次の方法により行わせること。 ア 教習の一部として(運転シミュレーターによる教習又は)暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き自動車教習所のコースにおいて、擬似薄暮時走行を行わせること(暗室における教習にあつては、夜間の運転に係る教習時限のおおむね半分以上とさせること。) イ 擬似薄暮時走行においては、色つきゴーグル(透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部への光の進入が遮断できるものであること。)を使用させること。 また、あらかじめ自動車教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させること。 ウ アのいずれの方法についても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。 エ 教習の途中において日没となった場合には、アの(運転シミュレーターによる教習又は)暗室における教習の後に引き続き自動車教習所のコースにおいて行う教習に代えて道路における教習を行っても差し支えない(ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。) ③ 「同号(別表第1第8号)に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習」は、次の方法により行わせること。 ア 日没後、(運転シミュレーターによる教習、)暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習のいずれかの方法により行わせること。なお、引き続き道路における教習を行わせること(ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。) イ 教習の「一部」とは、暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習については教習時限のおおむね半分以上とさせること。 ④ 「自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習」は、次のいずれかの方法により行わせること。 ア 次の要件を満たすスキッドコース又はスキッド教習車により行う教習(以下「スキッド教習」という。)により行わせるもの。 (7) スキッドコースの基準 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">スキッド路 μ 値</th><th colspan="2">スキッド路 (m)</th></tr><tr><th>長さ</th><th>幅</th></tr><tr><td>普通・準中型・中型・大型コース</td><td>0.2 μ 以下</td><td>50以上</td><td>15以上</td></tr><tr><td>大型専用コース</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> a スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。 b コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。	区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)		長さ	幅	普通・準中型・中型・大型コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上	大型専用コース			
区 分	スキッド路 μ 値			スキッド路 (m)											
		長さ	幅												
普通・準中型・中型・大型コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上												
大型専用コース															

	(イ) スキッド教習車の基準 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>走 行 速 度</td><td>40km/h以上</td></tr> <tr> <td>設 定 μ 値</td><td>0.2 μ 以下</td></tr> </table> a スキッド教習車は、凍結路面の走行教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添のとおりとする。 b 本教習に用いるコースの安全地帯については、上記スキッドコース同様適宜設けること。 イ 自動車教習所の施設内で積雪又は凍結した路面を活用した教習を行うもの。 ウ イと運転シミュレーターによる教習を併用するもの(ただし、移動時間の短いものに限る。)	内 容	基 準	走 行 速 度	40km/h以上	設 定 μ 値	0.2 μ 以下
内 容	基 準						
走 行 速 度	40km/h以上						
設 定 μ 値	0.2 μ 以下						
8 応用走行の最後の教習時限において、基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること(府令第33条第5項第1号ネ)。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの等(1(2)の表においては項目名14(急ブレーキ)、2(2)の表においては項目名6(経路の設定)、7(貨物自動車の特性を理解した運転)、9(夜間の運転)、10(悪条件下での運転)及び11(特別項目))については、教習効果の確認は行わせないこと。						
—	① 応用走行における項目に先行して実施する学科教習は次のとおりである。ただし、当該学科教習を受けなければならない者に限る。 ア 項目名6(経路の設定)については、学科教習第2段階項目名16(経路の設計)を修了した者に対して行わせること。 イ 項目名7(貨物自動車の特性を理解した運転)については、学科教習第2段階項目名7(車に働く自然の力と運転)及び項目名12(乗車と積載)を修了した者に対して行わせること。 ウ 項目名8(危険を予測した運転)については、学科教習第2段階項目名6(人間の能力と運転)を修了した者に対して行わせること。 エ 項目名11(特別項目)のうち「高速道路での運転」を実施する場合については、学科教習第2段階項目名17(高速道路での運転)を修了した者に対して行わせること。 ② 項目名5(方向変換及び縦列駐車)については、教習が修了した後においても、他の教習項目を履修する教習時限の最後において、おおむね5分を超えない範囲で復習として行うことができるものとする。この場合、教習原簿により教習状況を明確にさせておくこと。 ③ 項目名6(経路の設定)における教習方法は次のとおりである。 ア あらかじめ教習生に地図を渡し、出発地・目的地を指示した後、できるだけ最短時間、最短距離の経路を設定させ、その後、運転させて実際の所要時間と距離の計測を行わせること。 イ 最適な経路の設定が可能となるよう、提示する地図においては図面上に目的地に至る道路の交通量や渋滞の頻度、道路工事の有無、交通規制内容・箇所などの情報を記載させること。 ウ 本項目が目標に達したことの確認は、一定時間の走行の中で教習指導員のさしたる助言もなく安全に運転できることをもって行うものであること。したがって、当該確認に適した経路を選び行わせること。 ④ 項目名7(貨物自動車の特性を理解した運転)における教習方法は次のとおりである。 ア 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の3カ所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。 イ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させること。 ウ 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせること。 エ パネル型トラックを想定した運転を習得させる項目については、運転手席後方をカーテン等で遮蔽した状態で方向変換又は縦列駐車を行わせ、車室内から後方を直接目視できない状況における後退を体験させること。 ⑤ 項目名8(危険を予測した運転)における教習方法は次のとおりである。 ア 教習規則別表第1第4号及び第5号に掲げる事項に係る教習の大部分を終えた後に実施させること。 イ 本項目は、観察教習及びコメンタリードライビング(教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習をいう。以下同じ。)により行う。 ウ 本項目を1時限行った後、引き続き学科教習第2段階項目名1(危険予測ディスカッション(1時限))を行わせること。 エ 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。 (ア) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。 (イ) 観察教習を運転シミュレーターと複数教習で行う場合につ						

いては、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

⑥ 項目名9（夜間の運転）及び10（悪条件下での運転）については、合わせて1時限で行うものであることから、原則として2つを超える教習方法を用いて実施しないこと。また、2つを超える方法により行う場合であっても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。

⑦ 項目名9（夜間の運転）における教習方法は次のとおりである。道路における教習にあつては、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

⑧ 項目名10（悪条件下での運転）における教習方法は次のとおりである。

自動車教習所のコース又は道路において、実際の悪条件下における教習を実施する場合は、凍結の状態にある路面での走行に係る教習に限らせること。

なお、上記内容を道路において実施する場合は、安全が確保されているものに限らせること。

また、道路若しくは自動車教習所のコースにおける教習又はスキッド教習（悪条件の一部についての走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。

⑨ 項目名11（特別項目）における教習方法は次のとおりである。

ア 技能教習の他の項目の教習を通じ、容易に実施できるようなものは、原則として行わせないこと。

イ あらかじめ都道府県公安委員会に教習計画を提出し、目標の趣旨に沿った教習であることの確認を受けて行わせること。

ウ 季節、月別に教習内容を定めたり、数点教習の内容を設定し、天候などによって優先順位を決める場合にであっても、教習計画に基づき行うことを確保するため、あらかじめその内容を定めておくものであること。いずれにしても教習生に教習の内容を選択させることは、目標の趣旨にそぐわないため、行わせないこと。

エ 山岳コースの運転、都市高速道路の運転など指定自動車教習所の創意工夫に基づいた教習を行うよう努めさせること。

オ 本項目は1時限を超えて行わせないこと。ただし、中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれも受けていない者について「高速道路での運転」を行う場合は、本教習を含め2時限を超えない範囲で行わせても差し支えない。

カ 本項目において「高速道路での運転」を実施する場合における教習方法は次のとおりである。

(7) 本項目の実施に当たっては、あらかじめ教習生の高速道路での運転に関する知識の習得を図っておくこと。

(イ) 教習コースを実査した後、教習に適した区間、距離、時間帯を設定し、パーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討を実施した上で教習計画を策定させること。

(ウ) あらかじめ都道府県公安委員会に教習コース及び教習車両等を明示した具体的な教習計画を提出させ事故防止上問題がないことの確認を受けた上で、教習を行わせること。

なお、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。

(エ) 次のいずれかに該当する場合は、自動車による教習を行わせないこと。

a 通行止めの交通規制が実施されている場合

b 交通規制や交通混雑により安全、円滑な教習が行われないと認められる場合

c 教習車両に異常が認められた場合

(オ) 次のいずれかに該当する場合は、当該教習を中止することを検討させること。

a 悪天候等により教習をさせることが危険と認められる場合

b 出発時には異常はないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できなくなる蓋然性が高いと認められる場合

c 教習生が極度に緊張している場合

(カ) 教習中、当該教習を中止することとなった場合は、教習指導員は管理者等に連絡し、その後の教習について指示を受けさせること。なお、教習指導員がやむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させること。

(キ) 本項目の教習は、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路（付属する施設を含む。）及びこれに接続する一般道路において行わせること。

(ク) 教習生1人当たりの高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路での走

	行距離は、1人当たりおおむね15キロメートル以上とさせること。 なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。
--	---

イ 中型免許

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ハに規定する自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習（現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第1第8号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習とする（教習規則第3条第1項第1号）。	① 「別表第1第8号に掲げる事項の一部」とは、(2)の表における項目名9（夜間の運転）のうち、暗室において夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させるものであり、かつ、夜間の運転に係る教習時限のおおむね半分以上とさせること。 ② ①の方法による教習を行った後に運転シミュレーターによる教習は行わないこと。 ③ 道路における教習への移動時間が短いものに限らせること。 ④ 教習人数は、施設の規模に基づく適正なものとさせること。
2 府令第33条第5項第1号ニに規定する複数教習により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては教習規則別表第1第10号に掲げる事項に係る教習、現に準中型免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては同表第6号、第7号及び第10号に掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は4時限を超えないこと。ただし、現に準中型免許若しくは普通第二種免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ1時限又は3時限を超えないこと（教習規則第3条第2項第1号及び第2号、同第4条第1項第1号及び同条第2項）。	① (2)の表における項目名8（危険を予測した運転）については、観察教習を複数教習により行うことができることとする。 ② 教習生ごとの教習効果を均等にするという観点から、項目名及び教習時間（2時限連続して行う場合は2時限）ごとにそれぞれの教習生の運転する機会をできるだけ均等となるようにさせること。
3 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターによる教習（現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第1第7号から第9号までに掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は2時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第2号、同第4条第1項第2号及び同条第2項）。	① (2)の表における項目名8（危険を予測した運転）については、観察教習を運転シミュレーターにより行うことができることとする（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ④ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わないこと。 ⑤ (2)の表における項目名9（夜間の運転）及び10（悪条件下での運転）については、同一教習時限の一部として運転シミュレーターによる教習を行うことができることとする（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。
4 府令第33条第5項第1号ルに規定する準中型自動車を使用して行うことにより中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習（現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第1第7号及び第9号に掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は2時限を超えないこと。（教習規則第3条第5項第1号、同第4条第1項第5号及び同条第2項）	「当該教習の一部」とは、(2)の表における項目名7（貨物自動車の特性を理解した運転）のうち、教習所のコースにおいて、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させるものであること。
5 府令第33条第5項第1号ラに規定する普通自動車を使用して行うことにより中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習（現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第1第9号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第6項第1号、同第4条第1項第6号及び同条第2項）。	—
6 府令第33条第5項第1号レに規定する道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては教習規則別表第1第5号に掲げる事項に係る教習、現に準中型免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては教習規則別表第1第5号に掲げる事項、第7号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習（同表第8号に掲げる事項に係る教習にあつては、夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第9号に掲げる事項に係る教習にあつては、自動車教習所のコースその他の設備におい	① (2)の表における項目名5（方向変換及び縦列駐車）、7（貨物自動車の特性を理解した運転）、9（夜間の運転）及び10（悪条件下での運転）についてのみ行わせること。 ② 「夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習」は、次の方法により行わせること。 ア 教習の一部として（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き自動車教習所のコースにおいて、擬似薄暮時走行を行わせること（暗室における教習にあつては、夜間の運転に係る教習時限のおおむね半分以上とさせること。）。 イ 擬似薄暮時走行においては、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部への光の進入が遮断できるものであること。）を使用させること。 また、あらかじめ自動車教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに

	て凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場合に限る。)についてのみ行うこと。また、道路において行うこととされる教習は、府令別表第4の1の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から3時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、3時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、1時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、1時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと（教習規則第3条第8項第1号及び第2号、同第4条第1項第7号及び同条第2項）。	に、コース上に走行する四輪車等を混入させること。 ウ アのいずれの方法についても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。 エ 教習の途中において日没となった場合には、アの（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習の後に引き続き自動車教習所のコースにおいて行う教習に代えて道路における教習を行っても差し支えない（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。 ③ 「同号（別表第1第8号）に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習」は、次の方法により行わせること。 ア 日没後、（運転シミュレーターによる教習、）暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習のいずれかの方法により行わせること。なお、引き続き道路における教習を行わせること（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。 イ 教習の「一部」とは、暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習については教習時限のおおむね半分以上とさせること。 ④ 「自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習」は、次のいずれかの方法により行わせること。 ア 次の要件を満たすスキッドコース又はスキッド教習車により行う教習（以下「スキッド教習」という。）により行わせるもの。 (ア) スキッドコースの基準 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">スキッド路 μ 値</th><th colspan="2">スキッド路 (m)</th></tr><tr><th>長さ</th><th>幅</th></tr><tr><td>普通・準中型・中型 コース</td><td rowspan="2">0.2 μ 以下</td><td>50以上</td><td>15以上</td></tr><tr><td>中型専用コース</td><td>40以上</td><td>15以上</td></tr></table> a スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。 b コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。 (イ) スキッド教習車の基準 <table><tr><th>内 容</th><th>基 準</th></tr><tr><td>走 行 速 度</td><td>40km/h以上</td></tr><tr><td>設 定 μ 値</td><td>0.2 μ 以下</td></tr></table> a スキッド教習車は、凍結路面の走行教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添のとおりとする。 b 本教習に用いるコースの安全地帯については、上記スキッドコース同様適宜設けること。 イ 自動車教習所の施設内で積雪又は凍結した路面を活用した教習を行うもの。 ウ イと運転シミュレーターによる教習を併用するもの（ただし、移動時間の短いものに限る。）。	区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)		長さ	幅	普通・準中型・中型 コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上	中型専用コース	40以上	15以上	内 容	基 準	走 行 速 度	40km/h以上	設 定 μ 値	0.2 μ 以下
区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)																			
		長さ	幅																		
普通・準中型・中型 コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上																		
中型専用コース		40以上	15以上																		
内 容	基 準																				
走 行 速 度	40km/h以上																				
設 定 μ 値	0.2 μ 以下																				
7	応用走行の最後の教習時限において、基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ、教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの等（1(2)の表においては項目名14（急ブレーキ）、2(2)の表においては、項目名6（経路の設定）、7（貨物自動車の特性を理解した運転）、9（夜間の運転）、10（悪条件下での運転）及び11（特別項目）については、教習効果の確認は行わせないこと。																			
—		① 応用走行における項目に先行して実施する学科教習は次のとおりである。ただし、当該学科教習を受けなければならない者に限る。 ア 項目名6（経路の設定）については、学科教習第2段階項目名16（経路の設計）を修了した者に対して行わせること。 イ 項目名7（貨物自動車の特性を理解した運転）については、学科教習第2段階項目名7（車に働く自然の力と運転）及び項目名12（乗車と積載）を修了した者に対して行わせること。 ウ 項目名8（危険を予測した運転）については、学科教習第2段階項目名6（人間の能力と運転）を修了した者に対して行わせること。 エ 項目名11（特別項目）のうち「高速道路での運転」を実施する場合については、学科教習第2段階項目名17（高速道路での運転）を修了した者に対して行わせること。 ② 項目名5（方向変換及び縦列駐車）については、教習が修了した後においても、他の教習項目を履修する教習時限の最後において、おおむね5分を超えない範囲で復習として行うことができるものとする。この場合、教習原簿により教習状況を明確にさせておくこと。 ③ 項目名6（経路の設定）における教習方法は次のとおりである。 ア あらかじめ教習生に地図を渡し、出発地・目的地を指示した後、できるだけ最短時間、最短距離の経路を設定させ、その後、運転させて実際の所要時間と距離の計測を行わせること。 イ 最適な経路の設定が可能となるよう、提示する地図においては図面上に目的地に至る道路の交通量や渋滞の頻度、道路工事の有無、交通規制内容・箇所などの情報を記載させること。 ウ 本項目が目標に達したことの確認は、一定時間の走行の中で教習指導員のさしたる助言もなく安全に運転できることをもって行うものであること。したがって、当該確認に適した経路を選び行わせること。																			

- ④ 項目名 7（貨物自動車の特性を理解した運転）における教習方法は次のとおりである。
- ア 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の 3 カ所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。
 - イ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね 50 パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させること。
 - ウ 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせること。
 - エ パネル型トラックを想定した運転を習得させる項目については、運転手席後方をカーテン等で遮蔽した状態で方向変換又は縦列駐車を行わせ、車室内から後方を直接目視できない状況における後退を体験させること。
- ⑤ 項目名 8（危険を予測した運転）における教習方法は次のとおりである。
- ア 教習規則別表第 1 第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に係る教習の大部分を終えた後に実施させること。
 - イ 本項目は、観察教習及びコメンタリードライビングによる教習により行う。
 - ウ 本項目を 1 時限行った後、引き続き学科教習第 2 段階項目名 1（危険予測ディスカッション（1 時限））を行わせること。
 - エ 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
 - (ア) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - (イ) 観察教習を運転シミュレーターと複数教習で行う場合については、それぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
- ⑥ 項目名 9（夜間の運転）及び 10（悪条件下での運転）については、合わせて 1 時限で行うものであることから、原則として 2 つを超える教習方法を用いて実施しないこと。また、2 つを超える方法により行う場合であっても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。
- ⑦ 項目名 9（夜間の運転）における教習方法は次のとおりである。
- 道路における教習にあつては、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。)
- ⑧ 項目名 10（悪条件下での運転）における教習方法は次のとおりである。
- 自動車教習所のコース又は道路において、実際の悪条件下における教習を実施する場合は、凍結の状態にある路面での走行に係る教習に限らせること。
- なお、上記内容を道路において実施する場合は、安全が確保されているものに限らせること。
- また、道路若しくは自動車教習所のコースにおける教習又はスキッド教習（悪条件の一部についての走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。
- ⑨ 項目名 11（特別項目）における教習方法は次のとおりである。
- ア 技能教習の他の項目の教習を通じ、容易に実施できるようなものは、原則として行わせないこと。
 - イ あらかじめ都道府県公安委員会に教習計画を提出し、目標の趣旨に沿った教習であることの確認を受けて行わせること。
 - ウ 季節、月別に教習内容を定めたり、数点教習の内容を設定し、天候などによって優先順位を決める場合であっても、教習計画に基づき行うことを確保するため、あらかじめその内容を定めておくものであること。いずれにしても教習生に教習の内容を選択させることは、目標の趣旨にそぐわないため、行わせないこと。
 - エ 山岳コースの運転、都市高速道路の運転など指定自動車教習所の創意工夫に基づいた教習を行うよう努めさせること。
 - オ 本項目は 1 時限を超えて行わせないこと。ただし、準中型免許、普通免許又は普通第二種免許のいずれも受けていない者について「高速道路での運転」を行う場合は、本教習を含め 2 時限を超えない範囲で行わせても差し支えない。
 - カ 本項目において「高速道路での運転」を実施する場合における教習方法は次のとおりである。
 - (ア) 本項目の実施に当たっては、あらかじめ教習生の高速道路での運転に関する知識の習得を図っておくこと。
 - (イ) 教習コースを実査した後、教習に適した区間、距離、時間帯を設定し、パーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討を実施した上で教習計画を策定させること。
 - (ウ) あらかじめ都道府県公安委員会に教習コース及び教習車両等を明示した具体的な教習計画を提出させ事故防止上問題がないことの確認を受けた上で、教習を行わせること。

	なお、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。 (エ) 次のいずれかに該当する場合は、自動車による教習を行わないこと。 - a 通行止めの交通規制が実施されている場合 - b 交通規制や交通混雑により安全、円滑な教習が行われないと認められる場合 - c 教習車両に異常が認められた場合 (オ) 次のいずれかに該当する場合は、当該教習を中止することを検討させること。 - a 悪天候等により教習をさせることが危険と認められる場合 - b 出発時には異常はないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できなくなる蓋然性が高いと認められる場合 - c 教習生が極度に緊張している場合 (カ) 教習中、当該教習を中止することとなった場合は、教習指導員は管理者等に連絡し、その後の教習について指示を受けさせること。なお、教習指導員がやむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させること。 (キ) 本項目の教習は、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路（付属する施設を含む。）及びこれに接続する一般道路において行わせること。 (ク) 教習生1人当たりの高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路での走行距離は、1人当たりおおむね15キロメートル以上とさせること。 なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。
--	---

第3 準中型免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

- (1) 目標
 本科目の目標を示すと次のとおりとなる。
 ① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。
 ② 個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。
 ③ 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。
 ④ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。
 ⑤ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
 ⑥ 貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運転行動を適切にとることができる。
 ⑦ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。
- (2) 教習の科目
 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則		項目名	目標	内容
別表第2	1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第3号に掲げる事項を除く。）	1 車の乗り降りや運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	① 車の乗り方、降り方 ② 運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ③ シートベルトのつけ方、はずし方
		2 自動車の機構と運転装置の取扱い	運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	① 自動車の各装置の仕組み・働きと走行の原理 ② ハンドルのまわし方 ③ 各ペダルの踏み方、戻し方 ④ チェンジレバーの動かし方 ⑤ ハンドブレーキ等の使い方 ⑥ エンジンのかけ方、止め方 ⑦ その他の装置の名称、取り扱い方
		3 発進と停止	正しい操作手順で発進と停止ができる。	① 発進の仕方 ② 停止の仕方
		4 速度の調節	速度の上げ下げや速度を保つことができる。	① アクセルによる速度の変え方と保ち方 ② ブレーキによる速度の変え方 ③ 加速・減速チェンジの仕方
		5 走行位置と進路	直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。	① 視点の配り方、視野のとり方 ② 進路のとり方と修正の仕方 ③ 車両感覚のとらえ方と走行位置のとり方
	2 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第9号までに掲げる事項を除く。）	6 時機をとらえた発進と加速	タイミングのよい発進と力強い加速ができる。	① 合図と安全確認の仕方 ② 発進のタイミングのとり方 ③ 加速の仕方
		7 目標に合わせた停止	予定した位置に車を停止させることができる。	① 停止目標のとらえ方 ② 停止目標に合わせた速度の下げ方と進路のとり方 ③ 前方感覚のとらえ方と停止の仕方
		8 カーブや曲がり角の通行	曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。	① 曲がり具合のとらえ方 ② 速度とギアの選び方 ③ 走行位置と進路のとり方
		9 坂道の通行	勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	① 上り坂での速度とギアの選び方 ② 下り坂での速度とギアの選び方 ③ 坂の途中での停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方
		10 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	① 後退時の安全確認の仕方 ② 運転姿勢のとり方 ③ 視点の配り方、視野のとり方 ④ 車両感覚のとらえ方と走行位置のとり方 ⑤ 速度の調節の仕方 ⑥ 進路のとり方と修正の仕方 ⑦ 方向の変え方
		11 狭路の通行	狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	① 狭路の形状のとらえ方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚のとらえ方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切りかえしの仕方
		12 通行位置の選択と進路変更	道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方
		13 障害物への対応	障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。	① 障害物とその付近の情報のとり方 ② 進路変更の可否の判断 ③ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ④ 進路のとり方、戻し方
		14 標識・標示に従った走行	必要な標識・標示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。	① 自車の運転行動に関わる標識・標示の見方 ② 標識・標示に従った走行の仕方
		15 信号に従った走行	信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。	① 信号をとらえる時期と見方 ② 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ③ 信号待ちでの対応の仕方
		16 交差点の通行（直進）	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で	① 交差点への接近の仕方 ② 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕

別 表 第 一			通行できる。	方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向右折車の動きのとりえ方 ⑤ 交差点内の走行位置と速度の選び方
		17 交差点の通行（左折）		① 交差点への接近の仕方 ② 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向右折車等の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方
		18 交差点の通行（右折）		① 交差点への接近の仕方 ② 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向直進車、左折車の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方
		19 見通しの悪い交差点の通行	見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点への接近の仕方 ② 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ③ 自車の見せ方を意識した走行の仕方
		20 踏切の通過	一時停止と安全確認を確実にを行い、速やかに通過することができる。	① 一時停止の仕方 ② 安全確認と通過の仕方 ③ 踏切内で故障した場合等の措置
	3 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行	21 A T自動車の運転	A T自動車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	① クリープ現象 ② 発進と停止の仕方 ③ 加速と減速の仕方
		22 A T自動車の急加速と急発進時の措置	A T自動車での急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。	① 急加速の仕方 ② 段差路での発進と急発進時の措置の仕方
	1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他貨物自動車の運転に係る操作	23 車の乗り降りと運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	① 車の乗り方、降り方 ② 運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ③ シートベルトのつけ方、はずし方 ④ 安定した運転姿勢のとり方 ⑤ シートベルトの正しい装着効果の体験
		24 運転装置の取扱いと日常点検整備等	運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実にすることができる。	① 運転装置の取扱い ・ ハンドルのまわし方 ・ 各ペダルの踏み方、戻し方 ・ チェンジレバーの動かし方 ・ パーキングブレーキの使い方 ・ エンジンのかけ方、止め方 ② 日常点検整備等 ・ 運転席での点検 ・ エンジンルームの点検 ・ 車の周りからの点検 ・ 装備品等の点検
		25 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。 平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。	① 車両直前の死角への対応 ② 車両側方の死角への対応 ③ 車両後方の死角への対応 ④ 車高感覚の把握の仕方 ⑤ 平積み型及びパネル型への対応 ⑥ 前方距離感覚のとり方 ⑦ 速度感覚のとり方 ⑧ 内輪差の把握と対応
		26 基本的な運転操作	正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。	① 発進と停止 ② 走行位置と進路 ③ 速度の調節 ④ 個癖の修正
	2 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）、路端における停車及び発進、隘路への進	27 時機を捉えた発進と加速及び目標に合わせた停止	タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。	① 時機を捉えた発進と加速 ② 目標に合わせた停止
		28 カーブや曲がり角の通行	貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。	① 曲がり具合の捉え方 ② 速度とギアの選び方 ③ 走行位置と進路のとり方 ④ カーブや曲がり角の円滑な通行
		29 坂道の通行	勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。	① 上り坂での速度とギアの選び方 ② 下り坂での速度とギアの選び方 ③ 坂の途中での停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方 ⑤ 円滑な坂道での通行

入その他の貨物自動車の運転に係る走行（次号から第10号までに掲げる事項を除く。）。ただし、路端における停車及び発進、隘路への進入を除く。（教習規則第1条第1項第3号）	30 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	① 後退時の安全確認の仕方 ② 運転姿勢のとり方 ③ 視点の配り方、視野のとり方 ④ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ⑤ 速度の調節の仕方 ⑥ 進路のとり方と修正の仕方 ⑦ 方向の換え方 ⑧ 坂道の後退 ⑨ 正確な目標位置への後退
	31 狭路の通行	様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。	① 狭路の形状の捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切り返しの仕方 ○ 曲線狭路の後退
	32 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方 ④ 障害物とその付近の情報のとり方 ⑤ 進路変更の可否の判断 ⑥ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ⑦ 進路のとり方、戻り方
	33 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行することができる。 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。	① 交差点の直進の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方 ⑤ 信号を捉える時機と見方 ⑥ 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ⑦ 信号待ちでの対応の仕方 ⑧ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑨ 標識・標示等に従った走行の仕方
	34 踏切の通過	一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	① 一時停止の仕方 ② 安全確認と通過の仕方 ③ 踏切内で故障した場合等の措置
	35 教習効果の確認（みきわめ）		第1段階の教習効果の確認

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習は、教習規則別表第1第1号及び第2号に掲げる事項（教習規則第1条第2項第3号及び第4号）。	－
－	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現 有 免 許	な し	普通免許		大特又は大特二種免許		大型二輪又は普通二輪免許	普通第二種免許	
			A T 普通免許		カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許		A T 普通第二種免許	
教習時限数	1 8	4	8	1 3	1 8	1 6	4	8

- (4) 教習方法
法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号チに規定する模擬運転装置（運転シミュレーター（模擬運転装置であって、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を除く。）による教習は、教習規則別表第1第1号及び別表第2第1号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限を超えないこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、別表第1第1号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第4条第1項第3号及び同条第4項）。	① (2)の表における、項目名1（車の乗り降りと運転姿勢）から5（走行位置と進路）まで及び23（車の乗り降りと運転姿勢）から26（基本的な運転操作）まで（項目名23（車の乗り降りと運転姿勢）のうち④及び⑤、24（運転装置の取扱いと日常点検整備等）のうち②、25（車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作）並びに26（基本的な運転操作）のうち④を除く。）についてのみ行わせること。 ② 教習生1人当たりの装置の数は1台とさせること。 ③ 1人の教習指導員につき5人以下の教習生を対象に実施させること。 ④ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ⑤ A T自動車の教習と同時にに行わせないこと。
2 府令第33条第5項第1号リに規定する無線指導装置による教習は、教習規則別表第1第2号又は別表第2第2号若しくは第3号に掲げる事項であつて、交差点の通行（左折及び右折を含む。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとし、当該無線指導装置による教習の教習時間は、別表第1第2号に掲げる事項に係る教習にあつては1時限、別表第2第2号又は第3号に掲げる事項に係る教習にあつては3時限（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては1時限）を超えないこと（教習規則第4条第3項及び第4項）。	① (2)の表における、項目名12（通行位置の選択と進路変更）から22（A T自動車の急加速と急発進時の措置）まで及び32（通行位置の選択と進路変更、障害物への対応）から34（踏切の通過）までについてのみ行わせること。 ② 教習時間は、項目名12（通行位置の選択と進路変更）から22（A T自動車の急加速と急発進時の措置）までについて3時限、項目名32（通行位置の選択と進路変更、障害物への対応）から34（踏切の通過）までについて1時限を超えないこと。 ③ 無線指導装置によらない教習を行った後に復習として行わせること。 ④ 1人の教習指導員につき3人以下の教習生（特定後写鏡等条件の教習生を除く。）を対象に実施させること。 ⑤ 安全を確保するため、同時に無線指導装置による教習を行う車両の数は、そのコースの最大稼働台数の2割を超えさせないこと。
3 府令第33条第5項第1号ヲに規定する普通自動車を使用して行うことにより準中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習に限る。）は、別表第2第3号に掲げる事項に係る教習とし、その教習時間は4時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）に対する教習にあつては、1時限）を超えないこと（教習規則第3条第6項第2号及び第3号、同第4条第1項第6号及び同条第4項）。	(2)の表の項目名21（A T自動車の運転）及び22（A T自動車の急加速と急発進時の措置）は、普通自動車のA T自動車を使用して原則として1時限のみ行わせること。
4 府令第33条第5項第1号ヰに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）については、教習規則別表第2第1号及び第2号に掲げる事項に係る教習とし、その教習時間は12時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許（カタビラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあつては7時限、現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては10時限）以上行うこと（教習規則第3条第7項、同第4条第5項）。	－
5 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	① 準中型自動車を使用させること。 ② その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては項目名1（車の乗り降りと運転姿勢）から項目名22（オートマチック車の急加速と急発進時の措置）まで）については、教習効果の確認を行わせないこと。
－	① 学科教習の第1段階項目名1（運転者の心得）を修了した者に対して行わせること。 ② 項目名25（車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作）について 本項目における教習内容⑤「平積型及びパネル型への対応」においては、車両の荷台の四隅にパネル型の車高に相当する高さのポールを立て、高さを調節できるバー等の下を通過させるなどして車高感覚を養わせること。
－	① 特定後写鏡等条件の教習生には、ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法及び使用方法その他の特定後写鏡等の適切な活用について、全般を通じて、教習を行わせること。 ② 特定後写鏡等条件の教習生には、(2)の表の項目名19（見通しの悪い交差点の通行）において、狭い道路から広い道路に前進し、又は道路外から道路に前進するときに必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせること。 ③ 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、補聴器を使用させても差し支えない。

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。
- ② 他の交通への気配りをしながら、貨物に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。
- ③ 自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
- ④ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転ができる。
- ⑤ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性に気配りした運転ができる。
- ⑥ 貨物に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
- ⑦ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則	項目名	目標	内 容
別 表 第 二	4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第6号から第9号までに掲げる事項を除く。）	1 路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	① 道路交通状況に応じた運転 ② 運転席における点検 ③ エンジンルームの点検 ④ 車のまわりからの点検 ⑤ その他必要な準備
		2 交通の流れに合わせた走行	① 交通の流れへの入り方 ② 交通の流れに合わせた速度の選び方 ③ 速度に合わせた車間距離のとり方
		3 適切な通行位置	① 中央線のない道路 ② 片側一車線の道路 ③ 多車線の道路
		4 進路変更	① 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ② 右・左折に伴う進路変更の仕方
		5 信号、標識・標示等に従った運転	① 信号の読み取りと対応の仕方 ② 標識・標示等の読み取りと対応の仕方
		6 交差点の通行	① 交差点の直進の仕方 ② 交差点の左折の仕方 ③ 交差点の右折の仕方 ④ 見通しの悪い交差点の通り方
		7 歩行者等の保護	① 歩行者等の動きの読み取り方 ② 歩行者等の側方通過の仕方 ③ 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ④ 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ⑤ その他歩行者等に対する気配り
		8 道路及び交通の状況に合わせた運転	① 坂道での運転 ② カーブでの運転 ③ 対向車との行き違いの仕方 ④ 他の交通に対する意思表示の仕方 ○ 踏切での運転 ○ 追い越し方、追い越され方 ○ 渋滞時の運転 ○ 緊急自動車等への対応の仕方
		9 駐・停車	① 駐・停車場の選び方 ② 駐・停車の仕方
	5 方向変換、縦列駐車及び急ブレーキによる停止を行うための走行。ただし、急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。（教習規則第1条第1項第4号）	10 方向変換及び縦列駐車	① 駐・停車場でのとめ方と出方 ② 幅寄せの仕方
	7 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	11 危険を予測した運転	① 危険要因のとらえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方 ○ 降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ○ 夜間の運転 ○ 危険予測ディスカッション
	8 高速運転に必要な技能に基づく走行	12 高速道路での運転	① 高速走行前の車両の点検の仕方 ② 本線車道への進入 ③ 本線車道での走行 ④ 本線車道からの離脱 ○ 高速道路利用上の心得 ○ 走行計画の立て方

別 表 第 一	3 急ブレーキによる停止を行うための走行	13 急ブレーキ	速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに貨物への影響を理解させる。	① 急ブレーキ ② 緊急時の減速 ○ 緊急回避 ○ 急ブレーキによる貨物への影響
	4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で貨物自動車に係るもの（次号から第10号までに掲げる事項を除く。）	14 交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	① 交通の流れへの入り方 ② 交通の流れに合わせた速度の選び方 ③ 速度に合わせた車間距離のとり方 ④ 適切な通行位置 ・ 中央線のない道路 ・ 片側一車線の道路 ・ 多車線の道路 ・ 通行区分等を示す標識・標示等のある道路 ⑤ 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ⑥ 右・左折に伴う進路変更の仕方
		15 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	① 交差点の直進の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方 ⑤ 信号を捉える時機と見方 ⑥ 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ⑦ 信号待ちでの対応の仕方 ⑧ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑨ 標識・標示等に従った走行の仕方
		16 歩行者等の保護	歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	① 歩行者等の動きの読みとり方 ② 歩行者等の側方通過の仕方 ③ 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ④ 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ⑤ 身体の不自由な者等への気配り ⑥ その他歩行者等に対する気配り
		17 道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転	道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。 時間帯に応じた運転行動がとれる。	① 坂道での運転 ② カーブでの運転 ③ 対向車との行き違いの仕方 ④ 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ⑤ 段差のある道路での運転 ○ 踏切での運転 ○ 追い越し方、追い越され方 ○ 渋滞時の運転
	5 方向変換及び縦列駐車	18 方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	① 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ② 幅寄せの仕方
	6 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における貨物自動車の運転に係る走行	19 経路の設定	貨物自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。	① 目的地までの経路の設定 ② 経路に応じた通行位置と進路 ③ 法規に従った運転 ④ 交通の流れに合わせた運転 ⑤ 他の交通に対する気配り ⑥ 危険を予測した運転

7 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	20 貨物自動車の特性を理解した運転	貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。 運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができる。	① 道路及び交通の状況に応じた速度による運転と滑らかな速度の変え方 ・ 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 ・ 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 ・ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転 ② パネル型トラックを想定した運転
	21 危険を予測した運転	他の交通とのかかわりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めを選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、自車の安全確保ができる。	① 危険要因の捉え方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方 ④ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方
8 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	22 夜間の運転	夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。	① 夜間における運転視界の確保の仕方 ② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 ③ 夜間における運転の仕方
9 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	23 悪条件下での運転	様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、貨物に配慮し、安全に運転（中止）することができる。	① 積雪、凍結道路の運転の仕方 ② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 ③ 豪雨、強風下での運転の仕方 ④ 道路冠水の場合の措置
10 地形その他の地域の特性に応じた貨物自動車の運転に係る走行	24 特別項目	地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。	次の中から選択して実施 ・ 山道での運転 ・ 都市高速道路の運転 ・ その他地域の特性等に応じた運転
25 教習効果の確認（みきわめ）		第2段階までの教習効果の確認	

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許に係る技能教習は、教習規則別表第1第3号から第10号までに掲げる事項（教習規則第1条第2項第3号）。	—
現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習は、教習規則別表第1第3号、第4号、第5号及び第10号に掲げる事項（教習規則第1条第2項第4号）。	—
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現 有 免 許	な し	普通免許		大特又は大特二種免許		大型二輪又は普通二輪免許	普通第二種免許	
			AT普通免許		カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許		A T 普 通 第 二 種 免 許	
教習時限数	2 3	9	9	1 8	2 3	2 3	5	5

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
準中型免許に係る応用走行（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）は、教習規則別表第1第7号に掲げる事項に係る教習を2時限並びに同表第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと。（教習規則第2条第4号）	(2)の表における項目名20（貨物自動車の特性を理解した運転）及び21（危険を予測した運転）については、それぞれ1時限、項目名22（夜間の運転）及び23（悪条件下での運転）を合わせて1時限行うこと。
準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第1第3号から第6号まで及び第10号に掲げる事項に係る教習を5時限、6時限又は7時限、同表第7号に掲げる事項に係る教習を2時限、同表第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習を1時限並びに別表第2第7号及び第8号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ1時限行うこと。（教習規則第2条第5号）	(2)の表における項目名13（急ブレーキ）、14（交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更）、15（交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行及び信号、標識・標示等に従った走行）、16（歩行者等の保護）、17（道路及び交通の状況、時間帯に応じた運転）、18（方向変換及び縦列駐車）、19（経路の設定）及び24（特別項目）を5時限以上7時限以下で、項目名20（貨物自動車の特性を理解した運転）及び21（危険を予測した運転）については、それぞれ1時限、項目名22（夜間の運転）及び23（悪条件下での運転）を合わせて1時限、項目名11（危険を予測した運転）及び12（高速道路での運転）については、それぞれ1時限行うこと。

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ハに規定する自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれらの方と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第1第8号に掲げる事項の一部について行う教習であつて、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験することによるもの（以下「眩惑等体験教習」という。）とする（教習規則第3条第1項第1号）。	① 「別表第1第8号に掲げる事項の一部」とは、(2)の表における項目名22（夜間の運転）のうち、暗室において夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させるものであり、かつ、夜間の運転に係る教習時限のおおむね半分以上とさせること。 ② ①の方法による教習を行った後に運転シミュレーターによる教習は行わせないこと。 ③ 道路における教習への移動時間が短いものに限定すること。 ④ 教習人数は、施設の規模に基づく適正なものとさせること。
2 府令第33条第5項第1号ニに規定する複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては教習規則別表第1第10号に掲げる事項に係る教習、現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては別表第1第6号、第7号及び第10号に掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）、現に普通免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては別表第1第6号、第7号及び第10号に掲げる事項、別表第2第4号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）並びに同表第7号及び第8号に掲げる事項に係る教習（別表第1第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。））についてのみ行い、その教習時間は、別表第1に掲げる事項にあつては5時限、別表第2に掲げる事項にあつては3時限を超えないこと。ただし、現に普通第二種免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ1時限又は3時限を超えないこと。（教習規則第3条第2項第1号、第3号及び第4号、同第4条第1項第1号及び同第4条第4項）。	① (2)の表における、項目名9（駐・停車）、11（危険を予測した運転）、12（高速道路での運転）、19（経路の設定）、21（危険を予測した運転）（観察教習に限る。）及び24（特別項目）についてのみ行わせること。 ② 教習時間は、項目名19（経路の設定）、21（危険を予測した運転）（観察教習に限る。）及び項目名24（特別項目）については5時限を、項目名9（駐・停車）、11（危険を予測した運転）及び12（高速道路での運転）については3時限を超えないこと。ただし、現に普通免許を受けている者に対する教習にあつては、項目名19（経路の設定）、21（危険を予測した運転）（観察教習に限る。）及び24（特別項目）について3時限を、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、項目名24（特別項目）について1時限を超えないこと。 ③ 教習生ごとの教習効果を均等にするという観点から、項目名及び教習時間（2時限連続して行う場合は2時限）ごとにそれぞれの教習生の運転する機会をできるだけ均等となるようにさせること。
3 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターによる教習は、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、教習規則別表第1第3号に掲げる事項に係る教習、現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、別表第1第3号及び第7号から第9号までに掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）、現に普通免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては、別表第1第3号及び第7号から第9号まで並びに別表第2第7号及び第8号に掲げる事項に係る教習（別表第1第7号及び別表第2第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。））についてのみ行い、かつ、その教習時間は、別表第1に掲げる事項にあつては3時限、別表第2に掲げる事項にあつては2時限を超えないこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ3時限又は1時限を超えないこと。（教習規則第3条第3項第1号、第3号及び第4号、同第4条第1項第2号及び同第4条第4項）。	① (2)の表における項目名11及び21（危険を予測した運転）については、観察教習を運転シミュレーターにより行うことができることとする（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限定すること。）。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限定すること。 ④ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。 ⑤ (2)の表における項目名22（夜間の運転）及び23（悪条件下での運転）については、同一教習時限の一部として運転シミュレーターによる教習を行うことができることとすること（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限定すること。）。 ⑥ 項目名22（夜間の運転）及び23（悪条件下での運転）については、当分の間、中型免許又は第二種免許に係る教習用ソフトを使用しても差し支えない。
4 府令第33条第5項第1号ロに規定する普通自動車を使用して行うことにより準中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては教習規則別表第1第9号に掲げる事項に係る教習、現に普通免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては同表第6号及び第9号に掲げる事項に係る教習（同表第6号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第2第8号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）であつて、かつ、その教習時間は4時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、1時限）を超えないこと（教習規則第3条第6項第2号及び第3号、同第4条第1項第6号及び同第4条第4項）。	① 項目名19（経路の設定）を普通自動車を使用して行う場合、項目名12（高速道路での運転）と連続して行うこと。 ② 項目名19（経路の設定）を普通自動車を使用して行う場合であっても、同項目については準中型自動車を使用して1時限以上の教習を行うこと。
5 府令第33条第5項第1号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第2第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は12時限（大型特殊免許又は大型特殊第二種免許（カタビラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあつては7時限）以上行うこと（教習規則第3条第7項、同第4条第5項）。	A T自動車及びM T自動車の運転を習得するという観点から、A T自動車の普通自動車を使用した教習は、項目名1（路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備）から12（高速道路での運転）までについて、おおむね2時限以上4時限以下とさせること（項目名19（経路の設定）及び項目名23（悪条件下での運転）について普通自動車を使用して行う場合を含む。）。
6 府令第33条第5項第1号レに規定する道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習	① (2)の表における、項目名1（路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備）、9（駐・停車）、10（方向変換及び縦列駐車）、11（危険を予測した運転）、13（急ブレーキ）、18（方向変換及

と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては教習規則別表第1第3号及び第5号に掲げる事項に係る教習、現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては別表第1第3号及び第5号に掲げる事項、同表第7号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第8号及び第9号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第8号及び第9号並びに別表第2第4号に掲げる事項、同表第5号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第7号に掲げる事項に該当する教習（別表第1第8号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第9号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場合に限り、別表第2第4号に掲げる事項に係る教習にあってはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。）についてのみ行うこと。また、道路において行うこととされる教習は、府令別表第4の1の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から7時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、7時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては4時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、4時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては2時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、2時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと（教習規則第3条第8項第3号、第4号及び第5号、同第4条第1項第7号及び同条第4項）。

7 応用走行の最後の教習時限において、基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ、教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。

—

び縦列駐車）、20（貨物自動車の特性を理解した運転）、21（危険を予測した運転）、22（夜間の運転）及び23（悪条件下での運転）についてのみ行わせること。ただし、項目名11（危険を予測した運転）及び21（危険を予測した運転）については、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習についてのみ行わせること。

② 「夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習」は、次の方法により行わせること。

ア 教習の一部として（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き自動車教習所のコースにおいて、擬似薄暮時走行を行わせること（暗室における教習にあっては、夜間の運転に係る教習時限のおおむね半分以上とさせること。）。

イ 擬似薄暮時走行においては、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部への光の進入が遮断できるものであること。）を使用させること。

また、あらかじめ自動車教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させること。

ウ アのいずれの方法についても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。

エ 教習の途中において日没となった場合には、アの（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習の後に引き続き自動車教習所のコースにおいて行う教習に代えて道路における教習を行っても差し支えない（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。

③ 「同号（別表第1第8号）に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習」は、次の方法により行わせること。

ア 日没後、（運転シミュレーターによる教習、）暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習のいずれかの方法により行わせること。なお、引き続き道路における教習を行わせること（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。

イ 教習の「一部」とは、暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習については教習時限のおおむね半分以上とさせること。

④ 「自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習」は、次のいずれかの方法により行わせること。

ア 次の要件を満たすスキッドコース又はスキッド教習車により行う教習（以下「スキッド教習」という。）により行わせるもの。

(7) スキッドコースの基準

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)	
		長さ	幅
普通・準中型・中型・大型コース 大型専用コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上

a スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。
b コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

(イ) スキッド教習車の基準

内 容	基 準
走 行 速 度	40km/h以上
設 定 μ 値	0.2 μ 以下

a スキッド教習車は、凍結路面の走行教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添のとおりとする。
b 本教習に用いるコースの安全地帯については、上記スキッドコース同様適宜設けること。

イ 自動車教習所の施設内で積雪又は凍結した路面を活用した教習を行うもの。

ウ イと運転シミュレーターによる教習を併用するもの（ただし、移動時間の短いものに限る。）。

① 準中型自動車を使用させること。

② その性質上教習効果を確認することが困難なもの（1(2)の表においては項目名1（車の乗り降りと運転姿勢）から項目名22（オートマチック車の急加速と急発進時の措置）まで、2(2)の表においては項目名1（路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備）から項目名13（急ブレーキ）まで、項目名19（経路の設定）、項目名20（貨物自動車の特性を理解した運転）、項目名22（夜間の運転）、項目名23（悪条件下での運転）及び項目名24（特別項目）については、教習効果の確認は行わせないこと。

① 特定後写鏡等条件の教習生には、ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法及び使用方法その他の特定後写鏡等の適切な活用について、全般を通じて、教習を行わせること。

② 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、④オ(イ)の外輪差の体感及び(ウ)の警音器の吹鳴について教習を行う場合には、補

聴器を使用させないこと。

- ③ 応用走行における項目に先行して実施する学科教習は次のとおりである。ただし、当該学科教習を受けなければならない者に限る。
- ア 項目名19（経路の設定）については、学科教習第2段階項目名16（経路の設計）を修了した者に対して行わせること。
 - イ 項目名20（貨物自動車の特性を理解した運転）については、学科教習第2段階項目名7（車に働く自然の力と運転）及び項目名12（乗車と積載）を修了した者に対して行わせること。
 - ウ 項目名21（危険を予測した運転）については、学科教習第2段階項目名6（人間の能力と運転）を修了した者に対して行わせること。
- ④ 項目名11（危険を予測した運転）について
- ア 教習規則別表第1第3号、別表第2第4号及び第5号に掲げる事項に係る教習の大部分を終えた後に実施させること。
 - イ 観察教習を行う場合にあっては、一部についてのみとさせること。
 - ウ 本項目を1時限行った後、引き続き学科教習第2段階項目名1（危険予測ディスカッション（1時限））を行わせること。
 - エ 特定後写鏡等条件の教習生には、オについて教習を行う必要があることから、単独教習を実施させること。また、運転シミュレーターによる観察教習は行わせないこと。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生について、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる観察教習を実施させても差し支えない。
 - オ 特定後写鏡等条件の教習では、コースにおいて、次の教習を行わせること。
 - (ア) 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、教習車両のリアトランクに赤色回転灯を設置するなどして行わせること。
 - (イ) 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせること。また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させること。なお、後退時の実技は省略することとしても差し支えない。
 - (ウ) 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するように設置して警音器を適切に吹鳴させるとともに、危険を回避させる方法をとらせること。
- ⑤ 項目名12（高速道路での運転）について
- ア 安全を確保するため、学科教習の第2段階項目名17（高速道路での運転）を修了し、かつ、教習規則別表第2第4号、第5号及び第7号に掲げる事項の教習を終えた後に実施させること。
 - イ 教習コースを実査した後教習に適した区間、距離、時間帯を設定し、パーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をした上で、教習計画を策定させること。
 - ウ あらかじめ都道府県公安委員会に教習コース及び教習車両等を明示した具体的な教習計画を提出させ、事故防止上問題がないことの確認を受けた上で、教習を行わせること。
なお、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。
 - エ 次のいずれかに該当する場合は、自動車による教習を行わせないこと。
 - (ア) 通行止めの交通規制が実施されている場合
 - (イ) 交通規制や交通混雑により安全、円滑な教習が行われないと認められる場合
 - (ウ) 教習車両に異常が認められた場合
 - オ 次のいずれかに該当する場合は、当該教習を中止することを検討させること。
 - (ア) 悪天候等により教習をさせることが危険と認められる場合
 - (イ) 出発時には異常はないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できなくなる蓋然性が高いと認められる場合
 - (ウ) 教習生が極度に緊張している場合
 - カ 教習中、当該教習を中止することとなった場合は、教習指導員は管理者等に連絡し、その後の教習について指示を受けさせること。
なお、教習指導員がやむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させること。
 - キ 本項目の教習は、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路（付属する施

設を含む。)及びこれに接続する一般道路において行わせること。

ク 教習生1人当たりの高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路での走行距離は、1時限当たりおおむね15キロメートル以上とさせること。

なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。

ケ 本項目名の教習は、次のいずれかに該当する場合は運転シミュレーターにより行い、その他の場合は道路において自動車により行わせること。

(ア) 自動車教習所が高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路から離れた地域に位置する場合

(イ) エ又はオにより自動車による教習を行わない場合

(ウ) その他自動車による教習を行うことが困難な場合

コ 運転シミュレーターにより教習を行う場合、教習生1人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせること。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習するなど効果的な教習に努めさせること。

⑥ 項目名18(方向変換及び縦列駐車)については、教習が修了した後においても、他の教習項目を履修する教習時限の最後において、おおむね5分を超えない範囲で復習として行うことができるものとする。この場合、教習原簿により教習状況を明確にしておくこと。

⑦ 項目名19(経路の設定)における教習方法は次のとおりである。

ア あらかじめ教習生に地図を渡し、出発地・目的地を指示した後、できるだけ最短時間、最短距離の経路を設定させ、その後、運転させて実際の所要時間と距離の計測を行わせること。

イ 最適な経路の設定が可能となるよう、提示する地図においては図面上に目的地に至る道路の交通量や渋滞の頻度、道路工事の有無、交通規制内容・箇所などの情報を記載させること。

ウ 本項目が目標に達したことの確認は、一定時間の走行の中で教習指導員のさしたる助言もなく安全に運転できることをもって行うものであること。したがって、当該確認に適した経路を選び行わせること。

⑧ 項目名20(貨物自動車の特性を理解した運転)における教習方法は次のとおりである。

ア 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、車軸の上に当たる部分に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。

イ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させること。

ウ 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせること。

エ パネル型トラックを想定した運転を習得させる項目については、運転手席後方をカーテン等で遮蔽した状態で方向変換又は縦列駐車を行わせ、車室内から後方を直接目視できない状況における後退を体験させること。

⑨ 項目名21(危険を予測した運転)における教習方法は次のとおりである。

ア 教習規則別表第1第3号、第4号及び第5号に掲げる事項に係る教習の大部分を終えた後に実施させること。

イ 本項目は、観察教習及びコメンタリードライビングによる教習により行う。

ウ 本項目を1時限行った後、引き続き学科教習第2段階項目名1(危険予測ディスカッション(1時限))を行わせること。

エ 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。

(ア) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

(イ) 観察教習を運転シミュレーターと複数教習で行う場合については、それぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

オ 特定後写鏡等条件の教習生には、力について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させること。また、運転シミュレーターによる観察教習は行わせないこと。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生について、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる観察教習を実施させても差し支えない。

カ 特定後写鏡等条件の教習では、コースにおいて、次の教習を行わせること。

狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、

	車両から降車して確認を行わせること。 ⑩ 項目名22（夜間の運転）及び23（悪条件下での運転）については、合わせて1時限で行うものであることから、原則として2つを超える教習方法を用いて実施しないこと。また、2つを超える方法により行う場合であっても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。 ⑪ 項目名22（夜間の運転）における教習方法は次のとおりである。 道路における教習にあつては、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。 ⑫ 項目名23（悪条件下での運転）における教習方法は次のとおりである。 自動車教習所のコース又は道路において、実際の悪条件下における教習を実施する場合は、凍結の状態にある路面での走行に係る教習に限らせること。 なお、上記内容を道路において実施する場合は、安全が確保されているものに限らせること。 また、道路若しくは自動車教習所のコースにおける教習又はスキッド教習（悪条件の一部についての走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。 ⑬ 項目名24（特別項目）における教習方法は次のとおりである。 ア 技能教習の他の項目の教習を通じ、容易に実施できるようなものは、原則として行わせないこと。 イ あらかじめ都道府県公安委員会に教習計画を提出し、目標の趣旨に沿った教習であることの確認を受けて行わせること。 ウ 季節、月別に教習内容を定めたり、数点教習の内容を設定し、天候などによって優先順位を決める場合にあっては、教習計画に基づき行うことを確保するため、あらかじめその内容を定めておくものであること。いずれにしても教習生に教習の内容を選択させることは、目標の趣旨にそぐわないため、行わせないこと。 エ 山岳コースの運転、都市高速道路の運転など指定自動車教習所の創意工夫に基づいた教習を行うよう努めさせること。 オ 本項目は1時限を超えて行わせないこと。
--	---

第4 普通免許・AT普通免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

- (1) 目標
本科目の目標を示すと次のとおりとなる。
- ① 安全に対する気配りができ、運転装置を正しい手順で操作できる。
 - ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べる。
 - ③ 場内の道路及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。
 - ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。

- (2) 教習の科目
本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第2）	項 目 名	目 標	内 容
1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第3号に掲げる事項を除く。）	1 車の乗り降りや運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	① 車の乗り方、降り方 ② 運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ③ シートベルトのつけ方、はずし方
	2 自動車の機構と運転装置の取扱い	運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	① 自動車の各装置の仕組み・働きと走行の原理 ② ハンドルのまわし方 ③ 各ペダルの踏み方、戻し方 ④ チェンジレバーの動かし方 ⑤ ハンドブレーキ等の使い方 ⑥ エンジンのかけ方、止め方 ⑦ その他の装置の名称、取り扱い方
	3 発進と停止	正しい操作手順で発進と停止ができる。	① クリープ現象 ② 発進の仕方 ③ 停止の仕方
	4 速度の調節	速度の上げ下げや速度を保つことができる。	① アクセルによる速度の変え方と保ち方 ② ブレーキによる速度の変え方
	5 走行位置と進路	直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。	① 視点の配り方、視野のとり方 ② 進路のとり方と修正の仕方 ③ 車両感覚のとらえ方と走行位置のとり方
2 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第9号までに掲げる事項を除く。）	6 時機をとらえた発進と加速	タイミングのよい発進と力強い加速ができる。	① 合図と安全確認の仕方 ② 発進のタイミングのとり方 ③ 加速の仕方
	7 目標に合わせた停止	予定した位置に車を停止させることができる。	① 停止目標のとらえ方 ② 停止目標に合わせた速度の下げ方と進路のとり方 ③ 前方感覚のとらえ方と停止の仕方
	8 カーブや曲がり角の通行	曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。	① 曲がり具合のとらえ方 ② 速度の選び方 ③ 走行位置と進路のとり方
	9 坂道の通行	勾配に応じて速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	① 上り坂での速度とレンジの選び方 ② 下り坂での速度とレンジの選び方 ③ 坂の途中での停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方
	10 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	① 後退時の安全確認の仕方 ② 運転姿勢のとり方 ③ 視点の配り方、視野のとり方 ④ 車両感覚のとらえ方と走行位置のとり方 ⑤ 速度の調節の仕方 ⑥ 進路のとり方と修正の仕方 ⑦ 方向の変え方
	11 狭路の通行	狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	① 狭路の形状のとらえ方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚のとらえ方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切りかえしの仕方
	12 通行位置の選択と進路変更	道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方
	13 障害物への対応	障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。	① 障害物とその付近の情報のとり方 ② 進路変更の可否の判断 ③ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ④ 進路のとり方、戻し方
	14 標識・標示に従った走行	必要な標識・標示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。	① 自車の運転行動に関わる標識・標示の見方 ② 標識・標示に従った走行の仕方
	15 信号に従った走行	信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。	① 信号をとらえる時期と見方 ② 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ③ 信号待ちでの対応の仕方
	16 交差点の通行（直進）	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点への接近の仕方 ② 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとらえ方 ④ 対向右折車の動きのとらえ方 ⑤ 交差点内の走行位置と速度の選び方
	17 交差点の通行（左折）		① 交差点への接近の仕方 ② 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方

			③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向右折車等の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方
	18 交差点の通行（右折）		① 交差点への接近の仕方 ② 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向直進車、左折車の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方
	19 見通しの悪い交差点の通行	見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点への接近の仕方 ② 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ③ 自車の見せ方を意識した走行の仕方
	20 踏切の通過	一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	① 一時停止の仕方 ② 安全確認と通過の仕方 ③ 踏切内で故障した場合等の措置
3 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行	21 急加速と急発進時の措置	急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。	① 急加速の仕方 ② 段差路での発進と急発進時の措置の仕方
	22 教習効果の確認（みきわめ）		第1段階の教習効果の確認

- (3) 教習時間
府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現 有 免 許	な し	大特又は大特二種免許		大型二輪又は
			カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許	普通二輪免許
教習時限数	1 2	8	1 2	1 0

- (4) 教習方法
法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置により教習を行うこと（府令第33条第5項第1号ハ）。	AT自動車を使用させること。
2 府令第33条第5項第1号チに規定する模擬運転装置による教習は、教習規則別表第2第1号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第4条第1項第3号、同条第6項及び同条第7項）。	① 教習生1人当たりの装置の数は1台とさせること。 ② 1人の教習指導員につき5人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ④ 第2段階のMT自動車の教習と同時にに行わせないこと。
3 府令第33条第5項第1号リに規定する無線指導装置による教習は、教習規則別表第2第2号又は第3号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限を超えないこと（教習規則第4条第3項、同条第6項及び同条第7項）。	① (2)の表における、項目名12（通行位置の選択と進路変更）から21（急加速と急発進時の措置）までについてのみ行わせること。 ② 無線指導装置によらない教習を行った後に復習として行わせること。 ③ 1人の教習指導員につき3人以下の教習生（特定後写鏡等条件の教習生を除く。）を対象に実施させること。 ④ 安全を確保するため、同時に無線指導装置による教習を行う車両の数は、そのコースの最大稼働台数の2割を超えさせないこと。
—	学科教習の第1段階項目名1（運転者の心得）を修了した者に対し行わせること。
—	① 特定後写鏡等条件の教習生には、ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法及び使用方法その他の特定後写鏡等の適切な活用について、全般を通じて、教習を行わせること。 ② 特定後写鏡等条件の教習生には、(2)の表の項目名19（見通しの悪い交差点の通行）において、狭い道路から広い道路に前進し、又は道路外から道路に前進するときに必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせること。 ③ 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、補聴器を使用させても差し支えない。

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読み取り、危険を予測した運転ができる。
- ② 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
- ③ 自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
- ④ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第2）	項 目 名	目 標	内 容
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第6号から第9号までに掲げる事項を除く。）	1 路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、路上運転をするに当たっての点検、準備を確実にすることができる。	① 道路交通状況に応じた運転 ② 運転席における点検 ③ エンジンルームの点検 ④ 車のまわりからの点検 ⑤ その他必要な準備
	2 交通の流れに合わせた走行	交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。	① 交通の流れへの入り方 ② 交通の流れに合わせた速度の選び方 ③ 速度に合わせた車間距離のとり方
	3 適切な通行位置	道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	① 中央線のない道路 ② 片側一車線の道路 ③ 多車線の道路
	4 進路変更	交通の状況を的確に読み取り、タイミングよく進路変更ができる。	① 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ② 右・左折に伴う進路変更の仕方
	5 信号、標識・標示等に従った運転	信号、標識・標示等を的確に読み取り、適切に対応できる。	① 信号の読み取りと対応の仕方 ② 標識・標示等の読み取りと対応の仕方
	6 交差点の通行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点の直進の仕方 ② 交差点の左折の仕方 ③ 交差点の右折の仕方 ④ 見通しの悪い交差点の通り方
	7 歩行者等の保護	歩行者、自転車の動きを的確に読み取り、安全に通行させるための気配りができる。	① 歩行者等の動きの読み取り方 ② 歩行者等の側方通過の仕方 ③ 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ④ 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ⑤ その他歩行者等に対する気配り
	8 道路及び交通の状況に合わせた運転	道路及び交通の状況を読み取り、それに合わせた運転ができる。	① 坂道での運転 ② カーブでの運転 ③ 対向車との行き違いの仕方 ④ 他の交通に対する意思表示の仕方 ○ 路切での運転 ○ 追い越し方、追い越され方 ○ 渋滞時の運転 ○ 緊急自動車等への対応の仕方
	9 駐・停車	道路や交通の状況に応じて、駐・停車ができる。	① 駐・停車場の選び方 ② 駐・停車の仕方
5 方向変換、縦列駐車及び急ブレーキによる停止を行うための走行	10 方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	① 駐・停車場でのとめ方と出方 ② 幅寄せの仕方
	11 急ブレーキ	速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避等ができるとともに、道路形状に合った速度を選べる。	① 急ブレーキ ② 速い速度でのカーブ走行の危険性
6 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行	12 自主経路設定	自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	① 目的地までの経路の設定 ② 経路に応じた通行位置と進路 ③ 法規に従った走行 ④ 交通の流れに合わせた走行 ⑤ 他の交通に対する気配り ⑥ 危険を予測した運転
7 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	13 危険を予測した運転	他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	① 危険要因のとらえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方 ○ 降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ○ 夜間の運転 ○ 危険予測ディスカッション
8 高速運転に必要な技能に基づく走行	14 高速道路での運転	高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。	① 高速走行前の車両の点検の仕方 ② 本線車道への進入 ③ 本線車道での走行 ④ 本線車道からの離脱 ○ 高速道路利用上の心得 ○ 走行計画の立て方

9 気候、地形 その他の地域の 特性に応じた 走行	15 特別項目	地域特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。	次の中から選択して実施 ・ 山道での運転 ・ 雪道での運転 ・ 都市高速道路等での運転 ・ 特殊な駐・停車の仕方 ・ その他地域特性等に応じた運転
1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第3号に掲げる事項を除く。）	16 クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い	クラッチペダル、チェンジレバーの正しい取扱いができる。	① クラッチペダルの踏み方、戻し方 ア クラッチペダルの動き イ クラッチペダルの踏み方 ウ クラッチペダルの戻し方 ② チェンジレバーの取り扱い方 ・ 各ギアへの入れ方（クラッチペダルとの関連も含む。）
	17 発進及び停止	正しい操作手順で発進と停止ができる。	① 発進の仕方 ア エンジンのかけ方、とめ方 イ 発進の手順 ② 停止の仕方 ア 停止の手順 イ 駐車するときの手順
	18 変速操作	速度の上げ下げや速度を保つことができる。	① 加速チェンジの時期及び方法 ・ 目的速度と加速チェンジの時期及び方法 ② 減速チェンジの時期及び方法 ・ 減速チェンジの適切な時期及び方法
2 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第9号までに掲げる事項を除く。）	19 ブレーキ操作	曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができ、予定した位置に車を停止させることができる。	① ゆるいカーブ及び曲がり角通過に伴うブレーキ操作 ・ 安全な速度と効果的な制動 ② 目標に合わせた停止の方法 ・ 停止するときのブレーキペダルの踏み加減 ③ エンジンブレーキの使い方 ・ ギアとエンジンブレーキの関係
	20 坂道の通過	勾配に応じて速度とギアを選ぶことができる。	① ギアの選択及び加速の方法（上り坂） ア 急な坂を上るとき イ 坂の頂上付近における安全な速度 ② エンジンブレーキの使い方（下り坂） ・ 勾配とギアの選択
	21 狭路（曲線・屈折）の通過	狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	クラッチの断続による低速調節 ・ アクセルとクラッチの調和
	22 坂道発進	坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	ハンドブレーキ等の操作及びアクセルとクラッチの調和 ア ハンドブレーキ等を使つての坂道発進の手順 イ ハンドブレーキ等を使わない坂道発進の手順
	23 踏切通過	一時停止と安全確認を確実にを行い、速やかに通過することができる。	ギアの選択及びアクセルとクラッチの調和 ア 踏切内でエンストしないための低速ギアの選択 イ 踏切内でエンストしたとき
5 方向変換、縦列駐車及び急ブレーキによる停止を行うための走行	24 方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	クラッチの断続による低速調節 ・ 後退の際のアクセル及びクラッチの調和
	25 教習効果の確認（みきわめ）		第2段階までの教習効果の確認

（注） 内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

（3） 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

（7） 普通免許

現 有 免 許	な し	大特又は大特二種免許		大型二輪又は
			カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許	普通二輪免許
教習時限数	23	19	23	23

（4） AT普通免許

現 有 免 許	な し	大特又は大特二種免許		大型二輪又は
			カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許	普通二輪免許
教習時限数	19	15	19	19

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第2第7号及び第8号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第9号）。	－

ウ その他

項目名15（特別項目）については、全国的に共通して求められる技能の教習ではないため、1時限を超えて行わせないこと。

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 法第85条第2項の規定により一の種類の免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置により教習を行うこと（府令第33条第5項第1号ハ）。	① 項目名1（路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備）から項目名15（特別項目）までについてはAT自動車を使用し、項目名16（クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い）から項目名24（方向変換及び縦列駐車）までについてはMT自動車を使用すること。 ② MT自動車を使用する教習は4時限以上5時限未満とすること（項目名25（教習効果の確認（みきわめ））を含む。）。
2 普通免許（AT普通免許を除く。）に係る応用走行は、教習規則別表第2第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる事項について、また、AT普通免許に係る応用走行は、教習規則別表第2第4号から第9号までに掲げる事項について行う教習とする（教習規則第1条第1項第6号及び第7号）。	普通免許（AT普通免許を除く。以下同じ。）は、(2)の表の全てについて教習を行い、AT普通免許は、(2)の表の項目名1（路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備）から項目名15（特別項目）まで及び項目名25（教習効果の確認（みきわめ））について教習を行うこと。
3 府令第33条第5項第1号ニに規定する複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第2第4号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）、同表第5号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）及び同表第6号から第9号までに掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は6時限を超えないこと（教習規則第3条第2項第5号、同第4条第1項第1号、同条第6項及び同条第7項）。	① (2)の表における、項目名9（駐・停車）、11（急ブレーキ）、12（自主経路設定）、13（危険を予測した運転）、14（高速道路での運転）及び15（特別項目）についてのみ行わせること。 ② 教習生ごとの教習効果を均等にするという観点から、項目名及び教習時間（2時限連続して行う場合は2時限）ごとにそれぞれの教習生の運転する機会をできるだけ均等となるようにさせること。
4 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーター（模擬運転装置であって、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）による教習は、教習規則別表第2第5号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）及び同表第7号から第9号までに掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は4時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第5号、同第4条第1項第2号、同条第6項及び同条第7項）。	① (2)の表における、項目名11（急ブレーキ）、13（危険を予測した運転）（そのうち観察教習に限る。）、14（高速道路での運転）及び15（特別項目）についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ④ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
5 府令第33条第5項第1号チに規定する模擬運転装置による教習は、教習規則別表第2第1号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第4条第1項第3号、同条第6項及び同条第7項）。	① 教習生1人当たりの装置の数は1台とさせること。 ② 1人の教習指導員につき5人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ④ 第1段階のAT自動車の教習と同時に行わせないこと。
6 府令第33条第5項第1号レに規定する運転シミュレーターによる教習その他道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第2第1号、第2号、第4号、第5号、第7号及び第9号に掲げる事項に係る教習（同表第4号に掲げる事項に係る教習にあっては、コースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。）についてのみ行うこと。また、道路における教習は、府令別表第4の1の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から8時限（AT普通免許にあっては4時限）（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、8時限（AT普通免許にあっては4時限）に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数以上行うこと（教習規則第3条第8項第6号及び第7号、同第4条第1項第7号、同条第6項及び同条第7項）。	(2)の表における、項目名1（路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備）、9（駐・停車）、10（方向変換及び縦列駐車）、11（急ブレーキ）、13（危険を予測した運転）、15（特別項目）及び16（クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い）から24（方向変換及び縦列駐車）までについてのみ行わせること。ただし、13（危険を予測した運転）については、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習についてのみ行わせること。
7 応用走行の最後において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。	① 普通免許は、AT自動車を使用する教習及びMT自動車を使用する教習のそれぞれについて、それぞれの最後の教習時限において行うこと。また、MT自動車を使用する場合にあっては、1時限の全てを教習効果の確認に当てないこと。 ② AT普通免許は、教習の最後の教習時限において行うこと。

	③ A T自動車を使用する教習においては、その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表における、項目名11（急ブレーキ）、14（高速道路での運転）及び15（特別項目））については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	① 特定後写鏡等条件の教習生には、ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法並びに使用方法その他の特定後写鏡等の適切な活用について、全般を通じて、教習を行わせること。 ② 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、④エ(イ)の外輪差の体感及び(ウ)の警音器の吹鳴について教習を行う場合には、補聴器を使用させないこと。 ③ 項目名10（方向変換及び縦列駐車）については、教習が修了した後においても、他の教習項目を履修する教習時限の最後において、おおむね5分を超えない範囲で復習として行うことができるものとする。この場合、教習原簿により教習状況を明確にさせておくこと。 ④ 項目名12（自主経路設定）について ア 学科教習の第2段階項目名16（経路の設計）を修了した者に対し行わせること。 イ 教習生に目的地を示し、経路（教習コース）の設計をさせた上で、主体的な運転をさせること。この場合において、最初は、簡単に経路の設計ができるような目的地を示し、徐々に難易度の高い経路となるような目的地を示させること。 ウ 目的地を示す場合には、できるだけ地図（教習コースを含んだ市販の道路地図）を使用させること。この場合において、地図の縮尺等は、目的地までの遠近や使用目的によって使い分けをする必要があるので、指定させないこと。 エ 本項目の目標に達したことの確認は、一定時間の走行の中で教習指導員のさしたる助言もなく安全に運転できることをもって行わせること。したがって、当該確認に適した経路を選び行わせること。 ⑤ 項目名13（危険を予測した運転）について ア 教習規則別表第2第4号及び第5号に掲げる事項に係る教習の大部分を終えた後に実施させること。 イ 観察教習を行う場合にあっては、一部についてのみとさせること。 ウ 特定後写鏡等条件の教習生には、エについて教習を行う必要があることから、単独教習を実施させること。また、運転シミュレーターによる観察教習は行わせないこと。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生について、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる観察教習を実施させても差し支えない。 エ 特定後写鏡等条件の教習では、コースにおいて、次の教習を行わせること。 (ア) 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、教習車両のリアトランクに赤色回転灯を設置するなどして行わせること。 (イ) 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせること。また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させること。 (ウ) 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するように設置して警音器を適切に吹鳴させるとともに、危険を回避させる方法をとらせること。 ⑥ 項目名14（高速道路での運転）について ア 安全を確保するため、学科教習の第2段階項目名17（高速道路での運転）を修了し、かつ、教習規則別表第2第4号、第5号及び第7号に掲げる事項の教習を終えた後に実施させること。 イ 教習コースを実査した後教習に適した区間、距離、時間帯を設定し、パーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をした上で、教習計画を策定させること。 ウ あらかじめ都道府県公安委員会に教習コース及び教習車両等を明示した具体的な教習計画を提出させ、事故防止上問題がないことの確認を受けた上で、教習を行わせること。 なお、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。 エ 次のいずれかに該当する場合は、自動車による教習を行わせないこと。 (ア) 通行止めの交通規制が実施されている場合 (イ) 交通規制や交通混雑により安全、円滑な教習が行われないと認められる場合 (ウ) 教習車両に異常が認められた場合

- オ 次のいずれかに該当する場合は、当該教習を中止することを検討させること。
- (ア) 悪天候等により教習をさせることが危険と認められる場合
 - (イ) 出発時には異常はないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できなくなる蓋然性が高いと認められる場合
 - (ウ) 教習生が極度に緊張している場合
- カ 教習中、当該教習を中止することとなった場合は、教習指導員は管理者等に連絡し、その後の教習について指示を受けさせること。
- なお、教習指導員がやむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させること。
- キ 本項目の教習は、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路（付属する施設を含む。）及びこれに接続する一般道路において行わせること。
- ク 教習生1人当たりの高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路での走行距離は、1時間当たりおおむね15キロメートル以上とさせること。
- なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。
- ケ 本項目名の教習は、次のいずれかに該当する場合は運転シミュレーターにより行い、その他の場合は道路において自動車により行わせること。
- (ア) 自動車教習所が高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路から離れた地域に位置する場合
 - (イ) エ又はオにより自動車による教習を行わない場合
 - (ウ) その他自動車による教習を行うことが困難な場合
- コ 運転シミュレーターにより教習を行う場合、教習生1人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせること。
- なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習するなど効果的な教習に努めさせること。
- ⑦ 項目名15（特別項目）について
- ア 技能教習の他の項目名の教習を通じ、容易に実施できるようなものは、原則として行わせないこと。
- イ あらかじめ都道府県公安委員会に教習計画を提出させ、目標の趣旨に沿った教習であることの確認を受けさせること。
- ウ 季節、月別に教習内容を定めたり、数点教習の内容を設定し、天候などによって優先順序を決める場合にあっては、教習計画に基づき行うことを確保するため、あらかじめその内容を定めさせること。いずれにしても、教習生に教習の内容を選択させることは、目標の趣旨にそぐわないため、行わせないこと。
- エ 山岳コースの運転、雪道のわだち走行等特殊な走行体験教習、危険予測・回避訓練施設を使用した教習その他指定自動車教習所の創意工夫に基づいた教習を行うよう努めさせること。

第5 大型二輪免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 運転装置の働きを理解し、正しい手順で操作できる。
- ② 正しい運転姿勢で基礎的な走行ができる。
- ③ 確実かつ円滑な運転操作ができる。
- ④ 車両特性等に応じた基本的な走行ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第3）	項 目 名	目 標	内 容	①	②	③	④
1 取り回し (自動車を押して歩くことをいう。)、 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、 発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第3号に掲げる事項を除く。）	1 車の取扱い	安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。	① 車の支え方 ② スタンドのもし方、かけ方 ③ 車の取り回し（前進、後退、8の字） ④ 車の引き起こし	○	○	○	○
	2 自動車の機構と運転装置の取扱い	運転装置の機能等や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	① 自動車の各装置の仕組み・働きと走行の原理 ② クラッチ・レバー等の取扱い ③ 計器類の見方 ④ エンジンのかけ方、とめ方 ⑤ その他の装置の名称、取り扱い方		○		○
	3 運転姿勢	安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。	① 乗車及び降車の方法 ② 正しい運転姿勢 ③ 目測による距離感のとり方		○		○
	4 ブレーキ操作の仕方	各種のブレーキ操作ができる。	① 後輪ブレーキの使い方 ② 前輪ブレーキの使い方 ③ 前・後輪ブレーキの同時使用方法（走行）		○	○	○
	5 発進及び停止の仕方	正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。	① 発進の手順 ② 停止の手順 ③ アクセルとクラッチの調和の手順 ④ 転倒防止の上手な足着き（走行）	○	○	○	○
	6 変速操作の仕方	変速チェンジの手順と操作が正確にできる。	① 加速チェンジの方法 ② 減速チェンジの方法（走行）		○		○
2 坂道における走行、車両の死角を踏まえた走行、安定を保った走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第7号までに掲げる事項を除く。）	7 安全走行	四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。	① 二輪車の死角と四輪車の死角 ② 情報のとり方				
	8 円滑な発進・加速	周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。	① 発進に伴う合図及び安全確認 ② アクセル及びクラッチの調節の仕方 ③ 円滑な発進・加速	○	○	○	○
	9 速度の調節	円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。	① 加速、減速チェンジ ② 指示速度による周回コースの走行 ③ 周回コースの直線、カーブの安定した走行	○	○	○	○
	10 ブレーキ操作	前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。	① エンジンブレーキ ② ブレーキの種類に応じた停止 ③ 目標に合わせた停止 ④ 短距離の連続した発進・停止	○	○	○	○
	11 バランスのとり方（直線）	直線路を安全にバランスをとり走行できる。	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 車幅感覚 イ 直線狭路コース	○	○	○	○
	12 バランスのとり方（曲線）	曲線路を安全にバランスをとり走行できる。	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 8の字（パイロン8の字を含む。） イ 曲線コース（S字） ウ 屈折コース（クランク） エ 連続進路転換コース（スラロム）	○	○	○	○
	13 車両特性を踏まえた運転	車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。	① 傾きを意識した走行等 ② 路面の読み方、カーブの読み方				
	14 坂道の通過	勾配に応じた速度やギアを選ぶことができ、円滑に通過することができる。	① ギアの選択 ② ブレーキの使い方 ③ 坂道における重心の移動		○		○
	15 坂道における停止及び発進	上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。	① 坂道でのブレーキ操作 ② アクセル・グリップ及びクラッチの調和	○	○	○	○

3 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行	16 A T自動車の運転	A T 自動車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	① 安定した運転姿勢のとり方 ② 発進と停止の仕方 ③ 加速と減速の仕方 ④ 低速走行時のアクセルとブレーキの調和	○	○	○	○
	17 教習効果の確認(みきわめ)		第1段階の教習効果の確認	○	○	○	○

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習は、別表第3第1号から第3号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）（教習規則第1条第2項第5号）。	現に普通二輪免許（A T普通二輪免許、小型限定普通二輪免許及びA T小型限定普通二輪免許を除く。）を受けている者に対する教習は(2)の表①欄の○印を付した項目名、現にA T普通二輪免許（A T小型限定普通二輪免許を除く。）を受けている者に対する教習は(2)の表②欄の○印を付した項目名、現に小型限定普通二輪免許（A T小型限定普通二輪免許を除く。）を受けている者に対する教習は(2)の表③欄の○印を付した項目名、現にA T小型限定普通二輪免許を受けている者に対する教習は(2)の表④欄の○印を付した項目名の教習とさせること。

(3) 教習時間

府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現有免許	なし	大型、中型、準中型、普通、大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許	大特又は大特二種免許	普通二輪免許				
				カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許	A T 普 通二 輪 免 許	小型限定普通二輪免許	A T 小型限定普通二輪免許	
教習時限数	1 6	1 4	1 4	1 6	5	9	9	1 3

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法																								
1 自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置により教習を行うこと（府令第33条第5項第1号ハ）。	(2)の表の項目名16（ＡＴ自動車の運転）は、ＡＴ自動車を使用して行わせ、その教習時間は、25分以上かつ1時限を超えないこと。																								
2 府令第33条第5項第1号トに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第3第2号に掲げる事項に係る教習であって、運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は、1時限を超えないこと（教習規則第4条第8項第2号）。	① (2)の表における、項目名13（車両特性を踏まえた運転）についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。																								
3 大型二輪免許に係る教習の一部については、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車を使用することができる（府令第33条第5項第1号カ）。	① (2)の表における、項目名1（車の取扱い）から16（ＡＴ自動車の運転）までについてのみ行わせること。この場合にあっては、項目名16以外の各項目名については、大型自動二輪車（総排気量が0.700リットル以上のもの）を用いた教習を行わせること。 ② 項目名16（ＡＴ自動車の運転）については、総排気量が0.200リットルを超え、かつ、ホイールベースが1.5メートルを超えるＡＴ自動車を使用させること。																								
4 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名13（車両特性を踏まえた運転）及び項目名16（ＡＴ自動車の運転）については、教習効果の確認を行わせないこと。																								
－	① 学科教習の第1段階項目名1（運転者の心得）を修了した者に対し行わせること。 ② 項目名8（円滑な発進・加速）から15（坂道における停止及び発進）までを行う場合は、運転シミュレーターによる教習を行う場合を除き、各教習時限の最初に、安全を確保するため、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行わせること。 ③ 1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあっては6人以下、走行状態にあっては、次の表に定める人数以下により行わせること。 <table><tr><th>区分</th><th>二輪車専用 教習所</th><th>二輪コース 併設教習所</th><th>総合教習所</th></tr><tr><td>1人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>2人</td></tr><tr><td>2人</td><td>7人</td><td>6人</td><td>4人</td></tr><tr><td>3人</td><td>12人</td><td>9人</td><td>6人</td></tr><tr><td>4人</td><td>16人</td><td>12人</td><td>8人</td></tr><tr><td>5人</td><td>23人</td><td>15人</td><td>10人</td></tr></table>	区分	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所	1人	3人	3人	2人	2人	7人	6人	4人	3人	12人	9人	6人	4人	16人	12人	8人	5人	23人	15人	10人
区分	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所																						
1人	3人	3人	2人																						
2人	7人	6人	4人																						
3人	12人	9人	6人																						
4人	16人	12人	8人																						
5人	23人	15人	10人																						

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 交通法規に従った正しい走行ができる。
- ② 交通の状況についての情報を的確に読み取りながら快適な運転ができる。
- ③ 二輪車の運転に伴う危険を予測した運転ができる。
- ④ 二輪車の車両特性を理解し、余裕のある安全運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第3）	項目名	目 標	内 容	①	②	③	④
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第6号に掲げる事項を除く。）	1 路上運転に当たっての注意と法規走行	所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。	市街地での交通法規に従った走行				
	2 通行区分など	道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることができる。	① 通行区分（キープ・レフトを含む。）に従った運転 ② 標識・標示に従った運転 ③ 信号に従った運転				
	3 走行ポジションと進路変更	障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。	① 安全な走行ポジションの確保 ② 合図の時期及び方法 ③ 進路変更の時期及び方法				
	4 交差点の通行(直進)	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	① 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ② 交差点への接近の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向車等の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方	○	○	○	○
	5 交差点の通行(右折)						
	6 交差点の通行(左折)						
	7 見通しの悪い交差点の通行など	見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。	① 交差点への接近の仕方 ② 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ③ 一時停止からの安全な発進（直進、右折及び左折） ④ 踏切での一時停止と安全確認	○	○	○	○
	8 安全な速度と車間距離	走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。	① 走行速度の把握 ② 目測による前車との距離の読み取り ③ 安全な停止（30km/hまで）			○	○
5 カーブにおける安全な速度での走行並びに急ブレーキによる停止及び急な方向の変更を行うための走行	9 カーブの安全走行	カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	① カーブ手前での安全な速度 ② 転倒時の措置 ③ いろいろな運転姿勢での運転	○	○	○	○
	10 カーブの体感走行	カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。	① オーバースピードの走行 ② カーブでのブレーキ ③ カーブ出口の危険回避				
	11 急制動	安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。	① 目標位置からの急制動 ② 目標位置への急制動 ③ 模擬追突体験	○	○	○	○
	12 回避	障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。	① 危険に対する構え、情報のとり方 ② 回避判断、回避措置（40km/hまで）	○	○	○	○
6 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	13 ケース・スタディ（交差点）	交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。	特徴的事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合（右直、巻き込まれ、出会い頭） イ 右折する場合 ウ 左折する場合				
	14 交通の状況及び道路環境に応じた運転	道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。	① 速度調節 ② 行き違い及び側方通過 ③ 追い越し及び追い越され ④ 制動の時期及び方法 ⑤ 自由走行 ⑥ 夜間の運転	○	○	○	○
	15 危険を予測した運転	他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	① 危険要因のとりえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方	○	○	○	○
7 砂利道における走行その他の安定を保つことが困難な状況における走行	16 高度なバランス走行など	道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	① 不等間隔連続進路転換コース ② 立ち姿勢による走行 ウエーブ路又は波状路 ③ 特別設定コース走行 ア 小転回 イ 曲線コース ウ 屈折コース エ 次の中から選択して実施 ・ マンホール、道路標示 ・ 砂利、砂 ・ わだち ・ 湿潤路面 ・ 不整地 ○ 大型二輪と普通二輪の違い ○ 高度な運転とゆとりの大切さ	○	○	○	○
	17 教習効果の確認(みきわめ)		第2段階までの教習効果の確認	○	○	○	○

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習は、別表第3第4号から第6号までに掲げる事項(普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。)及び同表第7号に掲げる事項(教習規則第1条第2項第5号)。	現に普通二輪免許(A T普通二輪免許、小型限定普通二輪免許及びA T小型限定普通二輪免許を除く。)を受けている者に対する教習は(2)の表①欄の○印を付した項目名、現にA T普通二輪免許(A T小型限定普通二輪免許を除く。)を受けている者に対する教習は(2)の表②欄の○印を付した項目名、現に小型限定普通二輪免許(A T小型限定普通二輪免許を除く。)を受けている者に対する教習は(2)の表③欄の○印を付した項目名、現にA T小型限定普通二輪免許を受けている者に対する教習は(2)の表④欄の○印を付した項目名の教習とさせること。
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施することが困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準(最短教習時限数)は次のとおりである。

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又は普通第二種免許	大特又は大特二種免許	普通二輪免許				
				カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許		A T 普通二輪免許	小型限定普通二輪免許	A T小型限定普通二輪免許
教習時限数	20	17	17	20	7	7	11	11

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 時 間
大型二輪免許に係る応用走行(現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。)は、教習規則別表第3第6号に掲げる事項に係る教習を2時限行うこと(教習規則第2条第11号)。	—

ウ その他

項目名14⑤(自由走行)は、自主的な運転行動に係るものとして、おおむね15分間行わせるものであること。

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号へに規定する運転シミュレーターを使用することとされている教習は、教習規則別表第3第4号又は第6号に掲げる事項に係る教習であって、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は2時限(大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合にあっては、1時限)行うこと(教習規則第4条第8項第1号)。	① (2)の表における、項目名1(路上運転に当たっての注意と法規走行)及び15(危険を予測した運転)についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
2 府令第33条第5項第1号トに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第3第4号、第5号又は第6号に掲げる事項に係る教習であって、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限を超えないこと(教習規則第4条第8項第2号)。	① (2)の表における、項目名2(通行区分など)、3(走行ポジションと進路変更)、10(カーブの体感走行)及び13(ケース・スタディ(交差点))についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
3 大型二輪免許に係る教習の一部については、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車を使用することができる(府令第33条第5項第1号カ)。	① (2)の表における、項目名9①(カーブ手前での安全な速度)、9③(いろいろな運転姿勢での運転)、10①(オーバースピードの走行)、11(急制動)、12(回避)、15(危険を予測した運転)及び16(高度なバランス走行など)についてのみ行わせること。 この場合にあっても各項目名については、大型自動二輪車(総排気量が0.700リットル以上のもの)を用いた教習を行わせること。 ② 項目名11①(目標位置からの急制動)及び11②(目標位置への急制動)については、重量等に応じた運転を修得させるため、大型自動二輪車及び小型二輪車以外の普通自動二輪車を使用した教習を行わせること。
4 応用走行の最後の教習時限において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること(府令第33条第5項第1号ネ)。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの等((2)の表においては、項目名1(路上運転に当たっての注意と法規走行)、9②(転倒時の措置)、10(カーブの体感走行)、11②(目標位置への急制動)、11③(模擬追突体験)、12(回避)、13(ケース・スタディ(交差点))、14⑤(自由走行)、15(危険を予測した運転)、16①(不等間隔連続進路転換コース)及び16③(特別設定コース走行))については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	① 項目名1(路上運転に当たっての注意と法規走行)、2(通行区分など)、3(走行ポジションと進路変更)、4(交差点の通行(直進))、5(交差点の通行(右折))、6(交差点の通行(左折))、7(見通しの悪い交差点の通行など)、8①(走行速度の把握)、8②(目測による前車との距離の読み取り)、13(ケース・スタディ(交差点))及び14(交通の状況及び道路環境に応じた運転)については、コース上に、走行する四輪車等を混入さ

せること。

- ② 項目名15（危険を予測した運転）については、項目名9（カーブの安全走行）及び10（カーブの体感走行）を修了した者に対し行わせること。
- ③ 運転シミュレーターによる教習を行う場合を除き、各教習時限の最初に、安全を確保するため、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行わせること。
- ④ 1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあつては6人以下、走行状態にあつては、次の表に定める人数以下により行わせること。

区分 指導員数	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所
1人	3人	3人	2人
2人	7人	6人	4人
3人	12人	9人	6人
4人	16人	12人	8人
5人	23人	15人	10人

ただし、項目名13（ケース・スタディ（交差点））については、複数の教習指導員によって行い、この場合の教習生の人数は、上の表（指導員数が1人の部分を除く。）に定める人数以下とさせること。

第6 AT大型二輪免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 運転装置の働きを理解し、正しい手順で操作できる。
- ② 正しい運転姿勢で基礎的な走行ができる。
- ③ 確実かつ円滑な運転操作ができる。
- ④ 車両特性等に応じた基本的な走行ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第3）	項 目 名	目 標	内 容	①	②	③	④
1 取り回し （自動車を押して歩くことをいう。） 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第3号に掲げる事項を除く。）	1 車の取扱い	安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。	① 車の支え方 ② スタンドのもし方、かけ方 ③ 車の取り回し（前進、後退、8の字） ④ 車の引き起こし	○	○	○	○
	2 自動車の機構と運転装置の取扱い	運転装置の機能等や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	① 自動車の各装置の仕組み・働きと走行の原理 ② アクセル、ブレーキ等の取扱い ③ 計器類の見方 ④ エンジンのかけ方、とめ方 ⑤ その他の装置の名称、取り扱い方			○	○
	3 運転姿勢	安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。	① 乗車及び降車の方法 ② 正しい運転姿勢 ③ 目測による距離感のとり方				
	4 ブレーキ操作の仕方	各種のブレーキ操作ができる。	① 後輪ブレーキの使い方 ② 前輪ブレーキの使い方 ③ 前・後輪ブレーキの同時使用方法 (走行)			○	○
	5 発進及び停止の仕方	正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。	① 発進の手順 ② 停止の手順 ③ アクセルとブレーキの調和の手順 ④ 転倒防止の上手な足着き ⑤ 加速の方法 ⑥ 減速の方法 (走行)	○	○	○	○
2 坂道における走行、車両の死角を踏まえた走行、安定を保った走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第7号までに掲げる事項を除く。）	6 安全走行	四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。	① 二輪車の死角と四輪車の死角 ② 情報のとり方				
	7 円滑な発進・加速	周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。	① 発進に伴う合図及び安全確認 ② アクセル及びブレーキの調和の仕方 ③ 円滑な発進・加速	○	○	○	○
	8 速度の調節	円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。	① 指示速度による周回コースの走行 ② 周回コースの直線、カーブの安定した走行	○	○	○	○
	9 ブレーキ操作	前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。	① エンジンブレーキ ② ブレーキの種類に応じた停止 ③ 目標に合わせた停止 ④ 短距離の連続した発進・停止	○	○	○	○
	10 バランスのとり方（直線）	直線路を安全にバランスをとり走行できる。	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 車幅感覚 イ 直線狭路コース	○	○	○	○
	11 バランスのとり方（曲線）	曲線路を安全にバランスをとり走行できる。	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 8の字（パイロン8の字を含む。） イ 曲線コース（S字） ウ 屈折コース（クランク） エ 連続進路転換コース（スラローム）	○	○	○	○
	12 車両特性を踏まえた運転	車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。	① 傾きを意識した走行等 ② 路面の読み方、カーブの読み方				
	13 坂道の通過	勾配に応じた速度で円滑に通過することができる。	① ブレーキの使い方 ② 坂道における重心の移動				

	14 坂道における停止及び発進	上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。	① 坂道でのブレーキ操作 ② アクセル及びブレーキの調和	○	○	○	○
3 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行	15 A T自動車の運転	A T自動車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	① 安定した運転姿勢の取り方 ② 発進と停止の仕方 ③ 加速と減速の仕方 ④ 低速走行時のアクセルとブレーキの調和	○	○	○	○
	16 教習効果の確認(みきわめ)		第1段階の教習効果の確認	○	○	○	○

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習は、別表第3第1号から第3号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）（教習規則第1条第2項第5号）。	現に普通二輪免許（A T普通二輪免許、小型限定普通二輪免許及びA T小型限定普通二輪免許を除く。）を受けている者に対する教習は(2)の表①欄の○印を付した項目名、現にA T普通二輪免許（A T小型限定普通二輪免許を除く。）を受けている者に対する教習は(2)の表②欄の○印を付した項目名、現に小型限定普通二輪免許（A T小型限定普通二輪免許を除く。）を受けている者に対する教習は(2)の表③欄の○印を付した項目名、現にA T小型限定普通二輪免許を受けている者に対する教習は(2)の表④欄の○印を付した項目名の教習とさせること。

(3) 教習時間

府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又 は 普 通 第 二 種 免 許	大特又は大特二種免許 カタビラ限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許	普通二輪免許				
					A T 普 通 二 輪 免 許	小型限定普通 二 輪 免 許	A T 小型 限定 普通二輪免許	
教習時限数	9	7	7	9	3	4	6	7

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号トに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第3第2号に掲げる事項に係る教習であって、運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は、1時限を超えないこと（教習規則第4条第8項第2号）。	① (2)の表における、項目名12（車両特性を踏まえた運転）についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。
2 大型二輪免許に係る教習の一部については、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車を使用することができる（府令第33条第5項第1号カ）。	(2)の表における、項目名1（車の取扱い）から15（オートマチック車の運転）までについてのみ行わせること。この場合にあっても各項目名については、大型自動二輪車（総排気量が0.600リットル以上のもの）を用いた教習を行わせること。
3 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてののみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名12（車両特性を踏まえた運転）及び項目名15（オートマチック車の運転）については、教習効果の確認を行わせないこと。
－	① 学科教習の第1段階項目名1（運転者の心得）を修了した者に対し行わせること。 ② 項目名7（円滑な発進・加速）から14（坂道における停止及び発進）までを行う場合は、運転シミュレーターによる教習を行う場合を除き、各教習時限の最初に、安全を確保するため、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行わせること。 ③ 1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあつては6人以下、走行状態にあつては、次の表に定める人数以下により行わせること。

区分 指導員数	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所
1人	3人	3人	2人
2人	7人	6人	4人
3人	12人	9人	6人
4人	16人	12人	8人
5人	23人	15人	10人

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 交通法規に従った正しい走行ができる。
- ② 交通の状況についての情報を的確に読み取りながら快適な運転ができる。
- ③ 二輪車の運転に伴う危険を予測した運転ができる。
- ④ 二輪車の車両特性を理解し、余裕のある安全運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第3）	項目名	目 標	内 容	①	②	③	④
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第6号に掲げる事項を除く。）	1 路上運転に当たっての注意と法規走行	所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。	市街地での交通法規に従った走行				
	2 通行区分など	道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることができる。	① 通行区分（キープ・レフトを含む。）に従った運転 ② 標識・標示に従った運転 ③ 信号に従った運転				
	3 走行ポジションと進路変更	障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。	① 安全な走行ポジションの確保 ② 合図の時期及び方法 ③ 進路変更の時期及び方法				
	4 交差点の通行（直進）	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	① 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ② 交差点への接近の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向車等の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方	○	○	○	○
	5 交差点の通行（右折）						
	6 交差点の通行（左折）						
	7 見通しの悪い交差点の通行など	見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。	① 交差点への接近の仕方 ② 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ③ 一時停止からの安全な発進（直進、右折及び左折） ④ 踏切での一時停止と安全確認	○	○	○	○
	8 安全な速度と車間距離	走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。	① 走行速度の把握 ② 目測による前車との距離の読み取り ③ 安全な停止（30km/hまで）			○	○
5 カーブにおける安全な速度での走行並びに急ブレーキによる停止及び急な方向の変更を行うための走行	9 カーブの安全走行	カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	① カーブ手前での安全な速度 ② 転倒時の措置 ③ いろいろな運転姿勢での運転	○	○	○	○
	10 カーブの体感走行	カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。	① オーバースピードの走行 ② カーブでのブレーキ ③ カーブ出口の危険回避				
	11 急制動	安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。	① 目標位置からの急制動 ② 目標位置への急制動 ③ 模擬追突体験	○	○	○	○
	12 回避	障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。	① 危険に対する構え、情報のとり方 ② 回避判断、回避措置（40km/hまで）	○	○	○	○
6 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	13 ケース・スタディ（交差点）	交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。	特徴的事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合（右直、巻き込まれ、出会い頭） イ 右折する場合 ウ 左折する場合				
	14 交通の状況及び道路環境に応じた運転	道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。	① 速度調節 ② 行き違い及び側方通過 ③ 追い越し及び追い越され ④ 制動の時期及び方法 ⑤ 自由走行 ○ 夜間の運転	○	○	○	○
	15 危険を予測した運転	他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	① 危険要因のとりえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方	○	○	○	○
7 砂利道における走行その他の安定を保つことが困難な状況における走行	16 高度なバランス走行など	道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	① 不等間隔連続進路転換コース ② ウェーブ路又は波状路 ③ 特別設定コース走行 ア 小転回 イ 曲線コース ウ 屈折コース エ 次の中から選択して実施 ・ マンホール、道路標示 ・ 砂利、砂 ・ わだち ・ 湿潤路面 ・ 不整地 ○ 大型二輪と普通二輪の違い ○ 高度な運転とゆとりの大切さ	○	○	○	○
	17 教習効果の確認（みきわめ）		第2段階までの教習効果の確認	○	○	○	○

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習は、別表第3第4号から第6号までに掲げる事項(普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。)及び同表第7号に掲げる事項(教習規則第1条第2項第5号)。	現に普通二輪免許(A T普通二輪免許、小型限定普通二輪免許及びA T小型限定普通二輪免許を除く。)を受けている者に対する教習は(2)の表①欄の○印を付した項目名、現にA T普通二輪免許(A T小型限定普通二輪免許を除く。)を受けている者に対する教習は(2)の表②欄の○印を付した項目名、現に小型限定普通二輪免許(A T小型限定普通二輪免許を除く。)を受けている者に対する教習は(2)の表③欄の○印を付した項目名、現にA T小型限定普通二輪免許を受けている者に対する教習は(2)の表④欄の○印を付した項目名の教習とさせること。
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施することが困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準(最短教習時限数)は次のとおりである。

現 有 免 許	な し	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又は普通第二種免許	大特又は大特二種免許	普通二輪免許				
				カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許		A T 普 通 二 輪 免 許	小型限定普通 二 輪 免 許	A T小型限定 普通二輪免許
教習時限数	2 0	1 7	1 7	2 0	6	6	1 1	1 1

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 時 間
大型二輪免許に係る応用走行(現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。)は、教習規則別表第3第6号に掲げる事項に係る教習を2時限行うこと(教習規則第2条第11号)。	—

ウ その他

項目名14⑤(自由走行)は、自主的な運転行動に係るものとして、おおむね15分間行わせるものであること。

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号へに規定する運転シミュレーターを使用することとされている教習は、教習規則別表第3第4号又は第6号に掲げる事項に係る教習であって、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は2時限(大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合にあっては、1時限)行うこと(教習規則第4条第8項第1号)。	① (2)の表における、項目名1(路上運転に当たっての注意と法規走行)及び15(危険を予測した運転)についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
2 府令第33条第5項第1号トに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第3第4号、第5号又は第6号に掲げる事項に係る教習であって、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限を超えないこと(教習規則第4条第8項第2号)。	① (2)の表における、項目名2(通行区分など)、3(走行ポジションと進路変更)、10(カーブの体感走行)及び13(ケース・スタディ(交差点))についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
3 大型二輪免許に係る教習の一部については、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車を使用することができる(府令第33条第5項第1号カ)。	① (2)の表における、項目名9①(カーブ手前での安全速度)、9③(いろいろな運転姿勢での運転)、10①(オーバースピードの走行)、11(急制動)、12(回避)、15(危険を予測した運転)及び16(高度なバランス走行など)についてのみ行わせること。 この場合にあっても各項目名については、大型自動二輪車(総排気量が0.600リットル以上のもの)を用いた教習を行わせること。 ② 項目名11①(目標位置からの急制動)及び11②(目標位置への急制動)については、重量等に応じた運転を修得させるため、大型自動二輪車及び小型二輪車以外の普通自動二輪車を使用した教習を行わせること。
4 応用走行の最後の教習時限において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること(府令第33条第5項第1号ネ)。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの等((2)の表においては、項目名1(路上運転に当たっての注意と法規走行)、9②(転倒時の措置)、10(カーブの体感走行)、11②(目標位置への急制動)、11③(模擬追突体験)、12(回避)、13(ケース・スタディ(交差点))、14⑤(自由走行)、15(危険を予測した運転)、16①(不等間隔連続進路転換コース)及び16③(特別設定コース走行))については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	① 項目名1(路上運転に当たっての注意と法規走行)、2(通行区分など)、3(走行ポジションと進路変更)、4(交差点の通行(直進))、5(交差点の通行(右折))、6(交差点の通行(左折))、7(見通しの悪い交差点の通行など)、8①(走行速度の把握)、8②(目測による前車との距離の読み取り)、13(ケース・スタディ(交差点))及び14(交通の状況及び道路環境に応じた運転)については、コース上に、走行する四輪車等を混入さ

せること。

- ② 項目名15（危険を予測した運転）については、項目名9（カーブの安全走行）及び10（カーブの体感走行）を修了した者に対し行わせること。
- ③ 運転シミュレーターによる教習を行う場合を除き、各教習時限の最初に、安全を確保するため、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行わせること。
- ④ 1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあつては6人以下、走行状態にあつては、次の表に定める人数以下により行わせること。

区分 指導員数	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所
1人	3人	3人	2人
2人	7人	6人	4人
3人	12人	9人	6人
4人	16人	12人	8人
5人	23人	15人	10人

ただし、項目名13（ケース・スタディ（交差点））については、複数の教習指導員によって行い、この場合の教習生の人数は、上の表（指導員数が1人の部分を除く。）に定める人数以下とさせること。

第7 普通二輪免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 運転装置の働きを理解し、正しい手順で操作できる。
- ② 正しい運転姿勢で基礎的な走行ができる。
- ③ 確実かつ円滑な運転操作ができる。
- ④ 車両特性等に応じた基本的な走行ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第3）	項 目 名	目 標	内 容
1 取り回し （自動車を押して歩くことをいう。）、 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、 発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第3号に掲げる事項を除く。）	1 車の取扱い	安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。	① 車の支え方 ② スタンドのもし方、かけ方 ③ 車の取り回し（前進、後退、8の字） ④ 車の引き起こし
	2 自動車の機構と運転装置の取扱い	運転装置の機能等や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	① 自動車の各装置の仕組み・働きと走行の原理 ② クラッチ・レバー等の取扱い ③ 計器類の見方 ④ エンジンのかけ方、とめ方 ⑤ その他の装置の名称、取り扱い方
	3 運転姿勢	安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。	① 乗車及び降車の方法 ② 正しい運転姿勢 ③ 目測による距離感のとり方
	4 ブレーキ操作の仕方	各種のブレーキ操作ができる。	① 後輪ブレーキの使い方 ② 前輪ブレーキの使い方 ③ 前・後輪ブレーキの同時使用方法 (走行)
	5 発進及び停止の仕方	正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。	① 発進の手順 ② 停止の手順 ③ アクセルとクラッチの調和の手順 ④ 転倒防止の上手な足着き (走行)
	6 変速操作の仕方	変速チェンジの手順と操作が正確にできる。	① 加速チェンジの方法 ② 減速チェンジの方法 (走行)
2 坂道における走行、車両の死角を踏まえた走行、安定を保った走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第7号までに掲げる事項を除く。）	7 安全走行	四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。	① 二輪車の死角と四輪車の死角 ② 情報のとり方
	8 円滑な発進・加速	周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。	① 発進に伴う合図及び安全確認 ② アクセル及びクラッチの調節の仕方 ③ 円滑な発進・加速
	9 速度の調節	円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。	① 加速、減速チェンジ ② 指示速度による周回コースの走行 ③ 周回コースの直線、カーブの安定した走行
	10 ブレーキ操作	前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。	① エンジンブレーキ ② ブレーキの種類に応じた停止 ③ 目標に合わせた停止 ④ 短距離の連続した発進停止
	11 バランスのとり方（直線）	直線路を安全にバランスをとり走行できる。	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 車幅感覚 イ 直線狭路コース
	12 バランスのとり方（曲線）	曲線路を安全にバランスをとり走行できる。	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 8の字（パイロン8の字を含む。） イ 曲線コース（S字） ウ 屈折コース（クランク） エ 連続進路転換コース（スラローム）
	13 車両特性を踏まえた運転	車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。	① 傾きを意識した走行等 ② 路面の読み方、カーブの読み方
	14 坂道の通過	勾配に応じた速度やギアを選ぶことができ、円滑に通過することができる。	① ギアの選択 ② ブレーキの使い方 ③ 坂道における重心の移動
	15 坂道における停止及び発進	上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。	① 坂道でのブレーキ操作 ② アクセル・グリップ及びクラッチの調和
	16 A T自動車の運転	A T自動車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	① 安定した運転姿勢のとり方 ② 発進と停止の仕方 ③ 加速と減速の仕方 ④ 低速走行時のアクセルとブレーキの調和
3 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行	17 教習効果の確認（みきわめ）		第1段階の教習効果の確認

(3) 教習時間

府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

ア 普通二輪免許

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又 は 普 通 第 二 種 免 許	大特又は大特二種免許 カタビラ限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許
教習時限数	9	9	9

イ 小型限定普通二輪免許

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又 は 普 通 第 二 種 免 許	大特又は大特二種免許 カタビラ限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許
教習時限数	6	5	6

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置により教習を行うこと（府令第33条第5項第1号ハ）。	(2)の表の項目名16（A T自動車の運転）は、A T自動車を使用して行わせ、その教習時間は、25分間以上かつ1時限を超えないこと。
2 府令第33条第5項第1号トに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第3第2号に掲げる事項に係る教習であって、運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は、1時限を超えないこと（教習規則第4条第8項第2号）。	① (2)の表における、項目名13（車両特性を踏まえた運転）についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。
3 普通二輪免許に係る教習の一部については、小型二輪車又は一般原動機付自転車を、小型限定普通二輪免許に係る教習の一部については、一般原動機付自転車を使用することができる（府令第33条第5項第1号カ）。	① (2)の表における、項目名1（車の取扱い）から15（坂道における停止及び発進）までについてのみ行わせること。この場合にあっても各項目名については、普通自動二輪車（総排気量が0.300リットル以上のもの）又は小型二輪車（総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）を用いた教習を行わせること。 ② 普通二輪免許に係る教習において項目名16(A T自動車の運転)を行う場合は、総排気量が0.200リットルを超え、かつ、ホイールベースが1.5メートルを超えるA T自動車を使用させること。
4 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名13（車両特性を踏まえた運転）及び項目名16（A T自動車の運転）については、教習効果の確認を行わせないこと。
－	① 学科教習の第1段階項目名1（運転者の心得）を修了した者に対し行わせること。 ② 項目名12②エ（連続進路転換コース）は、12②ア（8の字（パイロン8の字を含む。））と同等の教習効果が期待できることから、小型二輪車についての教習においては行わせないこと。 ③ 項目名8（円滑な発進・加速）から15（坂道における停止及び発進）までを行う場合は、運転シミュレーターによる教習を行う場合を除き、各教習時限の最初に、安全を確保するため、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行わせること。 ④ 1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあつては6人以下、走行状態にあつては、次の表に定める人数以下により行わせること。

区分 指導員数	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所
1人	3人	3人	2人
2人	7人	6人	4人
3人	12人	9人	6人
4人	16人	12人	8人
5人	23人	15人	10人

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 交通法規に従った正しい走行ができる。
- ② 交通の状況についての情報を的確に読み取りながら快適な運転ができる。
- ③ 二輪車の運転に伴う危険を予測した運転ができる。
- ④ 二輪車の車両特性を理解し、余裕のある安全運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第3）	項 目 名	目 標	内 容
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第6号に掲げる事項を除く。）	1 路上運転に当たっての注意と法規走行	所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。	市街地での交通法規に従った走行
	2 通行区分など	道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることができる。	① 通行区分（キープ・レフトを含む。）に従った運転 ② 標識・標示に従った運転 ③ 信号に従った運転
	3 走行ポジションと進路変更	障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。	① 安全な走行ポジションの確保 ② 合図の時期及び方法 ③ 進路変更の時期及び方法
	4 交差点の通行（直進）	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	① 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ② 交差点への接近の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向車等の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方
	5 交差点の通行（右折）		
	6 交差点の通行（左折）		
	7 見通しの悪い交差点の通行など	見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。	① 交差点への接近の仕方 ② 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ③ 一時停止からの安全な発進（直進、右折及び左折） ④ 踏切での一時停止と安全確認
	8 安全な速度と車間距離	走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。	① 走行速度の把握 ② 目測による前車との距離の読み取り ③ 安全な停止（30km/hまで）
5 カーブにおける安全な速度での走行並びに急ブレーキによる停止及び急な方向の変更を行うための走行	9 カーブの安全走行	カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	① カーブ手前での安全な速度 ② 転倒時の措置
	10 カーブの体感走行	カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。	① オーバースピードの走行 ② カーブでのブレーキ ③ カーブ出口の危険回避
	11 急制動	安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。	① 目標位置からの急制動 ② 目標位置への急制動 ③ 模擬追突体験
	12 回避	障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。	① 危険に対する構え、情報のとり方 ② 回避判断、回避措置（30km/hまで）
6 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	13 ケース・スタディ（交差点）	交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。	特徴的事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合 （右直、巻き込まれ、出会い頭） イ 右折する場合 ウ 左折する場合
	14 交通の状況及び道路環境に応じた運転	道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。	① 速度調節 ② 行き違い及び側方通過 ③ 追い越し及び追い越され ④ 制動の時期及び方法 ⑤ 自由走行 ○ 夜間の運転
	15 危険を予測した運転	他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	① 危険要因のとりえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方
7 砂利道における走行その他の安定を保つことが困難な状況における走行	16 高度なバランス走行など	道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	① 特別設定コース走行 次の中から選択して実施 ・ 小転回 ・ 曲線コース ・ 屈折コース ・ マンホール、道路標示 ・ 砂利、砂 ・ わだち ・ 湿潤路面 ・ 不整地 ○ 不等間隔連続進路転換コース ○ 立ち姿勢による走行 ウエーブ路又は波状路 ○ 高度な運転とゆとりの大切さ
	17 教習効果の確認（みきわめ）		第2段階までの教習効果の確認

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施することが困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

(7) 普通二輪免許

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又は普通第二種免許	大特又は大特二種免許	カテゴリー限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許
教習時限数	10	8	8	10

(4) 小型限定普通二輪免許

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又は普通第二種免許	大特又は大特二種免許	カテゴリー限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許
教習時限数	6	5	5	6

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 時 間
普通二輪免許に係る応用走行は、教習規則別表第3第6号に掲げる事項の教習を2時限行うこと（教習規則第2条第11号）。	—

ウ その他

項目名14⑤（自由走行）は、自主的な運転行動に係るものとして、おおむね15分間行わせるものであること。

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号へに規定する運転シミュレーターを使用することとされている教習は、教習規則別表第3第4号又は第6号に掲げる事項に係る教習であって、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は2時限行うこと（教習規則第4条第8項第1号）。	① (2)の表における、項目名1（路上運転に当たっての注意と法規走行）及び15（危険を予測した運転）についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
2 府令第33条第5項第1号トに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第3第4号、第5号又は第6号に掲げる事項に係る教習であって、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限を超えないこと（教習規則第4条第8項第2号）。	① (2)の表における、項目名2（通行区分など）、3（走行ポジションと進路変更）、10（カーブの体感走行）及び13（ケース・スタディ（交差点））についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
3 普通自動二輪免許に係る教習の一部については、小型二輪車又は一般原動機付自転車を、小型限定普通二輪免許に係る教習の一部については、一般原動機付自転車を使用することができる（府令第33条第5項第1号カ）。	(2)の表においては、項目名9①（カーブ手前での安全な速度）、10①（オーバースピードの走行）、11（急制動）、12（回避）、15（危険を予測した運転）及び16（高度なバランス走行など）についてのみ行わせること。この場合であっても各項目名については、普通自動二輪車（総排気量が0.300リットル以上のもの）又は小型二輪車（総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）を用いた教習を行わせること。
4 応用走行の最後の教習時限において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの等（(2)の表においては、項目名1（路上運転に当たっての注意と法規走行）、9②（転倒時の措置）、10（カーブの体感走行）、11②（目標位置への急制動）、11③（模擬追突体験）、12（回避）、13（ケース・スタディ（交差点））、14⑤（自由走行）、15（危険を予測した運転）及び16（高度なバランス走行など））については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	① 交通の状況に応じた運転を修得させるため、項目名1（路上運転に当たっての注意と法規走行）、2（通行区分など）、3（走行ポジションと進路変更）、4（交差点の通行（直進））、5（交差点の通行（右折））、6（交差点の通行（左折））、7（見通しの悪い交差点の通行など）、8①（走行速度の把握）、8②（目測による前車との距離の読み取り）、13（ケース・スタディ（交差点））及び14（交通の状況及び道路環境に応じた運転）については、コース上に、走行する四輪車等を混入させること。 ② 項目名15（危険を予測した運転）については、項目名9（カーブの安全走行）及び10（カーブの体感走行）を修了した者に

対し行わせること。

- ③ 運転シミュレーターによる教習を行う場合を除き、各教習時限の最初に、安全を確保するため、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行わせること。
- ④ 1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあつては6人以下、走行状態にあつては、次の表に定める人数以下により行わせること。

区分 指導員数	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所
1人	3人	3人	2人
2人	7人	6人	4人
3人	12人	9人	6人
4人	16人	12人	8人
5人	23人	15人	10人

ただし、項目名13（ケース・スタディ（交差点））については、複数の教習指導員によって行い、この場合の教習生の人数は、上の表（指導員数が1人の部分を除く。）に定める人数以下とさせること。

第8 AT普通二輪免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 運転装置の働きを理解し、正しい手順で操作できる。
- ② 正しい運転姿勢で基礎的な走行ができる。
- ③ 確実かつ円滑な運転操作ができる。
- ④ 車両特性等に応じた基本的な走行ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第3）	項 目 名	目 標	内 容
1 取り回し （自動車を押して歩くことをいう。）、 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、 発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第3号に掲げる事項を除く。）	1 車の取扱い	安全な運転の前提として、エンジン停止状態における取扱いができる。	① 車の支え方 ② スタンドのめどし方、かけ方 ③ 車の取り回し（前進、後退、8の字） ④ 車の引き起こし
	2 自動車の機構と運転装置の取扱い	運転装置の機能等や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	① 自動車の各装置の仕組み・働きと走行の原理 ② アクセル、ブレーキ等の取扱い ③ 計器類の見方 ④ エンジンのかけ方、とめ方 ⑤ その他の装置の名称、取り扱い方
	3 運転姿勢	安全を意識した乗り降りができ、正しい運転姿勢がとれる。	① 乗車及び降車の方法 ② 正しい運転姿勢 ③ 目測による距離感のとり方
	4 ブレーキ操作の仕方	各種のブレーキ操作ができる。	① 後輪ブレーキの使い方 ② 前輪ブレーキの使い方 ③ 前・後輪ブレーキの同時使用方法 （走行）
	5 発進及び停止の仕方	正しい操作手順で発進と停止ができ、バランスが崩れたときの対処の仕方を理解する。	① 発進の手順 ② 停止の手順 ③ アクセルとブレーキの調和の手順 ④ 転倒防止の上手な足着き ⑤ 加速の方法 ⑥ 減速の方法 （走行）
2 坂道における走行、車両の死角を踏まえた走行、安定を保った走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第7号までに掲げる事項を除く。）	6 安全走行	四輪車、二輪車の死角を理解し、情報を的確にとることができる。	① 二輪車の死角と四輪車の死角 ② 情報のとり方
	7 円滑な発進・加速	周囲の状況に応じた、確実・安全な発進及び加速ができる。	① 発進に伴う合図及び安全確認 ② アクセル及びブレーキの調和の仕方 ③ 円滑な発進・加速
	8 速度の調節	円滑な加・減速及び意識した速度を保つことができる。	① 指示速度による周回コースの走行 ② 周回コースの直線、カーブの安定した走行
	9 ブレーキ操作	前後輪ブレーキ、エンジンブレーキの特性をつかみ、思いのまま安全かつ円滑で確実な制動ができる。	① エンジンブレーキ ② ブレーキの種類に応じた停止 ③ 目標に合わせた停止 ④ 短距離の連続した発進停止
	10 バランスのとり方（直線）	直線路を安全にバランスをとり走行できる。	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 車幅感覚 イ 直線狭路コース
	11 バランスのとり方（曲線）	曲線路を安全にバランスをとり走行できる。	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 8の字（パイロン8の字を含む。） イ 曲線コース（S字） ウ 屈折コース（クランク） エ 連続進路転換コース（スラローム）
	12 車両特性を踏まえた運転	車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。	① 傾きを意識した走行等 ② 路面の読み方、カーブの読み方
	13 坂道の通過	勾配に応じた速度で円滑に通過することができる。	① ブレーキの使い方 ② 坂道における重心の移動
	14 坂道における停止及び発進	上り坂及び下り坂での停止や発進が安全かつ円滑にできる。	① 坂道でのブレーキ操作 ② アクセル及びブレーキの調和
	15 AT自動車の運転	AT自動車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	① 安定した運転姿勢の取り方 ② 発進と停止の仕方 ③ 加速と減速の仕方 ④ 低速走行時のアクセルとブレーキの調和
	16 教習効果の確認（みきわめ）		第1段階の教習効果の確認

(3) 教習時間

府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

ア AT普通二輪免許

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又は普通第二種免許	大特又は大特二種免許 カタビラ限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許
教習時限数	5	5	5

イ AT小型限定普通二輪免許

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又は普通第二種免許	大特又は大特二種免許 カタビラ限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許
教習時限数	3	3	3

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号トに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第3第2号に掲げる事項に係る教習であって、運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は、1時限を超えないこと（教習規則第4条第8項第2号）。	① (2)の表における、項目名12（車両特性を踏まえた運転）についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。
2 普通二輪免許に係る教習の一部については、小型二輪車又は一般原動機付自転車、小型限定普通二輪免許に係る教習の一部については、一般原動機付自転車を使用することができる（府令第33条第5項第1号カ）。	(2)の表における、項目名1（車の取扱い）から15（AT自動車の運転）までについてのみ行わせること。この場合にあっても各項目名については、普通自動二輪車（総排気量が0.300リットル以上のもの）又は小型二輪車（総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）を用いた教習を行わせること。
3 AT小型限定普通二輪免許に係る教習を受ける者（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）を現に受けている者に限る。）1人に対する1日の教習時間は、4時限（基本操作及び基本走行にあつては、3時限）を超えないこと（1日に3時限以上の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、この限りでない。）。この場合において、1日に4時限の教習を行うときは、2時限目以降の教習のうちのいずれかの教習の前に1時限に相当する時間以上の休息時間を置くこと（府令第33条第5項第1号タ）。	① 「2時限目以降の教習のうちのいずれかの教習の前」とは、2時限目、3時限目、4時限目のうちのいずれかの技能教習の前である。 ② 「休息時間」を義務付ける趣旨は、技能教習の連続による教習生の疲労の蓄積を防ぐためのものであり、当該休息時間における教習生の過ごし方については、教習生の希望や判断等に委ねられるものである。また、学科教習を受ける時間は休息時間には当たらない。 ③ 1日に技能教習を4時限行う教習カリキュラムを設ける場合、教習生の希望や疲労度等を踏まえながら教習を進め、状況によっては、当初の予定以上の休息時間を設けたり、教習を中止したりすることを検討すること。
4 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名12（車両特性を踏まえた運転）及び項目名15（AT自動車の運転）については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	① 学科教習の第1段階項目名1（運転者の心得）を修了した者に対し行わせること。 ② 項目名11②エ（連続進路転換コース）は、11②ア（8の字（パイロン8の字を含む。））と同等の教習効果が期待できることから、小型二輪車についての教習においては行わせないこと。 ③ 項目名7（円滑な発進・加速）から14（坂道における停止及び発進）までを行う場合は、運転シミュレーターによる教習を行う場合を除き、各教習時限の最初に、安全を確保するため、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行わせること。 ④ 1人の教習指導員が教習を行う教習生的人数は、停止状態にあつては6人以下、走行状態にあつては、次の表に定める人数以下により行わせること。

区分	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所
1人	3人	3人	2人
2人	7人	6人	4人
3人	12人	9人	6人
4人	16人	12人	8人
5人	23人	15人	10人

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 交通法規に従った正しい走行ができる。
- ② 交通の状況についての情報を的確に読み取りながら快適な運転ができる。
- ③ 二輪車の運転に伴う危険を予測した運転ができる。
- ④ 二輪車の車両特性を理解し、余裕のある安全運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第3）	項 目 名	目 標	内 容
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第6号に掲げる事項を除く。）	1 路上運転に当たっての注意と法規走行	所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。	市街地での交通法規に従った走行
	2 通行区分など	道路及び交通の状況に合った通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることができる。	① 通行区分（キープ・レフトを含む。）に従った運転 ② 標識・標示に従った運転 ③ 信号に従った運転
	3 走行ポジションと進路変更	障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。	① 安全な走行ポジションの確保 ② 合図の時期及び方法 ③ 進路変更の時期及び方法
	4 交差点の通行（直進）	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	① 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ② 交差点への接近の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向車等の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方
	5 交差点の通行（右折）		
	6 交差点の通行（左折）		
	7 見通しの悪い交差点の通行など	見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認などができる。	① 交差点への接近の仕方 ② 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ③ 一時停止からの安全な発進（直進、右折及び左折） ④ 踏切での一時停止と安全確認
	8 安全な速度と車間距離	走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。	① 走行速度の把握 ② 目測による前車との距離の読み取り ③ 安全な停止（30km/hまで）
5 カーブにおける安全な速度での走行並びに急ブレーキによる停止及び急な方向の変更を行うための走行	9 カーブの安全走行	カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	① カーブ手前での安全な速度 ② 転倒時の措置
	10 カーブの体感走行	カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。	① オーバースピードの走行 ② カーブでのブレーキ ③ カーブ出口の危険回避
	11 急制動	安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。	① 目標位置からの急制動 ② 目標位置への急制動 ③ 模擬追突体験
	12 回避	障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。	① 危険に対する構え、情報のとり方 ② 回避判断、回避措置（30km/hまで）
6 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	13 ケース・スタディ（交差点）	交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。	特徴的事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合（右直、巻き込まれ、出会い頭） イ 右折する場合 ウ 左折する場合
	14 交通の状況及び道路環境に応じた運転	道路での運転を想定し、道路や交通の状況をすばやく確実に認知し、安全で快適な運転ができる。	① 速度調節 ② 行き違い及び側方通過 ③ 追い越し及び追い越され ④ 制動の時期及び方法 ⑤ 自由走行 ○ 夜間の運転
	15 危険を予測した運転	他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	① 危険要因のとりえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方
7 砂利道における走行その他の安定を保つことが困難な状況における走行	16 高度なバランス走行など	道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。	① 特別設定コース走行 次の中から選択して実施 ・ 小転回 ・ 曲線コース ・ 屈折コース ・ マンホール、道路標示 ・ 砂利、砂 ・ わだち ・ 湿潤路面 ・ 不整地 ○ 不等間隔連続進路転換コース ○ ウェーブ路又は波状路 ○ 高度な運転とゆとりの大切さ
	17 教習効果の確認（みきわめ）		第2段階までの教習効果の確認

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施することが困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

(7) A T 普通二輪免許

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又は普通第二種免許	大特又は大特二種免許 カタビラ限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許	
教習時限数	10	8	8	10

(4) A T 小型限定普通二輪免許

現 有 免 許	なし	大型、中型、準中型、普通、 大型第二種、中型第二種 又 は 普 通 第 二 種 免 許	大特又は大特二種免許 カタビラ限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許	
教習時限数	6	5	5	6

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 時 間
普通二輪免許に係る応用走行は、教習規則別表第3第6号に掲げる事項の教習を2時限行うこと（教習規則第2条第11号）。	—

ウ その他

項目名14⑤（自由走行）は、自主的な運転行動に係るものとして、おおむね15分間行わせるものであること。

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号へに規定する運転シミュレーターを使用することとされている教習は、教習規則別表第3第4号又は第6号に掲げる事項に係る教習であって、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は2時限行うこと（教習規則第4条第8項第1号）。	① (2)の表における、項目名1（路上運転に当たっての注意と法規走行）及び15（危険を予測した運転）についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
2 府令第33条第5項第1号トに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第3第4号、第5号又は第6号に掲げる事項に係る教習であって、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限を超えないこと（教習規則第4条第8項第2号）。	① (2)の表における、項目名2（通行区分など）、3（走行ポジションと進路変更）、10（カーブの体感走行）及び13（ケース・スタディ（交差点））についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
3 普通自動二輪免許に係る教習の一部については、小型二輪車又は一般原動機付自転車を、小型限定普通二輪免許に係る教習の一部については、一般原動機付自転車を、使用することができる（府令第33条第5項第1号カ）。	(2)の表においては、項目名9①（カーブ手前での安全な速度）、10①（オーバースピードの走行）、11（急制動）、12（回避）、15（危険を予測した運転）及び16（高度なバランス走行など）についてのみ行わせること。この場合であっても各項目名については、普通自動二輪車（総排気量が0.300リットル以上のもの）又は小型二輪車（総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）を用いた教習を行わせること。
4 A T 小型限定普通二輪免許に係る教習を受ける者（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタビラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許（カタビラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）を現に受けている者に限る。）1人に対する1日の教習時間は、4時限（基本操作及び基本走行にあっては、3時限）を超えないこと（1日に3時限以上の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、この限りでない。）。この場合において、1日に4時限の教習を行うときは、2時限目以降の教習のうちのいずれかの教習の前に1時限に相当する時間以上の休息時間を置くこと（府令第33条第5項第1号タ）。	① 「2時限目以降の教習のうちのいずれかの教習の前」とは、2時限目、3時限目、4時限目のうちのいずれかの技能教習の前である。 ② 「休息時間」を義務付ける趣旨は、技能教習の連続による教習生の疲労の蓄積を防ぐためのものであり、当該休息時間における教習生の過ごし方については、教習生の希望や判断等に委ねられるものである。また、学科教習を受ける時間は休息時間には当たらない。 ③ 1日に技能教習を4時限行う教習カリキュラムを設ける場合、教習生の希望や疲労度等を踏まえながら教習を進め、状況によっては、当初の予定以上の休息時間を設けたり、教習を中止したりすることを検討すること。
5 応用走行の最後の教習時限において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの等（(2)の表においては、項目名1（路上運転に当たっての注意と法規走行）、9②（転倒時の措置）、10（カーブの体感走行）、11②（目標位置への急制動）、11③（模擬追突体験）、12（回避）、13（ケース・スタ

	ディ（交差点）、14⑤（自由走行）、15（危険を予測した運転）及び16（高度なバランス走行など）については、教習効果の確認を行わせないこと。																								
—	① 交通の状況に応じた運転を修得させるため、項目名1（路上運転に当たっての注意と法規走行）、2（通行区分など）、3（走行ポジションと進路変更）、4（交差点の通行（直進））、5（交差点の通行（右折））、6（交差点の通行（左折））、7（見通しの悪い交差点の通行など）、8①（走行速度の把握）、8②（目測による前車との距離の読み取り）、13（ケース・スタディ（交差点））及び14（交通の状況及び道路環境に応じた運転）については、コース上に、走行する四輪車等を混入させること。 ② 項目名15（危険を予測した運転）については、項目名9（カーブの安全走行）及び10（カーブの体感走行）を修了した者に対し行わせること。 ③ 運転シミュレーターによる教習を行う場合を除き、各教習時限の最初に、安全を確保するため、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行わせること。 ④ 1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあつては6人以下、走行状態にあつては、次の表に定める人数以下により行わせること。 <table><tr><th>区分 指導員数</th><th>二輪車専用 教習所</th><th>二輪コース 併設教習所</th><th>総合教習所</th></tr><tr><td>1人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>2人</td></tr><tr><td>2人</td><td>7人</td><td>6人</td><td>4人</td></tr><tr><td>3人</td><td>12人</td><td>9人</td><td>6人</td></tr><tr><td>4人</td><td>16人</td><td>12人</td><td>8人</td></tr><tr><td>5人</td><td>23人</td><td>15人</td><td>10人</td></tr></table> ただし、項目名13（ケース・スタディ（交差点））については、複数の教習指導員によって行い、この場合の教習生的人数は、上の表（指導員数が1人の部分を除く。）に定める人数以下とさせること。	区分 指導員数	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所	1人	3人	3人	2人	2人	7人	6人	4人	3人	12人	9人	6人	4人	16人	12人	8人	5人	23人	15人	10人
区分 指導員数	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所																						
1人	3人	3人	2人																						
2人	7人	6人	4人																						
3人	12人	9人	6人																						
4人	16人	12人	8人																						
5人	23人	15人	10人																						

第9 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。
- ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。
- ③ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。
- ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
- ⑤ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第4）	項 目 名	目 標	内 容	①
1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他旅客自動車の運転に係る操作	1 車の乗り降りや運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	① 車の乗り方、降り方 ② 運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ③ シートベルトのつけ方、はずし方 ④ 安定した運転姿勢のとり方 ⑤ シートベルトの正しい装着効果の体験	
	2 運転装置の取扱いと日常点検整備等	運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実にすることができる。	① 運転装置の取扱い ・ ハンドルのまわし方 ・ 各ペダルの踏み方、戻し方 ・ チェンジレバーの動かし方 ・ パーキングブレーキの使い方 ・ エンジンのかけ方、止め方 ・ 旅客自動車に備えられる装置（自動ドア、非常ドア等）の取扱い ② 日常点検整備等 ・ 運転席での点検 ・ エンジンルームの点検 ・ 車の周りからの点検 ・ 装備品等の点検	
	3 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。	① 車両直前の死角への対応 ② 車両側方の死角への対応 ③ 車両後方の死角への対応 ④ 車高感覚の把握の仕方 ⑤ 前方距離感覚のとり方 ⑥ 内輪差の把握と対応	○
	4 基本的な運転操作	正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 AT自動車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。	① 発進と停止 ② 走行位置と進路 ③ AT自動車の運転 ・ クリープ現象 ・ 発進と停止の仕方 ・ 加速と減速の仕方 ④ AT自動車の急加速と急発進時の措置 ・ 急加速の仕方 ・ 段差路での発進と急発進時の措置の仕方 ⑤ 速度の調節	
2 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行（次号から第10号までに掲げる事項を除く。）	5 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。	① 時機を捉えた発進と加速 ② 目標に合わせた停止 ③ 路端における停車及び発進（オーバーハングへの対応）	○
	6 カーブや曲がり角の通行	旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。	① 曲がり具合の捉え方 ② 速度とギアの選び方 ③ 走行位置と進路のとり方 ④ カーブや曲がり角の円滑な通行	○
	7 坂道の通行	勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。	① 上り坂での速度とギアの選び方 ② 下り坂での速度とギアの選び方 ③ 坂の途中で停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方 ⑤ 円滑な坂道での通行	
	8 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	① 後退時の安全確認の仕方 ② 運転姿勢のとり方 ③ 視点の配り方、視野のとり方 ④ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ⑤ 速度の調節の仕方 ⑥ 進路のとり方と修正の仕方 ⑦ 方向の変え方 ⑧ 坂道の後退 ⑨ 正確な目標位置への後退	○
	9 狭路の通行	様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。	① 狭路の形状の捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方	○

		る。	④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切り返しの仕方	
10	鋭角コースの通過	特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	① 鋭角コースの通過	○
11	隘路への進入	車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。	① 誘導コースの捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 進路のとり方と修正の仕方	○
12	方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	① 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ② 幅寄せの仕方	○
13	通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時期 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方 ④ 障害物とその付近の情報のとり方 ⑤ 進路変更の可否の判断 ⑥ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ⑦ 進路のとり方、戻り方	○
14	信号、標識・標示等に従った走行	信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。	① 信号を捉える時機と見方 ② 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ③ 信号待ちでの対応の仕方 ④ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑤ 標識・標示等に従った走行の仕方	
15	交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。	① 交差点の直進方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方	○
16	踏切の通過	一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	① 一時停止の仕方 ② 安全確認と通過の仕方 ③ 踏切内で故障した場合等の措置	
17	旅客輸送を想定した走行	旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。	① 路端からの発進・加速、車線変更、減速・停止の仕方 ② 障害物の直前での発進・停止の仕方 ③ 道路及び交通の状況に応じた速度による走行と滑らかな加・減速の仕方	
3	急ブレーキによる停止を行うための走行	速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。	① 急ブレーキ ② 緊急時の減速 ○ 緊急回避	○
19	教習効果の確認（みきわめ）		第1段階の教習効果の確認	○

ア 大型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る技能教習は、教習規則別表第4第1号、第2号（転回を除く。）、第3号に掲げる事項（教習規則第1条第2項第6号）。	現に中型第二種免許（中型車（8t）限定中型第二種免許及び準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習は(2)の表①欄の○印を付した項目名の教習とさせること。
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

イ 中型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に普通二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習は、教習規則別表第4第1号、第2号（転回を除く。）、第3号に掲げる事項（教習規則第1条第2項第7号）	－
－	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

ア 大型第二種免許

現 有 免 許	大型免許	マイクロ 限 定	中型免許	中型車 (8t) 限 定 中 型 免 許	AT中型車 (8t) 限 定 中 型 免 許	準中型免許	準中型車 (5t) 限 定 準 中 型 免 許	AT準中型車 (5t) 限 定 準 中 型 免 許	普通免許	AT普通免許
教習時限数	8	10	10	12	16	13	15	19	15	19

現 有 免 許	大特又は大特二種免許	カテゴリー限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許	中型第二種免許	中型車 (8t) 限 定 中 型 第 二 種 免 許	AT中型車 (8t) 限 定 中 型 第 二 種 免 許	準中型車 (5t) 限 定 中 型 第 二 種 免 許	AT準中型車 (5t) 限 定 中 型 第 二 種 免 許	普通第二種免許	A T 普 通 第 二 種 免 許
教習時限数	23	31	5	8	12	12	16	15	19

イ 中型第二種免許

現 有 免 許	大型免許	中型免許	中型車 (8t) 限 定 中 型 免 許	AT中型車 (8t) 限 定 中 型 免 許	準中型免許	準中型車 (5t) 限 定 準 中 型 免 許	AT準中型車 (5t) 限 定 準 中 型 免 許	普通免許	AT普通免許
教習時限数	8	8	10	14	11	12	16	12	16

現 有 免 許	大特又は大特二種免許	カテゴリー限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許	普通第二種免許	A T 普 通 第 二 種 免 許
教習時限数	22	30	7	11

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

ア 大型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーター（模擬運転装置であって、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）による教習は、教習規則別表第4第3号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第6号及び第7号、同第4条第9項第2号）。	① 1人の教習指導員につき、3人以下の教習生を対象に実施させること。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。
2 府令第33条第5項第1号ニに規定する中型自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第3号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第4項第3号及び第4号、同第4条第9項第3号）。	－
3 府令第33条第5項第1号ルに規定する準中型自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第3号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第5項第2号及び第3号、同第4条第9項第4号）。	－
4 府令第33条第5項第1号ヲに規定する普通自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第3号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第6項第4号及び第5号、同第4条第9項第5号）。	－
5 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名18（急ブレーキ））については、教習効果の確認を行わないこと。
－	① 現に大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者については、(2)の表における、項目名4（基本的な運転操作）のうち③及び④を免除する。 ② 学科教習の第1段階項目名1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行わせること。 ③ 旅客輸送を想定した円滑な運転操作を修得させる項目については、車内に加速度計、水入りコップ、ボール等を備え付け、自動車に係る加速度（G）が視覚的に認知できるようにさせること。 ④ 乗降時の安全なドアの開閉を修得させるため、できるだけ自動ドアの設置を指導すること。

イ 中型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第4第3号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第6号及び第7号、同第4条第9項第2号及び同条第10項）。	① 1人の教習指導員につき、3人以下の教習生を対象に実施させること。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。
2 府令第33条第5項第1号ルに規定する準中型自動車を使用して行うことにより中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第3号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第5項第2号及び第3号、同第4条第9項第4号及び同条第10項）。	－
3 府令第33条第5項第1号ヲに規定する普通自動車を使用して行うことにより中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第3号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第6項第4号及び第5号、同第4条第9項第5号及び同条第10項）。	－
4 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名18（急ブレーキ））については、教習効果の確認を行わせないこと。
－	① 現に大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は普通第二種免許を受けている者については、(2)の表における、項目名4（基本的な運転操作）のうち③及び④を免除する。 ② 学科教習の第1段階項目名1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行わせること。 ③ 旅客輸送を想定した円滑な運転操作を修得させる項目については、車内に加速度計、水入りコップ、ボール等を備え付け、自動車に係る加速度（G）が視覚的に認知できるようにさせること。 ④ 乗降時の安全なドアの開閉を修得させるため、できるだけ自動ドアの設置を指導すること。

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。
- ② 他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。
- ③ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。
- ④ 旅客に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
- ⑤ 先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。
- ⑥ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第4）	項目名	目標	内 容
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行（人の乗降のための停車及び発進を含み、次号から第10号までに掲げる事項を除く。）	1 交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	① 交通の流れへの入り方 ② 交通の流れに合わせた速度の選び方 ③ 速度に合わせた車間距離のとり方 ④ 適切な通行位置 ・ 中央線のない道路 ・ 片側一車線の道路 ・ 多車線の道路 ⑤ 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ⑥ 右・左折に伴う進路変更の仕方
	2 信号、標識・標示等に従った運転	信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	① 信号の読みとりと対応の仕方 ② 標識・標示等の読みとりと対応の仕方
	3 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点の直進方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方
	4 歩行者等の保護	歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	① 歩行者等の動きの読みとり方 ② 歩行者等の側方通過の仕方 ③ 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ④ 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ⑤ 身体の不自由な者等への気配り ⑥ その他歩行者等に対する気配り
	5 道路及び交通の状況に合わせた運転	道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。	① 坂道での運転 ② カーブでの運転 ③ 対向車との行き違いの仕方 ④ 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ⑤ 段差のある道路での運転 ○ 踏切での運転 ○ 追い越し方、追い越され方 ○ 渋滞時の運転
	6 旅客輸送を想定した運転	旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。	① 路端からの発進・加速、車線変更、減速・停止の仕方 ② 障害物の直近での発進・停止の仕方 ③ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転と滑らかな速度の変え方

5 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転に係る走行	7 経路の設定	旅客自動車の運行形態に応じ適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転できる。	① 目的地までの経路の設定 ② 経路に応じた通行位置と進路 ③ 法規に従った運転 ④ 交通の流れに合わせた運転 ⑤ 他の交通に対する気配り ⑥ 危険を予測した運転 ⑦ 転回
6 時間的余裕がない場合における旅客自動車の安全な運転に係る走行	8 先急ぎの危険を理解した運転	教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。	① 心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ② 心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ③ 先急ぎの運転の特徴を理解した運転
7 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	9 危険を予測した運転	他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めを選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。	① 危険要因の捉え方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方
8 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	10 夜間の運転	夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。	① 夜間における運転視界の確保の仕方 ② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 ③ 夜間における運転の仕方
9 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	11 悪条件下での運転	様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全に運転（中止）することができる。	① 積雪、凍結道路の運転の仕方 ② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 ③ 豪雨、強風下での運転の仕方 ④ 道路冠水の場合の措置
10 地形その他の地域の特性に応じた旅客自動車の運転に係る走行	12 特別項目	地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。	次の中から選択して実施 ・ 山道での運転 ・ 高速道路等（都市高速道路を含む。）での運転 ・ その他地域の特性等に応じた運転
	13 教習効果の確認（みきわめ）		第2段階までの教習効果の確認

ア 大型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る技能教習は、教習規則別表第4第4号（転回を除く。）、第6号及び第10号に掲げる事項（教習規則第1条第2項第6号）。	—
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

イ 中型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 の 科 目
現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習は、教習規則別表第4第4号（転回を除く。）、第6号及び第10号に掲げる事項（教習規則第1条第2項第7号）。	—
—	内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

(イ) 大型第二種免許

現 有 免 許	大型免許		中型免許		準中型免許			普通免許	
		マイクロ 限 定		中型車（8t）限 定 中 型 免 許	AT中型車（8t） 限 定 中 型 免 許		準中型車（5t） 限 定 準 中 型 免 許	AT準中型車（5t） 限 定 準 中 型 免 許	AT普通免許
教習時限数	10	14	14	17	17	17	19	19	19

現 有 免 許	大特又は大特二種免許		中型第二種免許					普通第二種免許	
		カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許		中型車(8t)限定中型第二種免許	AT中型車(8t)限定中型第二種免許	準中型車(5t)限定中型第二種免許	AT準中型車(5t)限定中型第二種免許		A T 普通第二種免許
教習時限数	2 9	2 9	9	1 2	1 2	1 4	1 4	1 4	1 4

(イ) 中型第二種免許

現 有 免 許	大型免許	中型免許		準中型免許			普通免許	
		中型車(8t)限定中型免許	AT中型車(8t)限定中型免許		準中型車(5t)限定準中型免許	AT準中型車(5t)限定準中型免許		AT普通免許
教習時限数	1 0	1 0	1 3	1 3	1 3	1 6	1 6	1 6

現 有 免 許	大特又は大特二種免許		普通第二種免許	
		カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許		A T 普通第二種免許
教習時限数	2 6	2 6	4	4

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については次のとおりである。

(ア) 大型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限並びに同表第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第13号）。	－

(イ) 中型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
中型第二種免許に係る応用走行（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限並びに同表第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第13号）。	－

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

ア 大型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ハに規定する自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるとして国家公安委員会規則で定める教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第4第8号に掲げる事項の一部について行う教習であって、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験することによるもの（以下「眩惑等体験教習」という。）とする（教習規則第3条第1項第2号）。	① 「別表第4第8号に掲げる事項の一部」とは、暗室において夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させるものであり、かつ、教習時限のおおむね半分以内とさせること。 ② ①の方法による教習を行った後に運転シミュレーターによる教習は行わせないこと。 ③ 道路における教習への移動時間が短いものに限らせること。 ④ 教習人数は、施設の規模に基づく適正なものとさせること。
2 府令第33条第5項第1号ニに規定する複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては教習規則別表第4第10号に掲げる事項に係る教習、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては同表第5号、第7号及び第10号に掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第4第7号に掲げる事項に係る教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は4時限（別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該2時限連続して行った教習を含め5時限）を超えないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ1時限又は3時限（別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該2時限連続して行った教習を含め4時限）を超えないこと（教習規則第3条第2項第6号及び第7号、同第4条第9項第1号）。	① 「当該教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの」とは、観察教習及びコメントリードライビング（教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習）をそれぞれ1時限行った後、引き続き学科教習第2段階項目名1（危険予測ディスカッション（1時限））を行うものとする。 ② 教習生ごとの教習効果を均等にするという観点から、項目名及び教習時間（2時限又は3時限連続して行う場合はそれぞれ2時限又は3時限）ごとにそれぞれの教習生の運転する機会をできるだけ均等となるようにさせること。
3 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターによ	① 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させる

る教習は、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては教習規則別表第4第6号に掲げる事項に係る教習、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあっては同表第6号から第9号までに掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）についてののみ行い、かつ、その教習時間は4時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては1時限）を超えないこと（教習規則第3条第3項第6号及び第7号、同第4条第9項第2号）。	こと。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。 ④ (2)の表における項目名8（先急ぎの危険を理解した運転）、10（夜間の運転）及び11（悪条件下での運転）については、同一教習時限の一部として運転シミュレーターによる教習を行うことができることとする（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。
4 府令第33条第5項第1号ヌに規定する中型自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては教習規則別表第4第6号に掲げる事項に係る教習、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあっては同表第5号、第6号及び第9号に掲げる事項に係る教習についてののみ行い、かつ、その教習時間は3時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては1時限）を超えないこと（教習規則第3条第4項第3号及び第4号、同第4条第9項第3号）。	—
5 府令第33条第5項第1号ルに規定する準中型自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては教習規則別表第4第6号に掲げる事項に係る教習、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあっては同表第5号、第6号及び第9号に掲げる事項に係る教習についてののみ行い、かつ、その教習時間は3時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては1時限）を超えないこと（教習規則第3条第5項第2号及び第3号、同第4条第9項第4号）。	—
6 府令第33条第5項第1号ヲに規定する普通自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては教習規則別表第4第6号に掲げる事項に係る教習、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあっては同表第5号、第6号及び第9号に掲げる事項に係る教習についてののみ行い、かつ、その教習時間は3時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては1時限）を超えないこと（教習規則第3条第6項第4号及び第5号、同第4条第9項第5号）。	—
7 府令第33条第5項第1号レに規定する道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては教習規則別表第4第6号に掲げる事項に係る教習、現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあっては同表第6号、第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習（同表第8号に掲げる事項に係る教習にあっては、夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第9号に掲げる事項に係る教習にあっては、自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場合に限る。）についてののみ行うこと。また、道路において行うこととされる教習は、府令別表第4の1の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から3時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、3時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、1時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、1時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと（教習規則第3条第8項第8号及び第9号、同第4条第9項第6号）。	① 「夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習」は、次の方法により行わせること。 ア 教習の一部として（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き自動車教習所のコースにおいて、擬似薄暮時走行を行わせること（暗室における教習にあっては、教習時限のおおむね半分以上とさせること。）。 イ 擬似薄暮時走行においては、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部への光の進入が遮断できるものであること。）を使用させること。 また、あらかじめ自動車教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車を混入させること。 ウ アのいずれの方法についても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。 エ 教習の途中において日没となった場合には、アの（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習の後に引き続き自動車教習所のコースにおいて行う教習に代えて道路における教習を行っても差し支えない（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。 ② 「同号（別表第4第8号）に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習」は、次の方法により行わせること。 ア 日没後、（運転シミュレーターによる教習、）暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習のいずれかの方法により行わせること。なお、引き続き道路における教習を行わせること（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。 イ 教習の「一部」とは、暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習については教習時限のおおむね半分以上とさせること。 ③ 「自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習」は、次のいずれかの方法により行わせること。 ア 次の要件を満たすスキッドコース又はスキッド教習車により

	行う教習（以下「スキッド教習」という。）により行わせるもの。 (7) スキッドコースの基準 <table><tr><th>区 分</th><th>スキッド路 μ 値</th><th colspan="2">スキッド路（m）</th></tr><tr><th>普通・準中型・中型 ・大型コース</th><td rowspan="2">0.2 μ 以下</td><td>長さ</td><td>幅</td></tr><tr><th>大型専用コース</th><td>50以上</td><td>15以上</td></tr></table> a スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。 b コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。 (i) スキッド教習車の基準 <table><tr><th>内 容</th><th>基 準</th></tr><tr><th>走 行 速 度</th><td>40km/h以上</td></tr><tr><th>設 定 μ 値</th><td>0.2 μ 以下</td></tr></table> a スキッド教習車は、凍結路面の走行教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添のとおりとする。 b 本教習に用いるコースの安全地帯については、上記スキッドコース同様適宜設けること。 イ 自動車教習所の施設内で積雪又は凍結した路面を活用した教習を行うもの。 ウ イと運転シミュレーターによる教習を併用するもの（ただし、移動時間の短いものに限る。）。	区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路（m）		普通・準中型・中型 ・大型コース	0.2 μ 以下	長さ	幅	大型専用コース	50以上	15以上	内 容	基 準	走 行 速 度	40km/h以上	設 定 μ 値	0.2 μ 以下
区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路（m）																
普通・準中型・中型 ・大型コース	0.2 μ 以下	長さ	幅															
大型専用コース		50以上	15以上															
内 容	基 準																	
走 行 速 度	40km/h以上																	
設 定 μ 値	0.2 μ 以下																	
8 応用走行の最後の教習時限において、基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ、教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの等（1(2)の表においては、項目名18（急ブレーキ）、2(2)の表においては、項目名7（経路の設定）、8（先急ぎの危険を理解した運転）、10（夜間の運転）、11（悪条件下での運転）及び12（特別項目））については、教習効果の確認は行わせないこと。																	
—	① 応用走行における項目に先行して実施する学科教習は次のとおりである。ただし、当該学科教習を受けなければならない者に限る。 ア 項目名6（旅客輸送を想定した運転）については、学科教習第2段階項目名21（適性検査結果に基づく行動分析）を修了した者に対して行わせること。 イ 項目名7（経路の設定）については、学科教習第2段階項目名26（経路の設計）を修了した者に対して行わせること（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれも受けていない者のみ。）。 ウ 項目名9（危険を予測した運転）については、学科教習第2段階項目名22（安全運転と人間の能力）を修了した者に対して行わせること。 エ 項目名10（夜間の運転）については、学科教習第2段階項目名25（悪条件下での運転2）を修了した者に対して行わせること。 オ 項目名11（悪条件下での運転）については、学科教習第2段階項目名24（悪条件下での運転1）を修了した者に対して行わせること。 カ 項目名12（特別項目）のうち「高速道路での運転」を実施する場合については、学科教習第2段階項目名27（高速道路での運転）を修了した者に対して行わせること（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれも受けていない者のみ。）。 ② 旅客輸送を想定した円滑な運転操作を修得させる項目については、車内に加速度計、水入りコップ、ボール等を備え付け、自動車に係る加速度（G）が視覚的に認知できるようにさせること。 ③ 乗降時の安全なドアの開閉を修得させるため、できるだけ自動ドアの設置を指導すること。 ④ 項目名7（経路の設定）における教習方法は次のとおりである。 ア あらかじめ教習生に地図を渡し、出発地・目的地を指示した後、できるだけ最短時間、最短距離の経路を設定させ、その後、運転させて実際の所要時間と距離の計測を行わせること。 イ 最適な経路の設定が可能となるよう、提示する地図においては図面上に目的地に至る道路の交通量や渋滞の頻度、道路工事の有無、交通規制内容・箇所などの情報を記載させること。 ウ 道路幅員、通行区分の有無、車線の数、交差点・単路の別、交通規制、交通量などに対応した適切な転回を修得させるため、指導員において転回禁止場所での転回指示及び即時転回の指示を行わせること。 エ 本項目が目標に達したことの確認は、一定時間の走行の中で教習指導員のさしたる助言もなく安全に運転できることをもって行うものであること。したがって、当該確認に適した経路を選び行わせること。 ⑤ 項目名8（先急ぎの危険を理解した運転）における教習方法は次のとおりである。 ア あらかじめ教習目的に適合する一定のコースを設定させて行わせること。																	

- イ 安全を確保しつつできるだけ早く走行するよう指示し、時間的（心理的）プレッシャーを与えた後、再度同一コースを通常走行により運転させ、その違いを認識させるものとする。
- ⑥ 項目名 9（危険を予測した運転）における教習方法は次のとおりである。
- ア できるだけ上記 2①の方法により、3 時限連続して行わせることが望ましい。
- イ ただし、3 時間連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。
- (ア) 観察教習を行った後、引き続き学科教習第 2 段階項目名 1「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないこと。）にコメントリードライビングを行うもの。
- (イ) 観察教習を行った後、これに近接した機会にコメントリードライビングを行い、それに引き続き学科教習第 2 段階項目名 1「危険予測ディスカッション」を行うもの。
- (ウ) 観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないように行うこと。
- ⑦ 項目名 10（夜間の運転）における教習方法は次のとおりである。
- 道路における教習にあつては、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯して行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。)
- ⑧ 項目名 11（悪条件下での運転）における教習方法は次のとおりである。
- 自動車教習所のコース又は道路において、実際の悪条件下における教習を実施する場合は、凍結の状態にある路面での走行に係る教習に限らせること。
- なお、上記内容を道路において実施する場合は、安全が確保されているものに限らせること。
- また、道路若しくは自動車教習所のコースにおける教習又はスキッド教習（悪条件の一部についての走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。
- ⑨ 項目名 12（特別項目）における教習方法は次のとおりである。
- ア 技能教習の他の項目の教習を通じ、容易に実施できるようなものは、原則として行わせないこと。
- イ あらかじめ都道府県公安委員会に教習計画を提出し、目標の趣旨に沿った教習であることの確認を受けて行わせること。
- ウ 季節、月別に教習内容を定めたり、数点教習の内容を設定し、天候などによって優先順位を決める場合にあっては、教習計画に基づき行うことを確保するため、あらかじめその内容を定めておくものであること。いずれにしても教習生に教習の内容を選択させることは、目標の趣旨にそぐわないため、行わせないこと。
- エ 山岳コースの運転、都市高速道路の運転など指定自動車教習所の創意工夫に基づいた教習を行うよう努めさせること。
- オ 本項目は 1 時限を超えて行わせないこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれも受けていない者について「高速道路での運転」を行う場合は、本教習を含め 2 時限を超えない範囲で行わせても差し支えない。
- カ 本項目において「高速道路での運転」を実施する場合における教習方法は次のとおりである。
- (ア) 教習コースを実査した後、教習に適した区間、距離、時間帯を設定し、パーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討を実施した上で教習計画を策定させること。
- (イ) あらかじめ都道府県公安委員会に教習コース及び教習車両等を明示した具体的な教習計画を提出させ事故防止上問題がないことの確認を受けた上で、教習を行わせること。
- なお、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。
- (ウ) 次のいずれかに該当する場合は、自動車による教習を行わせないこと。
- a 通行止めの交通規制が実施されている場合
- b 交通規制や交通混雑により安全、円滑な教習が行われないと認められる場合
- c 教習車両に異常が認められた場合
- (エ) 次のいずれかに該当する場合は、当該教習を中止することを検討させること。
- a 悪天候等により教習をさせることが危険と認められる場合
- b 出発時には異常はないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できなくなる蓋然性が高いと認められる場合

	ｃ 教習生が極度に緊張している場合 (ウ) 教習中、当該教習を中止することとなった場合は、教習指導員は管理者等に連絡し、その後の教習について指示を受けさせること。なお、教習指導員がやむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させること。 (カ) 本項目の教習は、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路（付属する施設を含む。）及びこれに接続する一般道路において行わせること。 (キ) 教習生１人当たりの高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路での走行距離は、１人当たりおおむね15キロメートル以上とさせること。 なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。
--	--

イ 中型第二種免許

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ハに規定する自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、教習規則別表第4第8号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習とする（教習規則第3条第1項第2号）。	① 「別表第4第8号に掲げる事項の一部」とは、暗室において夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させるものであり、かつ、教習時限のおおむね半分以上とさせること。 ② ①の方法による教習を行った後に運転シミュレーターによる教習は行わせないこと。 ③ 道路における教習への移動時間が短いものに限らせること。 ④ 教習人数は、施設の規模に基づく適正なものとさせること。
2 府令第33条第5項第1号ニに規定する複数教習により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては教習規則別表第4第10号に掲げる事項に係る教習（同表第5号、第7号及び第10号に掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第4第7号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は4時限（別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該2時限連続して行った教習を含め5時限）を超えないこと。ただし、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ1時限又は3時限（別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該2時限連続して行った教習を含め4時限）を超えないこと（教習規則第3条第2項第6号及び第7号、同第4条第9項第1号及び同条第10項）。	① 「当該教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの」とは、観察教習及びコメンタリードライビングをそれぞれ1時限行った後引き続き学科教習第2段階項目名1（危険予測ディスカッション（1時限））を行うものである。 ② 教習生ごとの教習効果を均等にするという観点から、項目名及び教習時間（2時限又は3時限連続して行う場合はそれぞれ2時限又は3時限）ごとにそれぞれの教習生の運転する機会をできるだけ均等となるようにさせること。
3 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターによる教習は、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては教習規則別表第4第6号に掲げる事項に係る教習、現に普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては同表第6号から第9号までに掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は4時限（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては1時限）を超えないこと（教習規則第3条第3項第6号及び第7号、同第4条第9項第2号及び同条第10項）。	① 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。 ④ (2)の表における項目名8（先急ぎの危険を理解した運転）、10（夜間の運転）及び11（悪条件下での運転）については、同一教習時限の一部としてシミュレーターによる教習を行うことができることとする（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。
4 府令第33条第5項第1号ルに規定する準中型自動車を使用して行うことにより中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては教習規則別表第4第6号に掲げる事項に係る教習、現に普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては同表第5号、第6号及び第9号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては1時限）を超えないこと（教習規則第3条第5項第2号及び第3号、同第4条第9項第4号及び同条第10項）。	—
5 府令第33条第5項第1号ヲに規定する普通自動車を使用して行うことにより中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては教習	—

規則別表第4第6号に掲げる事項に係る教習、現に普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては同表第5号、第6号及び第9号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては1時限）を超えないこと（教習規則第3条第6項第4号及び第5号、同第4条第9項第5号及び同条第10項）。																						
6 府令第33条第5項第1号レに規定する道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては教習規則別表第4第6号に掲げる事項に係る教習、現に普通第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては同表第6号、第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習（同表第8号に掲げる事項に係る教習にあつては、夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第9号に掲げる事項に係る教習にあつては、自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場合に限る。）についてのみ行うこと。また、道路において行うこととされる教習は、府令別表第4の1の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から3時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、3時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、1時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、1時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと（教習規則第3条第8項第8号及び第9号、同第4条第9項第6号及び同条第10項）。	① 「夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習」は、次の方法により行わせること。 ア 教習の一部として（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き自動車教習所のコースにおいて、擬似薄暮時走行を行わせること（暗室における教習にあつては、教習時限のおおむね半分以上とさせること。）。 イ 擬似薄暮時走行においては、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部への光の進入が遮断できるものであること。）を使用させること。 また、あらかじめ自動車教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させること。 ウ アのいずれの方法についても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。 エ 教習の途中において日没となった場合には、アの（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習の後に引き続き自動車教習所のコースにおいて行う教習に代えて道路における教習を行っても差し支えない（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。 ② 「同号（別表第4第8号）に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習」は、次の方法により行わせること。 ア 日没後、（運転シミュレーターによる教習、）暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習のいずれかの方法により行わせること。なお、引き続き道路における教習を行わせること（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。 イ 教習の「一部」とは、暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習については教習時限のおおむね半分以上とさせること。 ③ 「自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習」は、次のいずれかの方法により行わせること。 ア 次の要件を満たすスキッドコース又はスキッド教習車により行う教習（以下「スキッド教習」という。）により行わせるもの。 (ア) スキッドコースの基準 <table><tr><th>区 分</th><th>スキッド路 μ 値</th><th colspan="2">スキッド路 (m)</th></tr><tr><th></th><th></th><th>長さ</th><th>幅</th></tr><tr><td>普通・準中型・中型・大型コース</td><td rowspan="2">0.2 μ 以下</td><td>50以上</td><td>15以上</td></tr><tr><td>中型専用コース</td><td>40以上</td><td>15以上</td></tr></table> a スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。 b コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。 (イ) スキッド教習車の基準 <table><tr><th>内 容</th><th>基 準</th></tr><tr><td>走 行 速 度</td><td>40km/h以上</td></tr><tr><td>設 定 μ 値</td><td>0.2 μ 以下</td></tr></table> a スキッド教習車は、凍結路面の走行教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添のとおりとする。 b 本教習に用いるコースの安全地帯については、上記スキッドコース同様適宜設けること。 イ 自動車教習所の施設内で積雪又は凍結した路面を活用した教習を行うもの。 ウ イと運転シミュレーターによる教習を併用するもの（ただし、移動時間の短いものに限る。）。 その性質上教習効果を確認することが困難なもの等（1(2)の表においては、項目名18（急ブレーキ）、2(2)の表においては、項目名7（経路の設定）、8（先急ぎの危険を理解した運転）、10（夜間の運転）、11（悪条件下での運転）及び12（特別項目））については、教習効果の確認は行わせないこと。 ① 応用走行における項目に先行して実施する学科教習は次のとおりである。ただし、当該学科教習を受けなければならない者に限る。 ア 項目名6（旅客輸送を想定した運転）については、学科教	区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)				長さ	幅	普通・準中型・中型・大型コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上	中型専用コース	40以上	15以上	内 容	基 準	走 行 速 度	40km/h以上	設 定 μ 値	0.2 μ 以下
区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)																				
		長さ	幅																			
普通・準中型・中型・大型コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上																			
中型専用コース		40以上	15以上																			
内 容	基 準																					
走 行 速 度	40km/h以上																					
設 定 μ 値	0.2 μ 以下																					
7 応用走行の最後の教習時限において、基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ、教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。																						
—																						

- 第2段階項目名21（適性検査結果に基づく行動分析）を修了した者に対して行わせること。
- イ 項目名7（経路の設定）については、学科教習第2段階項目名26（経路の設計）を修了した者に対して行わせること（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は普通第二種免許のいずれも受けていない者のみ。）。
- ウ 項目名9（危険を予測した運転）については、学科教習第2段階項目名22（安全運転と人間の能力）を修了した者に対して行わせること。
- エ 項目名10（夜間の運転）については、学科教習第2段階項目名25（悪条件下での運転2）を修了した者に対して行わせること。
- オ 項目名11（悪条件下での運転等）については、学科教習第2段階項目名24（悪条件下での運転1）を修了した者に対して行わせること。
- カ 項目名12（特別項目）のうち「高速道路での運転」を実施する場合については、学科教習第2段階項目名27（高速道路での運転）を修了した者に対して行わせること（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は普通第二種免許のいずれも受けていない者のみ。）。
- ② 旅客輸送を想定した円滑な運転操作を修得させる項目については、車内に加速度計、水入りコップ、ボール等を備え付け、自動車に係る加速度（G）が視覚的に認知できるようにさせること。
- ③ 乗降時の安全なドアの開閉を修得させるため、できるだけ自動ドアの設置を指導すること。
- ④ 項目名7（経路の設定）における教習方法は次のとおりである。
- ア あらかじめ教習生に地図を渡し、出発地・目的地を指示した後、できるだけ最短時間、最短距離の経路を設定させ、その後、運転させて実際の所要時間と距離の計測を行わせること。
- イ 最適な経路の設定が可能となるよう、提示する地図においては図面上に目的地に至る道路の交通量や渋滞の頻度、道路工事の有無、交通規制内容・箇所などの情報を記載させること。
- ウ 道路幅員、通行区分の有無、車線の数、交差点・単路の別、交通規制、交通量などに対応した適切な転回を修得させるため、指導員において転回禁止場所での転回指示及び即時転回の指示を行わせること。
- エ 本項目が目標に達したことの確認は、一定時間の走行の中で教習指導員のさしたる助言もなく安全に運転できることをもって行うものであること。したがって、当該確認に適した経路を選び行わせること。
- ⑤ 項目名8（先急ぎの危険を理解した運転）における教習方法は次のとおりである。
- ア あらかじめ教習目的に適合する一定のコースを設定させて行わせること。
- イ 安全を確保しつつできるだけ早く走行するよう指示し、時間的（心理的）プレッシャーを与えた後、再度同一コースを通常走行により運転させ、その違いを認識させるものとする。
- ⑥ 項目名9（危険を予測した運転）における教習方法は次のとおりである。
- ア できるだけ上記2①の方法により、3時限連続して行わせることが望ましい。
- イ ただし、3時限連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。
- （ア）観察教習を行った後、引き続き学科教習第2段階項目名1「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないこと。）にコメンタリードライビングを行うもの。
- （イ）観察教習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き学科教習第2段階項目名1「危険予測ディスカッション」を行うもの。
- （ウ）観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないように行うこと。
- ⑦ 項目名10（夜間の運転）における教習方法は次のとおりである。
- 道路における教習にあつては、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯して行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。
- ⑧ 項目名11（悪条件下での運転）における教習方法は次のとおりである。
- 自動車教習所のコース又は道路において、実際の悪条件下における教習を実施する場合は、凍結の状態にある路面での走行に係る教習に限らせること。
- なお、上記内容を道路において実施する場合は、安全が確保されているものに限らせること。
- また、道路若しくは自動車教習所のコースにおける教習又はス

キッド教習（悪条件の一部についての走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。

- ⑨ 項目名12（特別項目）における教習方法は次のとおりである。
- ア 技能教習の他の項目の教習を通じ、容易に実施できるようなものは、原則として行わせないこと。
 - イ あらかじめ都道府県公安委員会に教習計画を提出し、目標の趣旨に沿った教習であることの確認を受けて行わせること。
 - ウ 季節、月別に教習内容を定めたり、教点教習の内容を設定し、天候などによって優先順位を決める場合にあっては、教習計画に基づき行うことを確保するため、あらかじめその内容を定めておくものであること。いずれにしても教習生に教習の内容を選択させることは、目標の趣旨にそぐわないため、行わせないこと。
 - エ 山岳コースの運転、都市高速道路の運転など指定自動車教習所の創意工夫に基づいた教習を行うよう努めさせること。
 - オ 本項目は1時限を超えて行わせないこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は普通第二種免許のいずれも受けていない者について「高速道路での運転」を行う場合は、本教習を含め2時限を超えない範囲で行わせても差し支えない。
 - カ 本項目において「高速道路での運転」を実施する場合における教習方法は次のとおりである。
 - (ア) 教習コースを実査した後、教習に適した区間、距離、時間帯を設定し、パーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討を実施した上で教習計画を策定させること。
 - (イ) あらかじめ都道府県公安委員会に教習コース及び教習車両等を明示した具体的な教習計画を提出させ事故防止上問題がないことの確認を受けた上で、教習を行わせること。
なお、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。
 - (ウ) 次のいずれかに該当する場合は、自動車による教習を行わせないこと。
 - a 通行止めの交通規制が実施されている場合
 - b 交通規制や交通混雑により安全、円滑な教習が行われないと認められる場合
 - c 教習車両に異常が認められた場合
 - (エ) 次のいずれかに該当する場合は、当該教習を中止することを検討させること。
 - a 悪天候等により教習をさせることが危険と認められる場合
 - b 出発時には異常はないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できなくなる蓋然性が高いと認められる場合
 - c 教習生が極度に緊張している場合
 - (オ) 教習中、当該教習を中止することとなった場合は、教習指導員は管理者等に連絡し、その後の教習について指示を受けさせること。なお、教習指導員がやむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させること。
 - (カ) 本項目の教習は、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路（付属する施設を含む。）及びこれに接続する一般道路において行わせること。
 - (キ) 教習生1人当たりの高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路での走行距離は、1人当たりおおむね15キロメートル以上とさせること。
なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。

第10 普通第二種免許・A T 普通第二種免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。
- ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。
- ③ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。
- ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
- ⑤ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第4）	項 目 名	目 標	内 容
1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他旅客自動車の運転に係る操作	1 車の乗り降りや運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	① 車の乗り方、降り方 ② 運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ③ シートベルトのつけ方、はずし方 ④ 安定した運転姿勢のとり方 ⑤ シートベルトの正しい装着効果の体験
	2 運転装置の取扱いと日常点検整備等	運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実にすることができる。	① 運転装置の取扱い ・ ハンドルのまわし方 ・ 各ペダルの踏み方、戻し方 ・ チェンジレバーの動かし方 ・ パーキングブレーキの使い方 ・ エンジンのかけ方、止め方 ・ 旅客自動車に備えられる装置（自動ドア、非常ドア等）の取扱い ② 日常点検整備等 ・ 運転席での点検 ・ エンジンルームの点検 ・ 車の周りからの点検 ・ 装備品等の点検
	3 基本的な運転操作	正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 A T 自動車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや一定の速度を保つことができる。	① 発進と停止 ② 走行位置と進路 ③ A T 自動車の運転 ・ クリープ現象 ・ 発進と停止の仕方 ・ 加速と減速の仕方 ④ A T 自動車の急加速と急発進時の措置 ・ 急加速の仕方 ・ 段差路での発進と急発進時の措置の仕方 ⑤ 速度の調節
2 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行（次号から第10号までに掲げる事項を除く。）	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止	タイミングのよい発進とスムーズで機敏な加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。	① 時機を捉えた発進と加速 ② 目標に合わせた停止
	5 カーブや曲がり角の通行	旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。	① 曲がり具合の捉え方 ② 速度とレンジの選び方 ③ 走行位置と進路のとり方 ④ カーブや曲がり角の円滑な通行
	6 坂道の通行	勾配に応じた速度とレンジを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。	① 上り坂での速度とレンジの選び方 ② 下り坂での速度とレンジの選び方 ③ 坂の途中で停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方 ⑤ 円滑な坂道での通行
	7 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	① 後退時の安全確認の仕方 ② 運転姿勢のとり方 ③ 視点の配り方、視野のとり方 ④ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ⑤ 速度の調節の仕方 ⑥ 進路のとり方と修正の仕方 ⑦ 方向の変え方 ⑧ 狭路コースの後退などの後退走行の応用 ⑨ 正確な目標位置への後退
	8 狭路の通行	様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。	① 狭路の形状の捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切り返しの仕方
	9 鋭角コースの通過	特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	① 鋭角コースの通過 ○ たこつぼコースの通行
	10 方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	① 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ② 幅寄せの仕方
	11 通行位置の選択と進路変更、	道路及び交通の状況に合った通	① 通行位置の選び方

	障害物への対応	行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 旅客輸送を想定し、障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方 ④ 障害物とその付近の情報のとり方 ⑤ 進路変更の可否の判断 ⑥ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ⑦ 進路のとり方、戻り方 ⑧ 障害物への円滑な対応の仕方
	12 信号、標識・標示等に従った走行	信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。 旅客を想定した円滑な走行ができる。	① 信号を捉える時機と見方 ② 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ③ 信号待ちでの対応の仕方 ④ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑤ 標識・標示等に従った走行の仕方
	13 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。 旅客を想定した円滑な走行ができる。	① 交差点の直進方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方 ⑤ 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方
	14 踏切の通過	一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	① 一時停止の仕方 ② 安全確認と通過の仕方 ③ 踏切内で故障した場合等の措置
	15 転回	道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができる、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	① 転回場所・転回方法の選び方 ② 転回場所の交通状況の捉え方 ③ 対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ④ 転回における走行位置と速度の選び方 ⑤ 転回の方法 ・ Uターン ・ スイッチターン ・ Uターンとスイッチターンを組み合わせた転回 ・ 方向変換
	16 旅客輸送を想定した走行	旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。	① 路端からの発進・加速、車線変更、減速・停止の仕方 ② スムーズな走行と滑らかな速度の変え方 ③ 旅客の指示に基づく走行 ④ 旅客の乗車のさせ方 ⑤ 旅客の降車のさせ方
3 急ブレーキによる停止を行うための走行	17 急ブレーキ	速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。	① 急ブレーキ ② 緊急回避 ③ 速い速度でのカーブ走行の危険性
	18 教習効果の確認（みきわめ）		第1段階の教習効果の確認

（注）内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

- (3) 教習時間
府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現 有 免 許	大 型	中型免許		準中型免許		普通免許		大特又は大特二種免許	
	免 許	中型車(8t)限 定 中 型 免 許	AT中型車(8t) 限 定 中 型 免 許	準中型車(5t) 限 定 準 中 型 免 許	AT準中型車(5t) 限 定 準 中 型 免 許		AT普通免許		カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許
教習時限数	8	8	8	8	8	8	8	17	21

- (4) 教習方法
法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置により教習を行うこと（府令第33条第5項第1号ハ）。	AT自動車を地使用させること。
2 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーター（模擬運転装置であつて、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）による教習は、教習規則別表第4第3号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第7号、同第4条第9項第2号、同条第11項及び同条第12項）。	① 1人の教習指導員につき、3人以下の教習生を対象に実施させること。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。
3 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名17（急ブレーキ））については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	① 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者については、(2)の表における、項目名3（基本的な運転操作）のうち③及び④を免除する。 ② 学科教習の第1段階項目名1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行わせること。 ③ 旅客輸送を想定した円滑な運転操作を修得させる項目については、車内に加速度計、水入りコップ、ボール等を備え付け、自動車に係る加速度（G）が視覚的に認知できるようにさせること。 ④ 乗降時の安全なドアの開閉を修得させるため、できるだけ自動ドアの設置を指導すること。

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。
- ② 他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。
- ③ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。
- ④ 旅客に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
- ⑤ 先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。
- ⑥ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第4）	項目名	目 標	内 容
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行（人の乗降のための停車及び発進並びに転回を含み、次号から第10号までに掲げる事項を除く。）	1 交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	① 交通の流れへの入り方 ② 交通の流れに合わせた速度の選び方 ③ 速度に合わせた車間距離のとり方 ④ 適切な通行位置 ⑤ 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ⑥ 右・左折に伴う進路変更の仕方
	2 信号、標識・標示等に従った運転	信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	① 信号の読みとりと対応の仕方 ② 標識・標示等の読みとりと対応の仕方
	3 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点の直進方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自転車の見せ方を意識した走行の仕方
	4 歩行者等の保護	歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	① 歩行者等の動きの読みとり方 ② 歩行者等の側方通過の仕方 ③ 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ④ 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ⑤ 身体の不自由な者等への気配り ⑥ その他歩行者等に対する気配り
	5 道路及び交通の状況に合わせた運転	道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。	① 坂道での運転 ② カーブでの運転 ③ 対向車との行き違いの仕方 ④ 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ⑤ 段差のある道路での運転 ○ 踏切での運転 ○ 追い越し方、追い越され方 ○ 渋滞時の運転
	6 転回	道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択し、他の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回することができる。	① 転回場所・転回方法の選び方 ② 転回場所の交通状況の捉え方 ③ 対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ④ 転回における走行位置と速度の選び方

			⑤ 転回の方法 ・ Uターン ・ スイッチターン ・ Uターンとスイッチターンを組み合わせた転回 ・ 方向変換
	7 旅客輸送を想定した運転	旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。	① 路端からの発進・加速、車線変更、減速・停止の仕方 ② スムーズな運転と滑らかな速度の変え方 ③ 旅客の指示に基づく運転 ④ 旅客の乗車のさせ方 ⑤ 旅客の降車のさせ方
5 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転に係る走行	8 経路の設定	旅客の需要（指示又は求め）に応じ、適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転ができる。	① 目的地までの経路の設定 ② 経路に応じた通行位置と進路 ③ 法規に従った運転 ④ 交通の流れに合わせた運転 ⑤ 他の交通に対する気配り ⑥ 危険を予測した運転
6 時間的余裕がない場合における旅客自動車の安全な運転に係る走行	9 先急ぎの危険を理解した運転	教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。	① 心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ② 心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ③ 先急ぎの運転の特徴を理解した運転
7 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	10 危険を予測した運転	他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。	① 危険要因の捉え方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方
8 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	11 夜間の運転	夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。	① 夜間における運転視界の確保の仕方 ② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 ③ 夜間における運転の仕方
9 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	12 悪条件下での運転	様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全運転（中止）することができる。	① 積雪、凍結道路の運転の仕方 ② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 ③ 豪雨、強風下での運転の仕方 ④ 道路冠水の場合の措置
10 地形その他の地域の特性に応じた旅客自動車の運転に係る走行	13 特別項目	地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。	次のの中から選択して実施 ・ 山道での運転 ・ 高速道路等（都市高速道路を含む。）での運転 ・ その他地域特性等に応じた運転
1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他旅客自動車の運転に係る操作	14 クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い	クラッチペダル、チェンジレバーの正しい取扱いができる。	① クラッチペダルの踏み方、戻し方 ア クラッチペダルの動き イ クラッチペダルの踏み方 ウ クラッチペダルの戻し方 ② チェンジレバーの取り扱い方 ・ 各ギアへの入れ方（クラッチペダルとの関連も含む。）
	15 発進及び停止	正しい操作手順で発進と停止ができる。	① 発進の仕方 - ア エンジンのかけ方、とめ方 - イ 発進の手順 ② 停止の仕方 - ア 停止の手順 - イ 駐車するときの手順
	16 変速操作	速度の上げ下げや速度を保つことができる。	① 加速チェンジの時期及び方法 ・ 目的速度と加速チェンジの時期及び方法 ② 減速チェンジの時期及び方法 ・ 減速チェンジの適切な時期及び方法
2 交差点の通行、横断歩道	17 ブレーキ操作	曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができ、予	① ゆるいカーブ及び曲がり角通過に伴うブレーキ操作

及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の走行（次号から第10号までに掲げる事項を除く。）		定した位置に車を停止させることができる。	- 安全な速度と効果的な制動 ② 目標に合わせた停止の方法 ・ 停止するときのブレーキペダルの踏み加減 ③ エンジンブレーキの使い方 ・ ギアとエンジンブレーキの関係
18 坂道の通過		勾配に応じて速度とギアを選ぶことができる。	① ギアの選択及び加速の方法（上り坂） ア 急な坂を上るとき イ 坂の頂上付近における安全な速度 ② エンジンブレーキの使い方（下り坂） ・ 勾配とギアの選択
19 狭路（曲線・屈折）の通過		狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	クラッチの断続による低速調節 ・ アクセルとクラッチの調和
20 坂道発進		坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	ハンドブレーキ等の操作及びアクセルとクラッチの調和 ア ハンドブレーキ等を使つての坂道発進の手順 イ ハンドブレーキ等を使わない坂道発進の手順
21 踏切通過		一時停止と安全確認を確実にを行い、速やかに通過することができる。	ギアの選択及びアクセルとクラッチの調和 ア 踏切内でエンストしないための低速ギアの選択 イ 踏切内でエンストしたとき
22 方向変換及び縦列駐車		駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	クラッチの断続による低速調節 ・ 後退の際のアクセル及びクラッチの調和
23 鋭角コースの通過		特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	鋭角コースの通過
24 教習効果の確認（みきわめ）			第2段階までの教習効果の確認

（注） 内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

(7) 普通第二種免許

現 有 免 許	大型免許	中型免許		準中型免許		普通免許		大特又は大特二種免許			
		中型車（8t）限定 中型免許	AT中型車（8t） 限定中型免許	準中型車（5t） 限定準中型免許	AT準中型車（5t） 限定準中型免許		AT普通免許	カタビラ限定大特又はカタ ビラ限定大特二種免許			
教習時限数	10	10	10	14	10	10	14	13	17	30	34

(4) AT普通第二種免許

現 有 免 許	大型免許	中型免許		準中型免許		普通免許		大特又は大特二種免許			
		中型車（8t）限定 中型免許	AT中型車（8t） 限定中型免許	準中型車（5t） 限定準中型免許	AT準中型車（5t） 限定準中型免許		AT普通免許	カタビラ限定大特又はカタ ビラ限定大特二種免許			
教習時限数	10	10	10	10	10	10	10	13	13	26	30

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については、次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限並びに同表第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第13号）。	—

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 法第85条第2項の規定により一の種類の免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置により教習を行うこと（府令第33条第5項第1号ハ）。	① 項目名1（交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更）から項目名13（特別項目）までについてはAT自動車を使用し、項目名14（クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い）から項目名23（鋭角コースの通過）までについてはMT自動車を使用すること。 ② MT自動車を使用する教習は4時限以上5時限未満（現に大型免許、中型免許（AT中型車（8t）限定中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型車（5t）限定準中型免許を除く。）及び普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者にあつては1時限以上2時限未満）とすること（項目名24（教習効果の確認（みきわめ））を含む。）。
2 普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る応用走行は、別表第4第1号、第2号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第4号から第10号までに掲げる事項について、また、AT普通第二種免許に係る応用走行は、別表第4項第4号から第10号までに掲げる事項について行う教習とする。（教習規則第1条第1項第12号及び第13号）	普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。以下同じ。）は、(2)の表の全てについて教習を行い、AT普通第二種免許は、(2)の表の項目名1（交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更）から項目名13（特別項目）まで及び項目名24（教習効果の確認（みきわめ））について教習を行うこと。
3 府令第33条第5項第1号ハに規定する自動車又は模擬運転装置	① 「別表第4第8号に掲げる事項の一部」とは、暗室において夜

以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第8号に掲げる事項の一部について行う教習であって、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験することによるもの（以下「眩惑等体験教習」という。）とする（教習規則第3条第1項第2号）。	間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させるものであり、かつ、教習時限のおおむね半分以内とさせること。 ② ①の方法による教習を行った後に運転シミュレーターによる教習は行わせないこと。 ③ 道路における教習への移動時間が短いものに限らせること。 ④ 教習人数は、施設の規模に基づく適正なものとさせること。
4 府令第33条第5項第1号ニに規定する複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。）により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第5号、第7号及び第10号に掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第4第7号に掲げる事項に係る教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）についてののみ行い、かつ、その教習時間は4時限（別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該2時限連続して行った教習を含め5時限）を超えないこと。 ただし、現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあっては、3時限（別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該2時限連続して行った教習を含め4時限）を超えないこと（教習規則第3条第2項第7号、同第4条第9項第1号並びに同条第11項及び同条第12項）。	① 「当該教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの」とは、観察教習及びコメンタリードライビング（教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習）をそれぞれ1時限行った後、引き続き学科教習第2段階項目名1（危険予測ディスカッション（1時限））を行うものとする。 ② 教習生ごとの教習効果を均等にするという観点から、項目及び教習時間（2時限又は3時限連続して行う場合はそれぞれ2時限又は3時限）ごとにそれぞれの教習生の運転する機会をできるだけ均等となるようにさせること。
5 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第4第6号から第9号にまで掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）についてののみ行い、かつ、その教習時間は4時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第7号、同第4条第9項第2号並びに同条第11項及び同条第12項）。	① 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。 ④ ②の表における項目名9（先急ぎの危険を理解した運転）、11（夜間の運転）及び12（悪条件下での運転）については、同一教習時限の一部として運転シミュレーターによる教習を行うことができることとする（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること）。
6 府令第33条第5項第1号レに規定する道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第1号、第2号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習（同表第8号に掲げる事項に係る教習にあっては、夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第9号に掲げる事項に係る教習にあっては、自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場合に限る。）についてののみ行うこと。 また、道路において行うこととされる教習は、府令別表第4の1の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から7時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、7時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者に対する教習又はAT普通第二種免許に係る教習にあっては、3時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、3時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと（教習規則第3条第8項第10号及び第11号、同第4条第9項第6号並びに同条第11項及び同条第12項）。	① 「夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習」は、次の方法により行わせること。 ア 教習の一部として（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き自動車教習所のコースにおいて、擬似薄暮時走行を行わせること（暗室における教習にあっては、教習時限のおおむね半分以内とさせること）。 イ 擬似薄暮時走行においては、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部への光の進入が遮断できるものであること。）を使用させること。 また、あらかじめ自動車教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させること。 ウ アのいずれの方法についても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。 エ 教習の途中において日没となった場合には、アの（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習の後に引き続き自動車教習所のコースにおいて行う教習に代えて道路における教習を行っても差し支えない（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること）。 ② 「同号（別表第4第8号）に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習」は、次の方法により行わせること。 ア 日没後、（運転シミュレーターによる教習、）暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習のいずれかの方法により行わせること。なお、引き続き道路における教習を行わせること（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること）。 イ 教習の「一部」とは、暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習については教習時限のおおむね半分以内とさせること。 ③ 「自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習」は、次のいずれかの方法により行わせること。 ア 次の要件を満たすスキッドコース又はスキッド教習車により

	行う教習（以下「スキッド教習」という。）により行わせるもの。 (7) スキッドコースの基準 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">スキッド路 μ 値</th><th colspan="2">スキッド路 (m)</th></tr><tr><th>長さ</th><th>幅</th></tr><tr><td>普通・軽・中型・大型コース</td><td rowspan="2">0.2 μ 以下</td><td>50以上</td><td>15以上</td></tr><tr><td>普通専用コース</td><td>40以上</td><td>5 以上</td></tr></table> a スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。 b コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。 (4) スキッド教習車の基準 <table><tr><th>内 容</th><th>基 準</th></tr><tr><td>走 行 速 度</td><td>40km/h以上</td></tr><tr><td>設 定 μ 値</td><td>0.2 μ 以下</td></tr></table> a スキッド教習車は、凍結路面の走行教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添のとおりとする。 b 本教習に用いるコースの安全地帯については、上記スキッドコース同様適宜設けること。 イ 自動車教習所の施設内で積雪又は凍結した路面を活用した教習を行うもの。 ウ イと運転シミュレーターによる教習を併用するもの（ただし、移動時間の短いものに限る。）	区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)		長さ	幅	普通・軽・中型・大型コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上	普通専用コース	40以上	5 以上	内 容	基 準	走 行 速 度	40km/h以上	設 定 μ 値	0.2 μ 以下
区 分	スキッド路 μ 値			スキッド路 (m)																
		長さ	幅																	
普通・軽・中型・大型コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上																	
普通専用コース		40以上	5 以上																	
内 容	基 準																			
走 行 速 度	40km/h以上																			
設 定 μ 値	0.2 μ 以下																			
7 応用走行の最後において、基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ、教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。	① 普通第二種免許は、A T自動車を使用する教習及びMT自動車を使用する教習のそれぞれについて、それぞれの最後の教習時限において行うこと。また、MT自動車を使用する場合にあっては、1時限の全てを教習効果の確認に当てないこと。 ② A T普通第二種免許は、最後の教習時限において行うこと。 ③ A T自動車を使用する教習においては、その性質上教習効果を確認することが困難なもの等（1 (2)の表においては、項目名17（急ブレーキ）、2 (2)の表においては、項目名8（経路の設定）、9（先急ぎの危険を理解した運転）、11（夜間の運転）、12（悪条件下での運転）及び13（特別項目）については、教習効果の確認は行わせないこと。																			
—	① 応用走行における項目に先行して実施する学科教習は次のとおりである。ただし、当該学科教習を受けなければならない者に限る。 ア 項目名7（旅客輸送を想定した運転）については、学科教習第2段階項目名21（適性検査結果に基づく行動分析）を修了した者に対して行わせること。 イ 項目名8（経路の設定）については、学科教習第2段階項目名26（経路の設計）を修了した者に対して行わせること（大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれも受けていない者のみ。）。 ウ 項目名10（危険を予測した運転）については、学科教習第2段階項目名22（安全運転と人間の能力）を修了した者に対して行わせること。 エ 項目名11（夜間の運転）については、学科教習第2段階項目名25（悪条件下での運転2）を修了した者に対して行わせること。 オ 項目名12（悪条件下での運転）については、学科教習第2段階項目名24（悪条件下での運転1）を修了した者に対して行わせること。 カ 項目名13（特別項目）のうち「高速道路での運転」を実施する場合については、学科教習第2段階項目名27（高速道路での運転）を修了した者に対して行わせること（大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれも受けていない者のみ。）。 ② 旅客輸送を想定した円滑な運転操作を修得させる項目については、車内に加速度計、水入りコップ、ボール等を備え付け、自動車に係る加速度（G）が視覚的に認知できるようにさせること。 ③ 乗降時の安全なドアの開閉を修得させるため、できるだけ自動ドアの設置を指導すること。 ④ 項目名8（経路の設定）における教習方法は次のとおりである。 ア あらかじめ教習生に地図を渡し、出発地・目的地を指示した後、できるだけ最短時間、最短距離の経路を設定させ、その後、運転させて実際の所要時間と距離の計測を行わせること。 イ 最適な経路の設定が可能となるよう、提示する地図においては図面上に目的地に至る道路の交通量や渋滞の頻度、道路工事の有無、交通規制内容・箇所などの情報を記載させること。 ウ 道路幅員、通行区分の有無、車線の数、交差点・単路の別、交通規制、交通量などに対応した適切な転回を修得させるため、指導員において転回禁止場所での転回指示及び即時転回の指示を行わせること。 エ 本項目が目標に達したことの確認は、一定時間の走行の中で教習指導員のさしたる助言もなく安全に運転できることをもって行うものであること。したがって、当該確認に適した経路を選び行わせること。 ⑤ 項目名9（先急ぎの危険を理解した運転）における教習方法は次のとおりである。																			

- ア あらかじめ教習目的に適合する一定のコースを設定させて行わせること。
- イ 安全を確保しつつできるだけ早く走行するよう指示し、時間的（心理的）プレッシャーを与えた後、再度同一コースを通常走行により運転させ、その違いを認識させるものとする。
- ⑥ 項目名10（危険を予測した運転）における教習方法は次のとおりである。
- ア できるだけ上記4①の方法により、3時限連続して行わせることが望ましい。
- イ ただし、3時限連続で行うことが困難な場合には、次の方法によることができるものとする。
- (7) 観察教習を行った後、引き続き学科教習第2段階項目名1「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないこと。）にコメントリードライビングを行うもの。
- (4) 観察教習を行った後、これに近接した機会にコメントリードライビングを行い、それに引き続き学科教習第2段階項目名1「危険予測ディスカッション」を行うもの。
- (9) 観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないように行うこと。
- ⑦ 項目名11（夜間の運転）における教習方法は次のとおりである。
- 道路における教習にあつては、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。)
- ⑧ 項目名12（悪条件下での運転）における教習方法は次のとおりである。
- 自動車教習所のコース又は道路において、実際の悪条件下における教習を実施する場合は、凍結の状態にある路面での走行に係る教習に限らせること。
- なお、上記内容を道路において実施する場合は、安全が確保されているものに限らせること。
- また、道路若しくは自動車教習所のコースにおける教習又はスキッド教習（悪条件の一部についての走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。
- ⑨ 項目名13（特別項目）における教習方法は次のとおりである。
- ア 技能教習の他の項目の教習を通じ、容易に実施できるようなものは、原則として行わせないこと。
- イ あらかじめ都道府県公安委員会に教習計画を提出し、目標の趣旨に沿った教習であることの確認を受けて行わせること。
- ウ 季節、月別に教習内容を定めたり、数点教習の内容を設定し、天候などによって優先順位を決める場合にであっても、教習計画に基づき行うことを確保するため、あらかじめその内容を定めておくものであること。いずれにしても教習生に教習の内容を選択させることは、目標の趣旨にそぐわないため、行わせないこと。
- エ 山岳コースの運転、都市高速道路の運転など指定自動車教習所の創意工夫に基づいた教習を行うよう努めさせること。
- オ 本項目は1時限を超えて行わせないこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれも受けていない者について「高速道路での運転」を行う場合は、本教習を含め2時限を超えない範囲で行わせても差し支えない。
- カ 本項目において「高速道路での運転」を実施する場合における教習方法は次のとおりである。
- (7) 教習コースを実査した後、教習に適した区間、距離、時間帯を設定し、パーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討を実施した上で教習計画を策定させること。
- (4) あらかじめ都道府県公安委員会に教習コース及び教習車両等を明示した具体的な教習計画を提出させ事故防止上問題がないことの確認を受けた上で、教習を行わせること。
- なお、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は、自動車による教習を行わせないこと。
- a 通行止めの交通規制が実施されている場合
- b 交通規制や交通混雑により安全、円滑な教習が行われないと認められる場合
- c 教習車両に異常が認められた場合
- (エ) 次のいずれかに該当する場合は、当該教習を中止することを検討させること。
- a 悪天候等により教習をさせることが危険と認められる場合
- b 出発時には異常はないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できなくなる蓋然性が高いと認められる

	場合 ｃ 教習生が極度に緊張している場合 (㍑) 教習中、当該教習を中止することとなった場合は、教習指導員は管理者等に連絡し、その後の教習について指示を受けさせること。なお、教習指導員がやむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させること。 (㍒) 本項目の教習は、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路（附属する施設を含む。）及びこれに接続する一般道路において行わせること。 (㍑) 教習生１人当たりの高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路での走行距離は、１人当たりおおむね15キロメートル以上とさせること。 なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。
--	--

第11 限定解除等に係る技能教習の標準

1 教習の内容及び教習方法

(1) 限定解除に係る教習の内容及び方法

限定解除に係る教習の内容（(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。）及び方法は、当該限定を付された自動車に係る技能教習についての場内における教習の内容（例えば、普通自動車についての技能教習の場合は、基本操作及び基本走行（第1段階）並びに応用走行（第2段階）項目名10（方向変換及び縦列駐車））及び方法を準用する。

(2) 中型車（8 t）限定中型免許及び中型車（8 t）限定中型第二種免許の限定解除に係る教習の内容

中型車（8 t）限定中型免許及び中型車（8 t）限定中型第二種免許の限定解除に係る教習の内容は、次の表に掲げる教習の項目名及び内容に基づき行うこと。

項 目 名	内 容	①	②
1 基本的な運転操作	① 発進と停止 ② 走行位置と進路 ③ 速度の調節	○	○
2 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	① 時機を捉えた発進と加速 ② 目標に合わせた停止 ③ 路端における停車及び発進（オーバーハングへの対応）	○	○
3 坂道の通行	① 上り坂での速度とギアの選び方 ② 下り坂での速度とギアの選び方 ③ 坂の途中での停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方 ⑤ 円滑な坂道での通行	○	○
4 狭路の通行	① 狭路の形状の捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切り返しの仕方	○	○
5 方向変換及び縦列駐車	① 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ② 幅寄せの仕方	○	○
6 鋭角コースの通過	鋭角コースの通過		○
7 隘路への進入	① 走行コースの捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 進路のとり方と修正の仕方	○	○
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方 ④ 障害物とその付近の情報のとり方 ⑤ 進路変更の可否の判断 ⑥ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ⑦ 進路のとり方、戻り方	○	○
9 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った運転	① 交差点の直進の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方 ⑤ 信号を捉える時機と見方 ⑥ 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ⑦ 信号待ちでの対応の仕方 ⑧ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑨ 標識・標示等に従った走行の仕方	○	○
10 教習効果の確認（みきわめ）	場内コースにおける教習効果の確認（みきわめ）	○	○

- (注) 1 中型車（８ｔ）限定中型免許に係る限定を解除する場合は、表①欄の○印を付した項目名及び内容とする。
 2 中型車（８ｔ）限定中型第二種免許に係る限定を解除する場合は、表②欄の○印を付した項目名及び内容とする。

- (3) 準中型車（５ｔ）限定準中型免許及び準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許の限定解除に係る教習の内容
 準中型車（５ｔ）限定準中型免許及び準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許の限定解除に係る教習の内容は、次の表に掲げる教習の項目名及び内容に基づき行うこと。

項 目 名	内 容	①	②
1 基本的な運転操作	① 発進と停止 ② 走行位置と進路 ③ 速度の調節	○	○
2 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	① 時機を捉えた発進と加速 ② 目標に合わせた停止 ③ 路端における停車及び発進（オーバーハングへの対応）	○	○
3 坂道の通行	① 上り坂での速度とギアの選び方 ② 下り坂での速度とギアの選び方 ③ 坂の途中での停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方 ⑤ 円滑な坂道での通行	○	○
4 狭路の通行	① 狭路の形状の捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切り返しの仕方	○	○
5 方向変換及び縦列駐車	① 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ② 幅寄せの仕方	○	○
6 鋭角コースの通過	鋭角コースの通過		○
7 隘路への進入	① 走行コースの捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 進路のとり方と修正の仕方		○
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方 ④ 障害物とその付近の情報のとり方 ⑤ 進路変更の可否の判断 ⑥ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ⑦ 進路のとり方、戻り方	○	○
9 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った運転	① 交差点の直進の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方 ⑤ 信号を捉える時機と見方 ⑥ 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ⑦ 信号待ちでの対応の仕方 ⑧ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑨ 標識・標示等に従った走行の仕方	○	○
10 教習効果の確認（みきわめ）	場内コースにおける教習効果の確認（みきわめ）	○	○

- (注) 1 準中型車（５ｔ）限定準中型免許に係る限定を解除する場合は、表①欄の○印を付した項目名及び内容とする。ただし、項目名２の③路端における停車及び発進（オーバーハングへの対応）は行わないこととする。
 2 準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許に係る限定を解除する場合は、表②欄の○印を付した項目名及び内容とする。

(4) A T 普通免許及びA T 普通第二種免許の限定解除に係る教習の内容

A T 普通免許及びA T 普通第二種免許の限定の解除に係る教習の内容は、次の表に掲げる教習の項目名及び内容に基づき行うこと。

項 目 名	内 容	①	②
1 クラッチペダル、チェンジレバーの取扱い	① クラッチペダルの踏み方、戻し方 ア クラッチペダルの動き イ クラッチペダルの踏み方 ウ クラッチペダルの戻し方 ② チェンジレバーの取り扱い方 ・ 各ギアへの入れ方（クラッチペダルとの関連も含む。）	○	○
2 発進及び停止	① 発進の仕方 ア エンジンのかけ方、とめ方 イ 発進の手順 ② 停止の仕方 ア 停止の手順 イ 駐車するときの手順	○	○
3 変速操作	① 加速チェンジの時期及び方法 ・ 目的速度と加速チェンジの時期及び方法 ② 減速チェンジの時期及び方法 ・ 減速チェンジの適切な時期及び方法	○	○
4 ブレーキ操作	① ゆるいカーブ及び曲がり角通過に伴うブレーキ操作 ・ 安全な速度と効果的な制動 ② 目標に合わせた停止の方法 ・ 停止するときのブレーキペダルの踏み加減 ③ エンジンブレーキの使い方 ・ ギアとエンジンブレーキの関係	○	○
5 坂道の通過	① ギアの選択及び加速の方法（上り坂） ア 急な坂を上るとき イ 坂の頂上付近における安全な速度 ② エンジンブレーキの使い方（下り坂） ・ 勾配とギアの選択	○	○
6 狭路（曲線・屈折）の通過	クラッチの断続による低速調節 ・ アクセルとクラッチの調和	○	○
7 坂道発進	ハンドブレーキ等の操作及びアクセルとクラッチの調和 ア ハンドブレーキ等を使つての坂道発進の手順 イ ハンドブレーキ等を使わない坂道発進の手順	○	○
8 踏切通過	ギアの選択及びアクセルとクラッチの調和 ア 踏切内でエンストしないための低速ギアの選択 イ 踏切内でエンストしたとき	○	○
9 方向変換及び縦列駐車	クラッチの断続による低速調節 ・ 後退の際のアクセル及びクラッチの調和	○	○
10 鋭角コースの通過	鋭角コースの通過		○
11 教習効果の確認（みきわめ）	場内コースにおける教習効果の確認（みきわめ）	○	○

(注) 1 A T 普通免許に係る限定を解除する場合は、表①欄の○印を付した項目名及び内容とする。

2 A T 普通第二種免許に係る限定を解除する場合は、表②欄の○印を付した項目名及び内容とする。

(5) 限定付き二輪免許の限定解除に係る教習の内容

限定付き二輪免許の限定の解除に係る教習の内容は、次の表に掲げる教習の項目名及び内容に基づき行うこと。

項 目 名	内 容	①	②	③	④	⑤
1 車の取扱い	① 車の支え方 ② スタンドのもどし方、かけ方 ③ 車の取り回し（前進、後退、8の字） ④ 車の引き起こし		○	○	○	○
2 自動車の機構と運転装置の取扱い	クラッチ・レバー等の取扱い ア クラッチ・レバーの取り扱い方 イ ブレーキ・ペダルの取り扱い方 ウ チェンジ・ペダルの取り扱い方	○	○			
3 運転姿勢	① 乗車及び降車の方法 ② 正しい運転姿勢 ・ 着座姿勢のとり方、7つのポイント	○	○			
4 ブレーキ操作の仕方	① 前輪ブレーキの使い方 ② 後輪ブレーキの使い方 ③ 前・後輪ブレーキの同時使用方法	○	○	○	○	○
5 発進及び停止の仕方	① 発進の手順 ② 停止の手順 ③ アクセルとクラッチの調和の手順 ④ 転倒防止の上手な足着き	○	○	○	○	○
6 変速操作の仕方	① 加速チェンジの方法 ② 減速チェンジの方法	○	○			
7 円滑な発進・加速	① アクセル及びクラッチの調節の仕方	○	○			

	② 円滑な発進・加速					
8 速度の調節	加速、減速チェンジ	○	○			
9 ブレーキ操作	① エンジンブレーキ ア アクセルグリップを戻すだけの方法 イ 減速チェンジによる方法 ② 目標に合わせた停止	○	○			
10 バランスのとり方（直線）	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 車幅感覚 イ 直線狭路コース	○	○	○	○	○
11 バランスのとり方（曲線）	① 姿勢のとり方、視点のとり方 ② 安定した走行 ア 8の字（パイロン8の字を含む。） イ 曲線コース（S字） ウ 屈折コース（クランク） エ 連続進路転換コース（スラローム）	○	○	○	○	○
12 坂道の通過	① ギアを選択 ② 坂道における重心の移動（前・後）	○	○			
13 坂道における停止及び発進	① 坂道でのブレーキ操作 ② アクセルグリップ及びクラッチの調和 ・ 上り坂における発進	○	○	○	○	○
14 A T 自動車の運転	① 安定した運転姿勢のとり方 ② 発進と停止の仕方 ③ 加速と減速の仕方 ④ 低速走行時のアクセルとブレーキの調和		※	○		○
15 交差点の通行（直進、右折、左折）	① 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ② 交差点への接近の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向車等の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方	○	○	○	○	○
16 カーブの体感走行	① オーバースピードの走行 ② カーブでのブレーキ ③ カーブ出口での危険回避	※	※	※	※	※
17 急制動	① 目標位置からの急制動 ② 目標位置への急制動 ③ 模擬追突体験	○	○	○	○	○
18 交通の状況及び道路環境に応じた運転	① 速度調節 ② 行き違い及び側方通過 ③ 追い越し及び追い越され ④ 制動の時期及び方法 ⑤ 自由走行			○	○	○
19 危険を予測した運転	① 危険要因のとりえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方		※	※	※	
20 高度なバランス走行など	① 立ち姿勢による走行 ・ ウェーブ路又は波状路の走行 ② 特別設定コース走行 ア 小回転 イ 曲線・屈折コース ウ 選択コース（マンホール・砂利道等）	○	○	※	※	※
21 教習効果の確認（みきわめ）	場内コースにおける教習効果の確認（みきわめ）	○	○	○	○	○

- (注) 1 A T 大型二輪免許、A T 普通二輪免許及びA T 小型限定普通二輪免許について、それぞれA T 限定を解除する場合は表①欄の○印を付した項目名（※印を付した項目名にあっては、実施することが望ましいが、時間的制約等から実施が困難な場合は実施させなくても差し支えないものとする。以下2、3、4及び5において同じ。）及び内容とする。ただし、A T 大型二輪免許のA T 限定の解除を受ける者が、他に普通二輪免許又は小型限定普通二輪免許を有している場合、A T 普通二輪免許のA T 限定の解除を受ける者が、他に小型限定普通二輪免許を有している場合は、項目名2〔自動車の機構と運転装置の取扱い〕及び6〔変速操作の仕方〕については実施しなくともよいものとする。
- 2 A T 小型限定普通二輪免許のA T 限定と小型限定を同時に解除し、普通二輪免許とする場合は、表②欄の○印を付した項目名及び内容とする。
- 3 小型限定普通二輪免許の小型限定を解除し、普通二輪免許とする場合は、表③欄の○印を付した項目名及び内容とする。
- 4 A T 小型限定普通二輪免許の小型限定のみを解除し、A T 普通二輪免許とする場合は、表④欄の○印を付した項目名及び内容とする。
- 5 小型限定普通二輪免許の小型限定を解除し、A T 普通二輪免許とする場合は、表⑤欄の○印を付した項目名及び内容とする。
- 6 特定二輪車限定免許については、上記1、2中の、それぞれの排気量に応じたA T 免許と同様の項目名及び内容とする。
ただし、特定二輪車限定のみ（A T 部分を除く。）解除する場合（小型限定を同時に解除する場合も含む。）は、表④欄の○印を付した項目名及び内容とする。

2 教習時間

次の表の左欄に掲げる限定の解除（一部解除を含む。）に係る教習の教習時間を示すと次のとおりとなる。

なお、特定二輪車限定免許については、それぞれの排気量に応じたA T 免許と同様の教習時間とする。ただし、特定二輪車限定のみ（A T 部分を除く。）解除する場合は、特定二輪車限定大型二輪免許は3時限、特定二輪車限定普通二輪免許及び特定二輪車小型限定 普通二輪免許は2時限とし、それぞれの排気量に応じたA T 自動車による技能教習とすること。

運転できる準中型自動車が「準中型車（５ｔ）及び普通車は自三車、軽車（３６０）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者に係る限定解除	準中型自動車による４時限以上の技能教習
運転できる普通自動車が「普通車は軽車（３６０）に限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者に係る限定解除	普通自動車による４時限以上の技能教習
運転できる大型特殊自動車がカタピラを有する自動車（車輪を有するものを除く。）又は農耕作業用自動車に限定された大型特殊免許を受けている者に係る限定解除	大型特殊自動車による６時限以上の技能教習
道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和45年総理府令第28号）附則第４項の規定により、運転できる大型自動車がマイクロバスに限定されている大型免許を受けている者（免許の失効により同様の条件が付された者を含む。）に係る限定解除	大型自動車による12時限以上の技能教習
運転できる普通自動車が「普通車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して１年を経過しないものに限る。）を有する者に係る限定解除	普通自動車（ＡＴ自動車でないこと。）による４時限以上の技能教習
運転できる普通自動車が「普通車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された普通第二種免許を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して１年を経過しないものに限る。）を有する者に係る限定解除	普通自動車（ＡＴ自動車でないこと。）による４時限以上の技能教習
運転できる普通自動車が「1.5ｔ以下の車両に限る」、「1.2ｔ以下の車両に限る」、「長さ4.7m、幅1.7m以下の車両に限る」、「普通車は軽車（６６０）に限る」等の限定を付された普通免許を受けている者に係る限定解除	普通自動車（ＡＴ自動車を含む。）による４時限以上の技能教習
ＡＴ大型二輪免許を受けている者に係る限定解除（ＡＴ大型二輪免許→大型二輪免許）	大型二輪車（ＡＴ自動車でないこと。）による８時限以上（その者が、普通二輪免許又は小型限定普通二輪免許を受けていた場合は５時限以上）の技能教習
ＡＴ普通二輪免許を受けている者に係る限定解除（ＡＴ普通二輪免許→普通二輪免許）	普通二輪車（ＡＴ自動車でないこと。）による５時限以上（その者が、小型限定普通二輪免許を受けていた場合は３時限以上）の技能教習
ＡＴ小型限定普通二輪免許を受けている者に係るＡＴ限定の解除（ＡＴ小型限定普通二輪免許→小型限定普通二輪免許）	小型二輪車（ＡＴ自動車でないこと。）による４時限以上の技能教習
ＡＴ小型限定普通二輪免許を受けている者に係るＡＴ限定及び小型限定の解除（ＡＴ小型限定普通二輪免許→普通二輪免許）	普通二輪車（１(5)表の項目名14（ＡＴ自動車の運転）を除き、ＡＴ自動車でないこと。）による８時限以上の技能教習
小型限定普通二輪免許を受けている者に係る小型限定の解除（小型限定普通二輪免許→普通二輪免許）	普通二輪車（１(5)表の項目名14（ＡＴ自動車の運転）を除き、ＡＴ自動車でないこと。）による５時限以上の技能教習
ＡＴ小型限定普通二輪免許を受けている者に係る小型限定の解除（ＡＴ小型限定普通二輪免許→ＡＴ普通二輪免許）	普通二輪車（ＡＴ自動車であること。）による５時限以上の技能教習
小型限定普通二輪免許を受けている者に係るＡＴ限定での小型限定の解除（小型限定普通二輪免許→ＡＴ普通二輪免許（小型二輪は除く））	普通二輪車（ＡＴ自動車であること。）による３時限以上の技能教習
運転できる準中型自動車が「準中型車は５ｔ未満に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者に係る限定解除	準中型自動車（車両総重量５ｔ未満でないこと。）による４時限以上の技能教習
運転できる準中型自動車が「準中型車は５ｔ未満のＡＴ車に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者に係る限定解除	準中型自動車（車両総重量５ｔ未満でないこと。）による８時限以上の技能教習
運転できる中型自動車が「中型車は８ｔ未満に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者に係る限定解除	中型自動車による５時限以上の技能教習
運転できる中型自動車が「中型車は８ｔ未満のＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者に係る限定解除	中型自動車による９時限以上の技能教習
運転できる中型自動車が「中二で運転できる中型車はなく、旅客車は準中型車（５ｔ）と普通車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（「中二で運転できる中型車はない」旨の限定解除に限る。）	中型自動車による９時限以上の技能教習
「運転できる中型車がなく、準中型車は５ｔ未満の車両に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除	バス型の中型自動車による11時限以上の技能教習
「運転できる中型車がなく、準中型車は５ｔ未満のＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除	バス型の中型自動車による15時限以上の技能教習
運転できる中型自動車が「中型車は８ｔ未満の車両に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除	バス型の中型自動車による５時限以上の技能教習
運転できる中型自動車が「中型車は８ｔ未満のＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除	バス型の中型自動車による９時限以上の技能教習
運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（「準中型車は５ｔ未満に限る」旨の限定解除に限る。）	準中型自動車（車両総重量５ｔ未満でないこと。）による４時限以上の技能教習
運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（「中二で運転できる中型車はない」旨の限定解除に限る。）	中型自動車による11時限以上の技能教習

運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」、「準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（「中二で運転できる中型車はない」、「準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車に限る」旨の限定解除に限る。）	中型自動車による１５時間以上の技能教習
運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除	バス型の中型自動車による１１時間以上の技能教習
運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る」、「準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除	バス型の中型自動車による１５時間以上の技能教習
運転できる大型自動車が「自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付された大型免許を受けている者に係る限定解除	大型自動車による６時間以上の技能教習
運転できる普通自動車が「普通車はサポートカーに限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者に係る限定解除	普通自動車による２時間以上の技能教習

第12 第一種免許に係る学科教習の標準

1 学科（一）（第1段階）

(1) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第5）	項 目 名	内 容
1 法第108条の28第4項各号に掲げる事項であって、別表第1第1号から第3号まで、別表第2第1号から第3号まで及び別表第3第1号から第3号までに掲げる事項に関するもの	1 運転者の心得	・ くるま社会人としてのモラルと責任 ・ 酒気帯び運転の禁止 ・ 交通法令の遵守 ・ 運転に必要な準備
	2 信号に従うこと	・ 信号の種類と意味 ・ 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	・ 標識・標示の種類と意味 ・ 警察官等の指示
	4 車が通行するところ、車が通行してはいけないところ	・ 車道通行の原則と例外 ・ 左側通行の原則と例外 ・ 車両通行帯のない道路における通行 ・ 車両通行帯のある道路における通行 ・ 不必要な車線変更の禁止 ・ 標識・標示による通行禁止 ・ 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 ・ 交通状況による進入禁止
	5 緊急自動車等の優先	・ 緊急自動車の優先 ・ 路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	・ 交差点等の通行方法 ・ 交差点を通行するときの注意 ・ 交通整理の行われていない交差点の通行方法 ・ 踏切の通過方法等 ・ 踏切上での故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	・ 最高速度 ・ 速度と停止距離 ・ 安全な速度と車間距離 ・ ブレーキのかけ方 ・ 徐行
	8 歩行者の保護等	・ 歩行者の保護（そばを通るとき、横断しているときなど） ・ 自転車の保護（そばを通るとき、横断しているときなど） ・ 子供や身体の不自由な人の保護 ・ 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 ・ 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	・ 安全確認の方法 ・ 合図を行う場合と方法 ・ 必要以外の合図の禁止 ・ 警音器を使用する場合 ・ 警音器の使用制限
	10 進路変更等	・ 進路変更の禁止 ・ 横断、転回等の禁止 ・ 割込み、横切り等の禁止
	11 追い越し	・ 追い越しの禁止 ・ 追い越しの方法 ・ 追い越されるとき注意
	12 行き違い	・ 側方間隔の保持 ・ 障害物があるときの避讓
	13 運転免許制度、交通反則通告制度	・ 運転免許の仕組み ・ 運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新等 ・ 点数制度の概要 ・ 運転免許の取消し、停止等 ・ 初心運転者期間制度 ・ 取消処分者講習制度 ・ 交通反則通告制度の概要
	14 A T自動車などの運転	・ A T自動車の運転 ・ 先進安全自動車（A S V）の運転 ・ 自動運転車

(2) 教習時間

府令の規定に基づく教習に係る免許種別ごとの本科目の教習時間を示すと次のとおりとなる。

現有免許 種別	なし	大型 免許	中型 免許	準中型 免許	普通 免許	大型特 殊免許	大型二 輪免許	普通二 輪免許	大型 第二種 免許	中型 第二種 免許	普通 第二種 免許
大型免許	10	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0
中型免許	10	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0
準中型免許	10	—	—	—	0	0	0	0	—	—	0
普通免許	10	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—
大型特殊免許	10	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
大型二輪免許	10	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0
普通二輪免許	10	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
牽引免許	—	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0

(注) 現有免許「なし」の者がカタピラ限定大型特殊免許に係る教習を受けようとする場合は、学科（二）を含めて22時限である。

(3) 教習方法

学科（一）の教習は、高い教習効果を得るため、(1)の項目名1（運転者の心得）を修了した者に対して行うこと。

なお、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、教習を行う前に聴覚障害者の遵守事項について説明を行うこと。

また、特定後写鏡等条件の教習生以外の教習生に対しても、項目名8（歩行者の保護等）において、聴覚障害者標識を付した自動車に対する配慮等について教習を行うこと。

2 学科（二）（第2段階）

(1) 教習の科目

ア 一般

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第5）	項 目 名	内 容
2 危険の予測 その他の安全 な運転に必要 な知識	1 危険予測ディスカッション	・ 危険予測の重要性 ・ 走行中の危険場面 ・ 起こりうる危険の予測 ・ より危険の少ない運転行動
	3 応急救護処置	・ 応急救護処置とは ・ 実施上の一般的留意事項 ・ 救急体制 ・ 応急救護処置の基礎知識（AEDを用いた除細動に関する事項を含む。）
4 前3号に掲げるもののほか、運転に必要な適性の自覚に関すること、交通事故の実態の理解に関することその他自動車の運転に必要な知識	2 応急救護処置Ⅰ	・ 負傷者の観察・移動 ・ 体位管理 ・ 胸骨圧迫（心臓マッサージ） ・ 気道確保 ・ 人工呼吸 ・ 気道異物除去 ・ 止血法
	3 応急救護処置Ⅱ	・ 負傷者の観察・移動 ・ 体位管理 ・ 胸骨圧迫（心臓マッサージ） ・ 気道確保 ・ 人工呼吸 ・ 気道異物除去 ・ 止血法
	4 死角と運転	・ 二輪車から、四輪車からの見え方 ・ 死角の事例 ・ 防衛的運転方法 ・ 車両間の意思疎通の方法
	5 適性検査結果に基づく行動分析	・ 運転と性格 ・ 運転適性検査 ・ 適性検査結果の運転への活用等
	6 人間の能力と運転	・ 認知・判断・操作 ・ 認知・判断・操作に影響を及ぼす要因（飲酒が及ぼす影響等）
	7 車に働く自然の力と運転	・ 車が動き続けようとする力と停止しようとする力 ・ 荷物の積み方等と車の安定性 ・ カーブ、坂道での運転 ・ 二輪車の特性、乗車姿勢と走行の仕方 ・ 速度と衝撃力 ・ 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	8 悪条件下での運転	・ 夜間の運転 ・ 灯火をつけなければならない場合 ・ 点灯制限等 ・ 雨のときの運転 ・ 霧などのときの運転 ・ 道路状況の悪いときの運転 ・ 非常時等の措置 ・ 大地震などのとき
	9 特徴的な事故と事故の悲惨さ	・ 特徴的な事故実態 ・ 二輪車の露出性と傷害 ・ 交通事故の悲惨さ ・ 人命尊重の精神 ・ シートベルトの重要性
	10 自動車の保守管理	・ 自動車各部の保守と手入れ ・ 携行品、工具等の点検及び使用法 ・ タイヤの交換方法等 ・ 日常点検の方法
	11 駐車と停車	・ 駐車と停車の意味 ・ 駐車、停車の禁止と例外 ・ 駐車と停車の方法 ・ 駐車時間の制限等 ・ 車から離れるときの措置 ・ 保管場所の確保 ・ 駐車の影響
	12 乗車と積載	・ 乗車又は積載の方法 ・ 乗車又は積載の方法の特例 ・ 乗車又は積載の制限 ・ 転落等の防止 ・ 危険物の運搬

13	けん引	- 故障車等のけん引方法 - けん引の制限
14	交通事故のとき	- 運転者等の義務 - 被害者になったとき - 現場に居合わせたとき
15	自動車の所有者等の心得と保険制度	- 自動車の登録（届出）と検査 - 保険加入の必要性 - 自動車保険の種類と仕組み
16	経路の設計	- 地図情報の読み取り - 経路の設計の仕方 - 案内標識等の活用 - 経路を間違えた場合等の対応の仕方 - ツーリング時の注意
17	高速道路での運転	- 通行できない車 - 速度と車間距離 - 通行区分等 - 禁止事項 - 故障時等の措置 - 高速道路利用上の心得 - 走行計画の立て方 - 本線車道への進入 - 本線車道での走行 - 本線車道からの離脱

イ 大型特殊免許を受けようとする者

大型特殊免許に係る学科（二）における教習は、教習規則別表第5第4号に掲げる事項について行うこと（教習規則第1条第3項第4号）。

ウ 大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者

アのほか、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する教習の科目には次のものを加える。

教習規則	項 目 名	内 容
二人乗り運転に関する知識	18 二人乗り運転に関する知識	- 二人乗りに関する法規制の内容 - 二人乗りの運転特性

エ 現に免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）を受けている者に対する教習の科目

ア・イ・ウの規定にかかわらず、現に免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）を受けている者に対する科目の基準の細目についての法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定
1 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第1号）。
2 現に大型特殊免許を受けている者（1に該当する者を除く。）に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第2号）。
3 現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第3号）。
4 現に大型特殊免許を受けている者（3又は5に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第4号）。
5 現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者（3に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第5号）。
6 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第6号）。
7 現に大型特殊免許を受けている者（6に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第7号）。

(2) 教習時間

法令の規定に基づく本科目の教習時間等を示すと次のとおりとなる。

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準

現有免許 種別	なし	大型 免許	中型 免許	準中型免許			普通 免許	大型 特殊 免許	大型 二輪 免許	普通 二輪 免許	大 型 第二種 免 許	中 型 第二種 免 許	普 通 第二種 免 許
				準中型車 (5t) 限定 準中型免許	A T 準中型 車 (5t) 限定 準中型免許								
大型免許	1 6	—	0	0	1	1	1	4	1	1	—	0	0
中型免許	1 6	—	—	0	1	1	1	4	1	1	—	—	0
準中型免許	1 7	—	—	—	—	—	1	5	3	3	—	—	0
普通免許	1 6	—	—	—	—	—	—	5	2	2	—	—	—
大型特殊免許	1 2	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
大型二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	0	1	1	1
普通二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	—	1	1	1
牽引免許	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0

イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。）における教習においては、応急救護処置教習を3時限行うものとする（府令別表第4の2の表備考5）。	項目名2（応急救護処置Ⅰ）については1時限、項目名3（応急救護処置Ⅱ）については2時限行うこと。

ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

(ア) 大型免許又は中型免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、教習規則別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第1項第2号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

(イ) 準中型免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を1時限、現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ1時限、現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を2時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第1項第6号、第7号、第8号）。	現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては項目名1（危険予測ディスカッション）を2時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと。）。

(ウ) 普通免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第1項第10号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと。

(エ) 大型二輪免許又は普通二輪免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識に係る教習を1時限行うこと（ただし、現に普通二輪免許	項目名1（危険予測ディスカッション）と項目名18（二人乗り運転に関する知識）を合わせて1時限行うこと。

を受けている者に対する教習を除く。)(教習規則第2条第1項第12号)。

(3) 教習方法

府令の規定及び教習方法は次のとおりである。

府令の規定及び教習方法は次のとおりである。

府 令 の 規 定	教 習 方 法												
応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロに定める者(第一種免許に係る教習指導員(準中型自動車を運転することができる免許(仮免許を除く。))及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。)であって公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものが行うこととし、かつ、模擬人体装置(人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。)による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。(府令第33条第5項第2号ニ)。	① 項目名2(応急救護処置Ⅰ)のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明すること。 ② 項目名3(応急救護処置Ⅱ)は2時限連続して行い、また、項目名2(応急救護処置Ⅰ)と項目名3(応急救護処置Ⅱ)はできるだけ連続して行うこと。 ③ 項目名3(応急救護処置Ⅱ)については、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。 ④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体(全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。)であること。												
—	項目名1(危険予測ディスカッション)について ① 大型免許及び中型免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名8(危険を予測した運転)、準中型免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名11(危険を予測した運転)及び21(危険を予測した運転)のそれぞれ(現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている場合(現に普通免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。))は、項目名21(危険を予測した運転)のみ。)、普通免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名13(危険を予測した運転)、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名15(危険を予測した運転)の直後の時間に連続して行うこと。 ② 異なる免許の種類についての教習生を対象に行う場合は、次の表の左欄の技能教習の形態に対応する右欄によるものとさせること。 <table><tr><th>教習課程</th><th colspan="2">技能教習の項目名「危険を予測した運転」の教習形態</th><th>学科教習の項目名「危険予測ディスカッション」の教習形態</th></tr><tr><td>普通二輪免許</td><td>運転シミュレーターを使用した教習</td><td>大型二輪免許との合同の場合</td><td>大型二輪免許との合同教習</td></tr><tr><td>大型二輪免許</td><td>運転シミュレーターを使用した教習</td><td>普通二輪免許との合同の場合</td><td>普通二輪免許との合同教習</td></tr></table> ③ 準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生には、第2段階項目名11(危険を予測した運転)及び21(危険を予測した運転)の直後の時間に、普通免許に係る特定後写鏡等条件の教習生には、第2段階項目名13(危険を予測した運転)の直後の時間にそれぞれ行うこととされていること及び特に次の事項について教習を行う必要があることから、特定後写鏡等条件の教習生については、1人の教習指導員による個別の対話形式により行わせること。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生について、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。	教習課程	技能教習の項目名「危険を予測した運転」の教習形態		学科教習の項目名「危険予測ディスカッション」の教習形態	普通二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	大型二輪免許との合同の場合	大型二輪免許との合同教習	大型二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	普通二輪免許との合同の場合	普通二輪免許との合同教習
教習課程	技能教習の項目名「危険を予測した運転」の教習形態		学科教習の項目名「危険予測ディスカッション」の教習形態										
普通二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	大型二輪免許との合同の場合	大型二輪免許との合同教習										
大型二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	普通二輪免許との合同の場合	普通二輪免許との合同教習										

	また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼させること。 ア 踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法（準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生については、第２段階項目名11（危険を予測した運転）の直後の時間に行う場合に限る。） イ 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法（準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生については、第２段階項目名11（危険を予測した運転）の直後の時間に行う場合に限る。） ウ その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険があるおそれがある交通の状況を認知する方法及び当該状況における安全な運転の方法 項目名３（応急救護処置Ⅱ）について 特定後写鏡等条件の教習生に対する呼吸状態の観察・判断については、胸の動きを目で観察させるとともに、頬で呼吸を感じるかを体験させる方法により行わせること。
--	--

第13 第二種免許に係る学科教習の標準

1 学科（一）（第1段階）

(1) 教習の科目

ア 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第6）	項 目 名	内 容
1 法第108条の28第4項各号に掲げる事項であって、別表第4第1号から第3号までに掲げる事項に関するもの	1 第二種運転免許の意義	- 第二種運転免許の意味 - 第二種運転免許が設けられている理由 - 旅客自動車の運転者の運行実態 - 第二種免許取得者に求められる資質
	2 信号に従うこと	- 信号の種類と意味 - 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	- 標識・標示の種類と意味 - 警察官等の指示
	4 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ	- 車道通行の原則と例外 - 左側通行の原則と例外 - 車両通行帯のない道路における通行 - 車両通行帯のある道路における通行 - 不必要な車線変更の禁止 - 標識・標示による通行禁止 - 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 - 交通状況による進入禁止
	5 路線バス等の優先	路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	- 交差点等の通行方法 - 交差点を通行するときの注意 - 交通整理の行われていない交差点の通行方法 - 踏切の通過方法等 - 踏切上での故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	- 最高速度 - 速度と停止距離 - 安全な速度と車間距離 - ブレーキのかけ方 - 徐行
	8 歩行者の保護等	- 歩行者等のそばを通るとき - 横断中の歩行者等の保護 - 子供や身体の不自由な人の保護 - 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 - 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	- 安全確認の方法 - 合図を行う場合と方法 - 必要以外の合図の禁止 - 警音器を使用する場合 - 警音器の使用制限
	10 進路変更等	- 進路変更の禁止 - 横断、転回等の禁止 - 割込み、横切り等の禁止
	11 追越し	- 追越しの禁止 - 追越しの方法 - 追い越されるとき注意
	12 行き違い	- 側方間隔の保持 - 障害物があるときの避譲
	13 駐車と停車	- 駐車と停車の意味 - 駐車、停車の禁止と例外 - 駐車と停車の方法 - 駐車時間の制限等 - 車から離れるときの措置 - 保管場所の確保 - 駐車の影響
	14 乗車と積載	- 乗車又は積載の方法 - 乗車又は積載の方法の特例 - 乗車又は積載の制限 - 転落等の防止 - 危険物の運搬
	15 交通事故のとき	運転者等の義務

		・ 被害者になったとき ・ 現場に居合わせたとき
	16 旅客自動車に係る法令の知識	・ 旅客自動車の運転者の心得 ・ その他旅客自動車の運転者として必要な法令の知識
2 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識	17 身体障害者等への対応	・ 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・ 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応

イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目

現に免許を受けている者に対する科目の基準の細目に係る法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定
大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第2号に掲げる事項であること（教習規則第1条第4項第9号及び第10号）。

(2) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間は次のとおりである。

現有免許 種別	大型免許	中型免許	準中型 免 許	普通免許	大型特殊 免 許	中 型 第 二 種 免 許	普 通 第 二 種 免 許	大 特 第 二 種 免 許	牽 引 第 二 種 免 許
大型第二種免許	7	7	7	7	7	0	0	1	1
中型第二種免許	7	7	7	7	7	—	0	1	1
普通第二種免許	7	7	7	7	7	—	—	1	1

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準についての細目

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、別表第6第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第14号）。	—

(3) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
—	学科（一）の教習は、(1)の表の項目名1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行うこと。
—	項目名17（身体障害者等への対応）における教習方法は次のとおりである。 ア 大型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の大型自動車（必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の中型自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通第二種免許に係る教習にあつては、普通自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は中型自動車）を用い、自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせること。 イ 教習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、教習指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習形式で行わせること。 なお、この場合、車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。 ウ 教習の一部（約20分以内）については、ビデオを使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限定すること。）。 エ 本教習は、教習指導員1名が6人以内の教習生に対し行うことができるものとする。 また、本教習は大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習を合同で実施することができるものとする。

2 学科（二）（第2段階）

（1）教習の科目

ア 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第6）	項 目 名	内 容
3 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	18 危険予測ディスカッション	・ 危険予測の重要性 ・ 走行中の危険場面 ・ 起こりうる危険の予測 ・ より危険の少ない運転行動
4 応急救護処置	19 応急救護処置Ⅰ	・ 応急救護処置とは ・ 実施上の一般的留意事項 ・ 救急体制 ・ 具体的な実施要領（AEDを用いた除細動に関する事項を含む。） ・ 各種傷病者に対する対応 ・ まとめ
	20 応急救護処置Ⅱ	・ 傷病者の観察・移動 ・ 体位管理 ・ 心肺蘇生 ・ 気道異物除去 ・ 止血法 ・ 包帯法 ・ 固定法
5 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関すること、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関することその他の旅客自動車の運転に必要な知識	21 適性検査結果に基づく行動分析	・ 運転と性格 ・ 運転適性検査 ・ 運転適性検査結果の運転への活用等 ・ 運転行動と経済性
	22 安全運転と人間の能力	・ 二輪車から、四輪車からの見え方 ・ 死角の事例 ・ 防衛的運転方法 ・ 車両間の意思疎通の方法 ・ 認知・予測・判断・操作 ・ 認知・予測・判断・操作に影響を及ぼす要因
	23 車に働く自然の力と運転	・ 車を動かし続けようとする力と停止しようとする力 ・ 乗客の乗車状況、荷物の積み方等と車の安定性 ・ カーブ、坂道での運転 ・ 速度と衝撃力 ・ 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	24 悪条件下での運転1	・ 雨のときの運転 ・ 霧などのときの運転 ・ 道路状況の悪いときの運転 ・ 非常時等の措置 ・ 大地震などのとき
	25 悪条件下での運転2	・ 夜間の運転 ・ 灯火をつけなければならない場合 ・ 点灯制限等
	26 経路の設計	・ 地図情報の読み取り ・ 経路の設計の仕方 ・ 案内標識等の活用 ・ 経路を間違えた場合等の対応の仕方
	27 高速道路での運転	・ 通行できない車 ・ 速度と車間距離 ・ 通行区分等 ・ 禁止事項 ・ 故障時等の措置 ・ 高速道路利用上の心得 ・ 走行計画の立て方 ・ 本線車道への進入 ・ 本線車道での走行 ・ 本線車道からの離脱
	28 特徴的な事故と事故の悲惨さ	・ 特徴的な事故実態 ・ 交通事故の悲惨さ ・ 車の安全装置の重要性
	29 自動車の機構と保守管理	・ 自動車の機構と取扱い ・ その他の装置の取り扱い方 ・ 車両の日常点検と故障時の応急措置 ・ タイヤの交換、チェーンの着脱など

- イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目
現に免許を受けている者に対する本科目の基準に係る法令の規定を示すと次のとおりとなる。

法 令 の 規 定	
1	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（下記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号、第4号及び第5号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法第85条第11項の旅客自動車の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）についての教習であること（教習規則第1条第4項第8号）。
2	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許又は牽引自動車第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第9号）。
3	現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第10号）。

(2) 教習時間

- ア 府令の規定に基づく教習時間は次のとおりである。

現有免許 種別	大型免許	中型免許	準中型 免 許	普通免許	大型特殊 免 許	中 型 第 二 種 免 許	普 通 第 二 種 免 許	大 特 第 二 種 免 許	牽 引 第 二 種 免 許
大型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	0	0	8	8
中型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	—	0	8	8
普通第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	—	—	8	8

(注) 大特二種免許又は牽引二種免許を受けている者が合わせて大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている場合における学科（二）の教習時間は、それぞれ7時限となる（府令別表第4の2の備考4）。

- イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあっては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習を6時限行うものとする（府令別表第4の2の表備考5）。	項目名19（応急救護処置Ⅰ）については2時限、項目名20（応急救護処置Ⅱ）については4時限行うこと。

- ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

法 令 の 規 定	教 習 方 法
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除き、別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第15号）。	項目名18（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

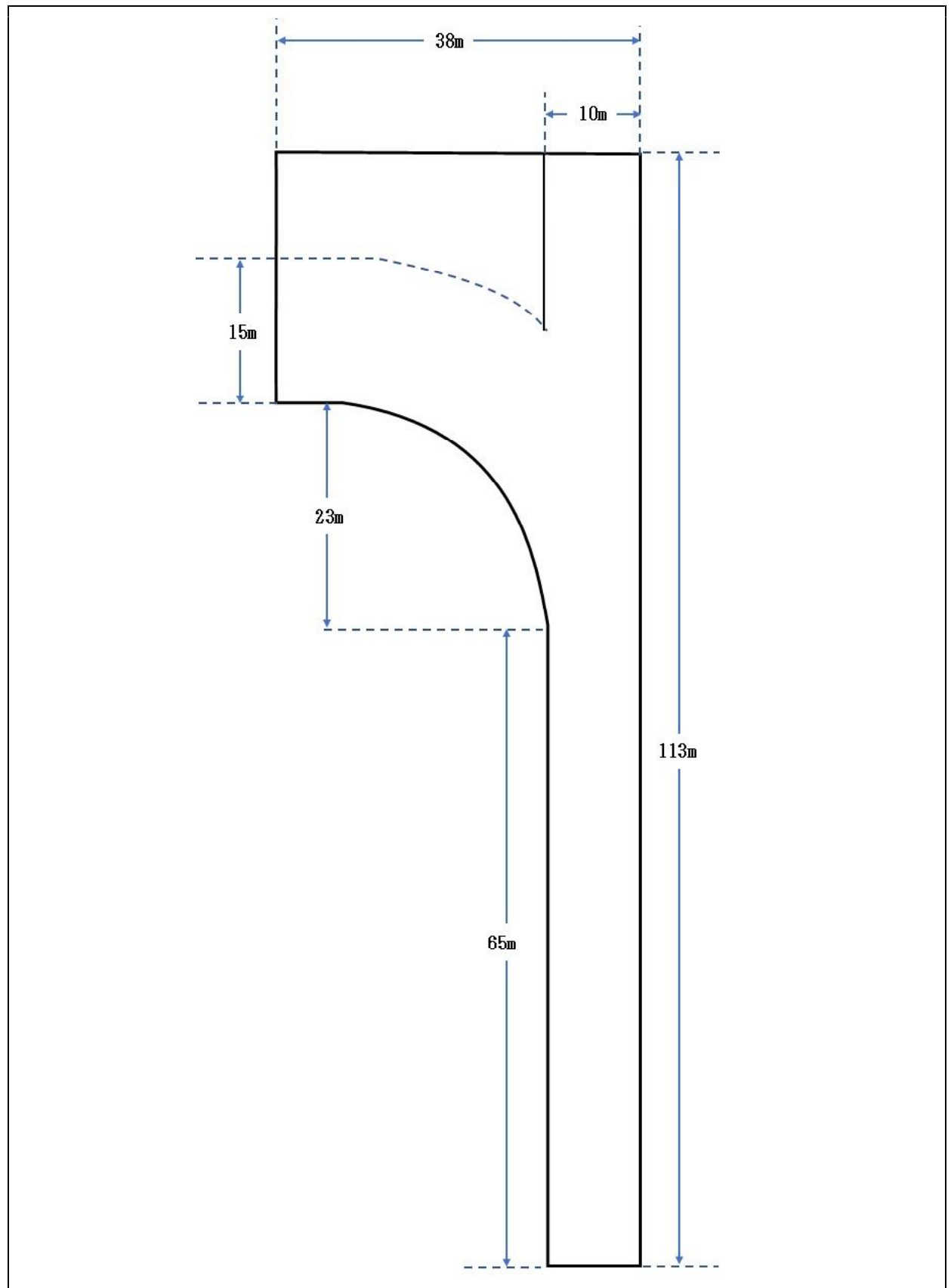
(3) 教習方法

- 法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロ（第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）に定める者であつて公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものが行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であつて、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること（府令第33条第5項第2号ニ）。	① 項目名19（応急救護処置Ⅰ）及び項目名20（応急救護処置Ⅱ）はできるだけ連続して行うこと。 ただし、やむを得ず分割する場合は、項目名19（応急救護処置Ⅰ）を2時限連続して実施し、次の機会（教習と教習の間には他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を2時限以上ずつ実施させること。 ② 項目名19（応急救護処置Ⅰ）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明すること。 ③ 項目名20（応急救護処置Ⅱ）については、実技訓練における指導をきめ細かく行い、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。 ④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対し、大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも差し支えないものとする。）及

—	び乳児全身1体であること。 項目名18（危険予測ディスカッション）における教習方法は次のとおりである。 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行における項目（危険を予測した運転）を2時限連続で実施した後に、引き続き連続して行うこと。 ただし、3時限連続して実施できない場合は、少なくとも前記技能教習を1時限実施した後に引き続き連続して本教習を実施させること。
---	--

別添 スキッド教習車コース



「経過措置による場合」の教習指導要領

警察庁交通局運転免許課

凡例

- 1 「府令」…………… 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第60号）による改正前の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 2 「教習規則」…指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和 6 年国家公安委員会規則第 8 号）による改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）

第 1 普通免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第 1 段階）

- (1) 目標
本科目の目標を示すと次のとおりとなる。
- ① 安全に対する気配りができ、運転装置を正しい手順で操作できる。
 - ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べる。
 - ③ 場内の道路及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。
 - ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。

- (2) 教習の科目
本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第 2）	項 目 名	目 標	内 容
1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第 3 号に掲げる事項を除く。）	1 車の乗り降りや運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	① 車の乗り方、降り方 ② 運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ③ シートベルトのつけ方、はずし方
	2 自動車の機構と運転装置の取扱い	運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	① 自動車の各装置の仕組み・働きと走行の原理 ② ハンドルのまわし方 ③ 各ペダルの踏み方、戻し方 ④ チェンジレバーの動かし方 ⑤ ハンドブレーキ等の使い方 ⑥ エンジンのかけ方、止め方 ⑦ その他の装置の名称、取り扱い方
	3 発進と停止	正しい操作手順で発進と停止ができる。	① 発進の仕方 ② 停止の仕方
	4 速度の調節	速度の上げ下げや速度を保つことができる。	① アクセルによる速度の変え方と保ち方 ② ブレーキによる速度の変え方 ③ 加速・減速チェンジの仕方
	5 走行位置と進路	直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。	① 視点の配り方、視野のとり方 ② 進路のとり方と修正の仕方 ③ 車両感覚のとらえ方と走行位置のとり方
2 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第 9 号までに掲げる事項を除く。）	6 時機をとらえた発進と加速	タイミングのよい発進と力強い加速ができる。	① 合図と安全確認の仕方 ② 発進のタイミングのとり方 ③ 加速の仕方
	7 目標に合わせた停止	予定した位置に車を停止させることができる。	① 停止目標のとらえ方 ② 停止目標に合わせた速度の下げ方と進路のとり方 ③ 前方感覚のとらえ方と停止の仕方
	8 カーブや曲がり角の通行	曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。	① 曲がり具合のとらえ方 ② 速度とギアの選び方 ③ 走行位置と進路のとり方
	9 坂道の通行	勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	① 上り坂での速度とギアの選び方 ② 下り坂での速度とギアの選び方 ③ 坂の途中での停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方
	10 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	① 後退時の安全確認の仕方 ② 運転姿勢のとり方 ③ 視点の配り方、視野のとり方 ④ 車両感覚のとらえ方と走行位置のとり方 ⑤ 速度の調節の仕方 ⑥ 進路のとり方と修正の仕方 ⑦ 方向の変え方
	11 狭路の通行	狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	① 狭路の形状のとらえ方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚のとらえ方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切りかえしの仕方
	12 通行位置の選択と進路変更	道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方
	13 障害物への対応	障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。	① 障害物とその付近の情報のとり方 ② 進路変更の可否の判断 ③ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ④ 進路のとり方、戻し方
	14 標識・標示に従った走行	必要な標識・標示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。	① 自車の運転行動に関わる標識・標示の見方 ② 標識・標示に従った走行の仕方
	15 信号に従った走行	信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。	① 信号をとらえる時期と見方 ② 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ③ 信号待ちでの対応の仕方
	16 交差点の通行（直進）	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点への接近の仕方 ② 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとらえ方 ④ 対向右折車の動きのとらえ方 ⑤ 交差点内の走行位置と速度の選び方
	17 交差点の通行（左折）		① 交差点への接近の仕方 ② 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方

			③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向右折車等の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方
	18 交差点の通行（右折）		① 交差点への接近の仕方 ② 信号、標識・標示の読み取りと対応の仕方 ③ 交差道路の交通状況のとりえ方 ④ 対向直進車、左折車の動きのとりえ方 ⑤ 歩行者等に対する気配りの仕方 ⑥ 交差点内の走行位置と速度の選び方
	19 見通しの悪い交差点の通行	見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点への接近の仕方 ② 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ③ 自車の見せ方を意識した走行の仕方
	20 踏切の通過	一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	① 一時停止の仕方 ② 安全確認と通過の仕方 ③ 踏切内で故障した場合等の措置
3 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行	21 オートマチック車の運転	オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	① クリープ現象 ② 発進と停止の仕方 ③ 加速と減速の仕方
	22 オートマチック車の急加速と急発進時の措置	オートマチック車で急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。	① 急加速の仕方 ② 段差路での発進と急発進時の措置の仕方
	23 教習効果の確認（みきわめ）		第1段階の教習効果の確認

(3) 教習時間

府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現 有 免 許	な し	大特又は大特二種免許		大型二輪又は
			カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許	普通二輪免許
教 習 時 限 数	1 5	1 1	1 5	1 3

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置により教習を行うこと（府令第33条第5項第1号ハ）。	(2)の表の項目名21（オートマチック車の運転）及び22（オートマチック車の急加速と急発進時の措置）は、オートマチック車を使用させること。
2 府令第33条第5項第1号チに規定する模擬運転装置による教習は、教習規則別表第2第1号に掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は2時限を超えないこと（教習規則第4条第1項第3号及び同条第6項）。	① 教習生1人当たりの装置の数は1台とさせること。 ② 1人の教習指導員につき5人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ④ オートマチック車の教習と同時にに行わせないこと。
3 府令第33条第5項第1号リに規定する無線指導装置による教習は、教習規則別表第2第2号又は第3号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行い、かつ、その教習時間は3時限を超えないこと（教習規則第4条第3項及び同条第6項）。	① (2)の表における、項目名12（通行位置の選択と進路変更）から22（オートマチック車の急加速と急発進時の措置）までについてのみ行わせること。 ② 無線指導装置によらない教習を行った後に復習として行わせること。 ③ 1人の教習指導員につき3人以下の教習生（特定後写鏡等条件の教習生を除く。）を対象に実施させること。 ④ 安全を確保するため、同時に無線指導装置による教習を行う車両の数は、そのコースの最大稼働台数の2割を超えさせないこと。
4 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ、応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表における、項目名21（オートマチック車の運転）及び22（オートマチック車の急加速と急発進時の措置））については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	学科教習の第1段階項目名1（運転者の心得）を修了した者に対し行わせること。
—	① 特定後写鏡等条件の教習生には、ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法及び使用方法その他の特定後写鏡等の適切な活用について、全般を通じて、教習を行わせること。 ② 特定後写鏡等条件の教習生には、(2)の表の項目名19（見通しの悪い交差点の通行）において、狭い道路から広い道路に前進し、又は道路外から道路に前進するときに必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせること。 ③ 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、補聴器を使用させても差し支えない。

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読み取り、危険を予測した運転ができる。
- ② 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
- ③ 自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
- ④ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第2）	項 目 名	目 標	内 容
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第6号から第9号までに掲げる事項を除く。）	1 路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、路上運転をするに当たっての点検、準備を確実にすることができる。	① 道路交通状況に応じた運転 ② 運転席における点検 ③ エンジンルームの点検 ④ 車のまわりからの点検 ⑤ その他必要な準備
	2 交通の流れに合わせた走行	交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。	① 交通の流れへの入り方 ② 交通の流れに合わせた速度の選び方 ③ 速度に合わせた車間距離のとり方
	3 適切な通行位置	道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	① 中央線のない道路 ② 片側一車線の道路 ③ 多車線の道路
	4 進路変更	交通の状況を的確に読み取り、タイミングよく進路変更ができる。	① 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ② 右・左折に伴う進路変更の仕方
	5 信号、標識・標示等に従った運転	信号、標識・標示等を的確に読み取り、適切に対応できる。	① 信号の読み取りと対応の仕方 ② 標識・標示等の読み取りと対応の仕方
	6 交差点の通行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点の直進の仕方 ② 交差点の左折の仕方 ③ 交差点の右折の仕方 ④ 見通しの悪い交差点の通り方
	7 歩行者等の保護	歩行者、自転車の動きを的確に読み取り、安全に通行させるための気配りができる。	① 歩行者等の動きの読み取り方 ② 歩行者等の側方通過の仕方 ③ 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ④ 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ⑤ その他歩行者等に対する気配り
	8 道路及び交通の状況に合わせた運転	道路及び交通の状況を読み取り、それに合わせた運転ができる。	① 坂道での運転 ② カーブでの運転 ③ 対向車との行き違いの仕方 ④ 他の交通に対する意思表示の仕方 ○ 踏切での運転 ○ 追い越し方、追い越され方 ○ 渋滞時の運転 ○ 緊急自動車等への対応の仕方
	9 駐・停車	道路や交通の状況に応じて、駐・停車ができる。	① 駐・停車場の選び方 ② 駐・停車の仕方
5 方向変換、縦列駐車及び急ブレーキによる停止を行うための走行	10 方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	① 駐・停車場でのとめ方と出方 ② 幅寄せの仕方
	11 急ブレーキ	速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避等ができるとともに、道路形状に合った速度を選べる。	① 急ブレーキ ② 速い速度でのカーブ走行の危険性
6 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行	12 自主経路設定	自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	① 目的地までの経路の設定 ② 経路に応じた通行位置と進路 ③ 法規に従った走行 ④ 交通の流れに合わせた走行 ⑤ 他の交通に対する気配り ⑥ 危険を予測した運転
7 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	13 危険を予測した運転	他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	① 危険要因のとらえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方 ○ 降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ○ 夜間の運転 ○ 危険予測ディスカッション
8 高速運転に必要な技能に基づく走行	14 高速道路での運転	高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。	① 高速走行前の車両の点検の仕方 ② 本線車道への進入 ③ 本線車道での走行 ④ 本線車道からの離脱 ○ 高速道路利用上の心得 ○ 走行計画の立て方

9 気候、地形 その他の地域の 特性に応じた 走行	15 特別項目	地域特性等からみて必要性の高い 運転技能を修得する。	次の中から選択して実施 ・ 山道での運転 ・ 雪道での運転 ・ 都市高速道路等での運転 ・ 特殊な駐・停車の仕方 ・ その他地域特性等に応じた運転
	16 教習効果の確認(みきわめ)		第2段階までの教習効果の確認

(注) 内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(3) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現 有 免 許	な し	大特又は大特二種免許		大型二輪又は
		カタビラ限定大特又はカタビラ限定大特二種免許		普通二輪免許
教習時限数	19	15	19	19

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第2第7号及び第8号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第9号）。	—

ウ その他

項目名15（特別項目）については、全国的に共通して求められる技能の教習ではないため、1時限を超えて行わせないこと。

(4) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 法第85条第2項の規定により一の種類の免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置により教習を行うこと（府令第33条第5項第1号ハ）。	オートマチック車及びオートマチック車以外の普通自動車の運転を修得するという観点から、オートマチック車を使用した教習はおおむね2時限以上4時限以下とさせること。
2 府令第33条第5項第1号ニに規定する複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第2第4号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）、同表第5号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）、及び同表第6号から第9号までに掲げる事項についてのみ行い、かつ、その教習時間は6時限を超えないこと（教習規則第3条第2項第5号、同第4条第1項第1号及び同条第6項）。	① (2)の表における、項目名9（駐・停車）、11（急ブレーキ）、12（自主経路設定）、13（危険を予測した運転）、14（高速道路での運転）及び15（特別項目）についてのみ行わせること。 ② 教習生ごとの教習効果を均等にするという観点から、項目名及び教習時間（2時限連続して行う場合は2時限）ごとにそれぞれの教習生の運転する機会をできるだけ均等となるようにさせること。
3 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーター（模擬運転装置であって、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）による教習は、教習規則別表第2第5号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）、及び同表第7号から第9号までに掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は4時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第5号、同第4条第1項第2号及び同条第6項）。	① (2)の表における、項目名11（急ブレーキ）、13（危険を予測した運転）（そのうち観察教習に限る。）、14（高速道路での運転）及び15（特別項目）についてのみ行わせること。 ② 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ③ 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ④ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。
4 府令第33条第5項第1号レに規定する運転シミュレーターによる教習その他道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第2第4号、第5号、第7号及び第9号に掲げる事項に係る教習（同表第4号に掲げる事項に係る教習にあつては、コースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第7号に掲げる事項に係る教習にあつては、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。）についてのみ行うこと。また、道路における教習は、府令別表第4の1の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から4時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、4時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数以上行うこと（教習規則第3条第8項第6号、同第4条第1項第7号及び同条第6項）。	(2)の表における、項目名1（路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備）、9（駐・停車）、10（方向変換及び縦列駐車）、11（急ブレーキ）、13（危険を予測した運転）及び15（特別項目）についてのみ行わせること。ただし、13（危険を予測した運転）については、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習についてのみ行わせること。
5 応用走行の最後の教習時限において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者について	その性質上教習効果を確認することが困難なもの等（1(2)の表における、項目名21（オートマチック車の運転）及び22（オートマ

てのみ教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。	チック車の急加速と急発進時の措置）並びに2(2)の表における、項目名11（急ブレーキ）、14（高速道路での運転）及び15（特別項目）については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	① 特定後写鏡等条件の教習生には、ワイドミラー及び補助ミラーの取付方法並びに使用方法その他の特定後写鏡等の適切な活用について、全般を通じて、教習を行わせること。 ② 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、④エ(イ)の外輪差の体感及び(ウ)の警音器の吹鳴について教習を行う場合には、補聴器を使用させないこと。 ③ 項目名10（方向変換及び縦列駐車）については、教習が修了した後においても、他の教習項目を履修する教習時限の最後において、おおむね5分を超えない範囲で復習として行うことができるものとする。この場合、教習原簿により教習状況を明確にさせておくこと。 ④ 項目名12（自主経路設定）について ア 学科教習の第2段階項目名16（経路の設計）を修了した者に対し行わせること。 イ 教習生に目的地を示し、経路（教習コース）の設計をさせた上で、主体的な運転をさせること。この場合において、最初は、簡単に経路の設計ができるような目的地を示し、徐々に難易度の高い経路となるような目的地を示させること。 ウ 目的地を示す場合には、できるだけ地図（教習コースを含んだ市販の道路地図）を使用させること。この場合において、地図の縮尺等は、目的地までの遠近や使用目的によって使い分けをする必要があるので、指定させないこと。 エ 本項目の目標に達したことの確認は、一定時間の走行の中で教習指導員のさしたる助言もなく安全に運転できることをもって行わせること。したがって、当該確認に適した経路を選び行わせること。 ⑤ 項目名13（危険を予測した運転）について ア 教習規則別表第2第4号及び第5号に掲げる事項に係る教習の大部分を終えた後に実施させること。 イ 観察教習を行う場合にあっては、一部についてのみとさせること。 ウ 特定後写鏡等条件の教習生には、エについて教習を行う必要があることから、単独教習を実施させること。また、運転シミュレーターによる観察教習は行わせないこと。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生について、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる観察教習を実施させても差し支えない。 エ 特定後写鏡等条件の教習では、コースにおいて、次の教習を行わせること。 (ア) 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、教習車両のリアトランクに赤色回転灯を設置するなどして行わせること。 (イ) 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせること。また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させること。 (ウ) 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するように設置して警音器を適切に吹鳴させるとともに、危険を回避させる方法をとらせること。 ⑥ 項目名14（高速道路での運転）について ア 安全を確保するため、学科教習の第2段階項目名17（高速道路での運転）を修了し、かつ、教習規則別表第2第4号、第5号及び第7号に掲げる事項の教習を終えた後に実施させること。 イ 教習コースを実査した後教習に適した区間、距離、時間帯を設定し、パーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をした上で、教習計画を策定させること。 ウ あらかじめ都道府県公安委員会に教習コース及び教習車両等を明示した具体的な教習計画を提出させ、事故防止上問題がないことの確認を受けた上で、教習を行わせること。 なお、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。 エ 次のいずれかに該当する場合は、自動車による教習を行わせるないこと。 (ア) 通行止めの交通規制が実施されている場合 (イ) 交通規制や交通混雑により安全、円滑な教習が行われないと認められる場合 (ウ) 教習車両に異常が認められた場合 オ 次のいずれかに該当する場合は、当該教習を中止することを

	検討させること。 (7) 悪天候等により教習をさせることが危険と認められる場合 (イ) 出発時には異常はないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できなくなる蓋然性が高いと認められる場合 (ウ) 教習生が極度に緊張している場合 カ 教習中、当該教習を中止することとなった場合は、教習指導員は管理者等に連絡し、その後の教習について指示を受けさせること。 なお、教習指導員がやむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させること。 キ 本項目の教習は、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路（付属する施設を含む。）及びこれに接続する一般道路において行わせること。 ク 教習生1人当たりの高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路での走行距離は、1時間当たりおおむね15キロメートル以上とさせること。 なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。 ケ 本項目名の教習は、次のいずれかに該当する場合は運転シミュレーターにより行い、その他の場合は道路において自動車により行わせること。 (7) 自動車教習所が高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路から離れた地域に位置する場合 (イ) エ又はオにより自動車による教習を行わない場合 (ウ) その他自動車による教習を行うことが困難な場合 コ 運転シミュレーターにより教習を行う場合、教習生1人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせること。 なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習するなど効果的な教習に努めさせること。 ⑦ 項目名15（特別項目）について ア 技能教習の他の項目名の教習を通じ、容易に実施できるようなものは、原則として行わせないこと。 イ あらかじめ都道府県公安委員会に教習計画を提出させ、目標の趣旨に沿った教習であることの確認を受けさせること。 ウ 季節、月別に教習内容を定めたり、数点教習の内容を設定し、天候などによって優先順序を決める場合にあっては、教習計画に基づき行うことを確保するため、あらかじめその内容を定めさせること。いずれにしても、教習生に教習の内容を選択させることは、目標の趣旨にそぐわないため、行わせないこと。 エ 山岳コースの運転、雪道のわだち走行等特殊な走行体験教習、危険予測・回避訓練施設を使用した教習その他指定自動車教習所の創意工夫に基づいた教習を行うよう努めさせること。
--	--

第2 普通第二種免許に係る技能教習の標準

1 基本操作及び基本走行（第1段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。
- ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。
- ③ 場内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。
- ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。
- ⑤ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第4）	項 目 名	目 標	内 容
1 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他旅客自動車の運転に係る操作	1 車の乗り降りや運転姿勢	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	① 車の乗り方、降り方 ② 運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ③ シートベルトのつけ方、はずし方 ④ 安定した運転姿勢のとり方 ⑤ シートベルトの正しい装着効果の体験
	2 運転装置の取扱いと日常点検整備等	運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 運転に当たっての点検、走行に必要な準備等を確実にすることができる。	① 運転装置の取扱い ・ ハンドルのまわし方 ・ 各ペダルの踏み方、戻し方 ・ チェンジレバーの動かし方 ・ パーキングブレーキの使い方 ・ エンジンのかけ方、止め方 ・ 旅客自動車に備えられる装置（自動ドア、非常ドア等）の取扱い ② 日常点検整備等 ・ 運転席での点検 ・ エンジンルームの点検 ・ 車の周りからの点検 ・ 装備品等の点検
	3 基本的な運転操作	正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや一定の速度を保つことができる。	① 発進と停止 ② 走行位置と進路 ③ オートマチック車の運転 ・ クリープ現象 ・ 発進と停止の仕方 ・ 加速と減速の仕方 ④ オートマチック車の急加速と急発進時の措置 ・ 急加速の仕方 ・ 段差路での発進と急発進時の措置の仕方 ⑤ 速度の調節
2 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行（次号から第10号までに掲げる事項を除く。）	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止	タイミングのよい発進とスムーズで機敏な加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。	① 時機を捉えた発進と加速 ② 目標に合わせた停止
	5 カーブや曲がり角の通行	旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。	① 曲がり具合の捉え方 ② 速度とギアの選び方 ③ 走行位置と進路のとり方 ④ カーブや曲がり角の円滑な通行
	6 坂道の通行	勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。	① 上り坂での速度とギアの選び方 ② 下り坂での速度とギアの選び方 ③ 坂の途中で停止の仕方 ④ 坂道発進の仕方 ⑤ 円滑な坂道での通行
	7 後退	適切な進路と速度を選んで後退ができる。	① 後退時の安全確認の仕方 ② 運転姿勢のとり方 ③ 視点の配り方、視野のとり方 ④ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ⑤ 速度の調節の仕方 ⑥ 進路のとり方と修正の仕方 ⑦ 方向の変え方 ⑧ 狭路コースの後退などの後退走行の応用 ⑨ 正確な目標位置への後退
	8 狭路の通行	様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。	① 狭路の形状の捉え方 ② 視点の配り方、視野のとり方 ③ 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ④ 速度の調節の仕方 ⑤ 進路のとり方と修正の仕方 ⑥ 切り返しの仕方
	9 鋭角コースの通過	特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	① 鋭角コースの通過 ○ たこつぼコースの通行
	10 方向変換及び縦列駐車	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	① 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ② 幅寄せの仕方

3 急ブレーキによる停止を行うための走行	11 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 旅客輸送を想定し、障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	① 通行位置の選び方 ② 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ③ 進路変更の仕方とタイミングのとり方 ④ 障害物とその付近の情報のとり方 ⑤ 進路変更の可否の判断 ⑥ 側方間隔のとり方と速度の選び方 ⑦ 進路のとり方、戻り方 ⑧ 障害物への円滑な対応の仕方
	12 信号、標識・標示等に従った走行	信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。 旅客を想定した円滑な走行ができる。	① 信号を捉える時機と見方 ② 信号の変わり目の予測と判断の仕方 ③ 信号待ちでの対応の仕方 ④ 自車の運転行動に関わる標識・標示等の見方 ⑤ 標識・標示等に従った走行の仕方
	13 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。 旅客を想定した円滑な走行ができる。	① 交差点の直進方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方 ⑤ 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方
	14 踏切の通過	一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	① 一時停止の仕方 ② 安全確認と通過の仕方 ③ 踏切内で故障した場合等の措置
	15 転回	道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	① 転回場所・転回方法の選び方 ② 転回場所の交通状況の捉え方 ③ 対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ④ 転回における走行位置と速度の選び方 ⑤ 転回の方法 ・ Uターン ・ スイッチターン ・ Uターンとスイッチターンを組み合わせた転回 ・ 方向変換
	16 旅客輸送を想定した走行	旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。	① 路端からの発進・加速、車線変更、減速・停止の仕方 ② スムーズな走行と滑らかな速度の変え方 ③ 旅客の指示に基づく走行 ④ 旅客の乗車のさせ方 ⑤ 旅客の降車のさせ方
	17 急ブレーキ	速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状に合った速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。	① 急ブレーキ ② 緊急回避 ③ 速い速度でのカーブ走行の危険性
	18 教習効果の確認(みきわめ)		第1段階の教習効果の確認

(注) 内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

- (3) 教習時間
府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現 有 免 許	大 型	中型免許		準中型免許		普通免許		大特又は大特二種免許	
	免 許	中型車(8t)限 定 中 型 免 許	AT中型車(8t) 限 定 中 型 免 許	準中型車(5t) 限 定 準 中 型 免 許	AT準中型車(5t) 限 定 準 中 型 免 許		AT限定普通免許		カタビラ限定大特又はカ タビラ限定大特二種免許
教習時限数	8	8	8	1 2	8	8	1 2	2 0	2 4

- (4) 教習方法
法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーター（模擬運転装置であつて、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）による教習は、教習規則別表第4第3号に掲げる事項に係る教習についてのみ行い、かつ、その教習時間は1時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第7号、同第4条第8項第2号及び同条第10項）。	① 1人の教習指導員につき、3人以下の教習生を対象に実施させること。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。
2 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと（府令第33条第5項第1号ツ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの（(2)の表においては、項目名17（急ブレーキ））については、教習効果の確認を行わせないこと。
—	① 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者については、(2)の表における、項目名3（基本的な運転操作）のうち③及び④を免除する。 ② 学科教習の第1段階項目名1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行わせること。 ③ 旅客輸送を想定した円滑な運転操作を修得させる項目については、車内に加速度計、水入りコップ、ボール等を備え付け、自動車に係る加速度（G）が視覚的に認知できるようにさせること。 ④ 乗降時の安全なドアの開閉を修得させるため、できるだけ自動ドアの設置を指導すること。

2 応用走行（第2段階）

(1) 目標

本科目の目標を示すと次のとおりとなる。

- ① 道路及び交通の状況についての情報を的確に読みとり、危険を予測した運転ができる。
- ② 他の交通への気配りをしながら、旅客に配慮し、法規に従った実践的な運転ができる。
- ③ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性に気配りをした運転ができる。
- ④ 旅客に配慮した適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。
- ⑤ 先急ぎの危険性と余裕を持った運転の必要性を理解した運転ができる。
- ⑥ 夜間の運転、悪条件下での運転及び地域特性等種々の条件に応じた運転ができる。

(2) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名、目標及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第4）	項目名	目標	内 容
4 府令第21条の2の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行（人の乗降のための停車及び発進並びに転回を含み、次号から第10号までに掲げる事項を除く。）	1 交通の流れに合わせた運転、適切な通行位置、進路変更	交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選ぶことができる。 交通の状況を的確に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	① 交通の流れへの入り方 ② 交通の流れに合わせた速度の選び方 ③ 速度に合わせた車間距離のとり方 ④ 適切な通行位置 ⑤ 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ⑥ 右・左折に伴う進路変更の仕方
	2 信号、標識・標示等に従った運転	信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	① 信号の読みとりと対応の仕方 ② 標識・標示等の読みとりと対応の仕方
	3 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	① 交差点の直進方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ② 交差点の左折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向右折車等の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ③ 交差点の右折の方法 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 信号、標識・標示等の読みとりと対応の仕方 ・ 交差道路の交通状況の捉え方 ・ 対向（直進・左折・右折）車の動きの捉え方 ・ 歩行者等に対する気配りの仕方 ・ 交差点内の走行位置と速度の選び方 ④ 見通しの悪い交差点の通行 ・ 交差点への接近の仕方 ・ 情報のとり方と進行可否の判断の仕方 ・ 自車の見せ方を意識した走行の仕方
	4 歩行者等の保護	歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	① 歩行者等の動きの読みとり方 ② 歩行者等の側方通過の仕方 ③ 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ④ 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ⑤ 身体の不自由な者等への気配り ⑥ その他歩行者等に対する気配り
	5 道路及び交通の状況に合わせた運転	道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせた運転ができる。	① 坂道での運転 ② カーブでの運転 ③ 対向車との行き違いの仕方 ④ 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ⑤ 段差のある道路での運転 ○ 踏切での運転 ○ 追い越し方、追い越され方 ○ 渋滞時の運転
	6 転回	道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択し、他の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回することができる。	① 転回場所・転回方法の選び方 ② 転回場所の交通状況の捉え方 ③ 対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ④ 転回における走行位置と速度の選び方

			⑤ 転回の方法 ・ Uターン ・ スイッチターン ・ Uターンとスイッチターンを組み合わせた転回 ・ 方向変換
	7 旅客輸送を想定した運転	旅客輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができる。	① 路端からの発進・加速、車線変更、減速・停止の仕方 ② スムーズな運転と滑らかな速度の変え方 ③ 旅客の指示に基づく運転 ④ 旅客の乗車のさせ方 ⑤ 旅客の降車のさせ方
5 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転に係る走行	8 経路の設定	旅客の需要（指示又は求め）に応じ、適切な走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら安全に運転ができる。	① 目的地までの経路の設定 ② 経路に応じた通行位置と進路 ③ 法規に従った運転 ④ 交通の流れに合わせた運転 ⑤ 他の交通に対する気配り ⑥ 危険を予測した運転
6 時間的余裕がない場合における旅客自動車の安全な運転に係る走行	9 先急ぎの危険を理解した運転	教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。体験した先急ぎの運転の危険性により、旅客に与える影響を理解させる。	① 心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ② 心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ③ 先急ぎの運転の特徴を理解した運転
7 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	10 危険を予測した運転	他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を早めに選ぶことにより、他車（者）との事故防止のみならず、旅客の安全確保ができる。	① 危険要因の捉え方 ② 起こりうる危険の予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方
8 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	11 夜間の運転	夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれる。	① 夜間における運転視界の確保の仕方 ② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 ③ 夜間における運転の仕方
9 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	12 悪条件下での運転	様々な悪条件下における状況を把握し、適切な対応がとれ、旅客に配慮し、安全運転（中止）することができる。	① 積雪、凍結道路の運転の仕方 ② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 ③ 豪雨、強風下での運転の仕方 ④ 道路冠水の場合の措置
10 地形その他の地域の特性に応じた旅客自動車の運転に係る走行	13 特別項目	地域の特性等からみて必要性の高い運転技能を修得する。	次の中から選択して実施 ・ 山道での運転 ・ 高速道路等（都市高速道路を含む。）での運転 ・ その他地域特性等に応じた運転
	14 教習効果の確認（みきわめ）		第2段階までの教習効果の確認

（注） 内容の項中、○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

（3） 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準（最短教習時限数）は次のとおりである。

現 有 免 許	大型免許	中型免許		準中型免許		普通免許		大特又は大特二種免許		
		中型車（8t） 限定 中 型 免 許	AT中型車（8t） 限定 中 型 免 許	準中型車（5t） 限定準中型免許	AT準中型車（5t） 限定準中型免許	AT限定普通免許				
教習時限数	10	10	10	10	10	10	13	13	26	30

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目については、次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限並びに同表第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第13号）。	—

- (4) 教習方法
法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
1 府令第33条第5項第1号ハに規定する自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第8号に掲げる事項の一部について行う教習であって、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験することによるもの（以下「眩惑等体験教習」という。）とする（教習規則第3条第1項第2号）。	① 「別表第4第8号に掲げる事項の一部」とは、暗室において夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させるものであり、かつ、教習時限のおおむね半分以上とさせること。 ② ①の方法による教習を行った後に運転シミュレーターによる教習は行わせないこと。 ③ 道路における教習への移動時間が短いものに限らせること。 ④ 教習人数は、施設の規模に基づく適正なものとさせること。
2 府令第33条第5項第1号ニに規定する複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。）により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第5号、第7号及び第10号に掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第4第7号に掲げる事項に係る教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は4時限（別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合においては、当該2時限連続して行った教習を含め5時限）を超えないこと。 ただし、現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあっては、3時限（別表第4第7号に掲げる事項に係る教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合においては、当該2時限連続して行った教習を含め4時限）を超えないこと（教習規則第3条第2項第7号、同第4条第8項第1号及び同条第10項）。	① 「当該教習を2時限連続して行った後に引き続き別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの」とは、観察教習及びコメントリードライビング（教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習）をそれぞれ1時限行った後、引き続き学科教習第2段階項目名1（危険予測ディスカッション（1時限））を行うものとする。こと。 ② 教習生ごとの教習効果を均等にするという観点から、項目及び教習時間（2時限又は3時限連続して行う場合はそれぞれ2時限又は3時限）ごとにそれぞれの教習生の運転する機会をできるだけ均等となるようにさせること。
3 府令第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターによる教習は、教習規則別表第4第6号から第9号にまで掲げる事項に係る教習（同表第7号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）についてのみ行い、かつ、その教習時間は4時限を超えないこと（教習規則第3条第3項第7号、同第4条第8項第2号及び同条第10項）。	① 1人の教習指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。 ② 同時に教習を受ける教習生は、同一の内容の教習を受ける者に限らせること。 ③ 教習生の極度の疲労を防止するため、2時限連続して行わせないこと。 ④ (2)の表における項目名9（先急ぎの危険を理解した運転）、11（夜間の運転）及び12（悪条件下での運転）については、同一教習時限の一部として運転シミュレーターによる教習を行うことができることとすること（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。
4 府令第33条第5項第1号レに規定する道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習は、教習規則別表第4第6号、第8号及び第9号に掲げる事項に係る教習（同表第8号に掲げる事項に係る教習にあっては、夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第9号に掲げる事項に係る教習にあっては、自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場合に限る。）についてのみ行うこと。また、道路において行うこととされる教習は、府令別表第4の1の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から3時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合においては、3時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数以上行うこと（教習規則第3条第8項第7号及び第8号、同第4条第8項第6号及び同条第10項）。	① 「夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習」は、次の方法により行わせること。 ア 教習の一部として（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き自動車教習所のコースにおいて、擬似薄暮時走行を行わせること（暗室における教習にあっては、教習時限のおおむね半分以上とさせること。）。 イ 擬似薄暮時走行においては、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部への光の進入が遮断できるものであること。）を使用させること。 また、あらかじめ自動車教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させること。 ウ アのいずれの方法についても、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。 エ 教習の途中において日没となった場合には、アの（運転シミュレーターによる教習又は）暗室における教習の後に引き続き自動車教習所のコースにおいて行う教習に代えて道路における教習を行っても差し支えない（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。 ② 「同号（別表第4第8号）に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習」は、次の方法により行わせること。 ア 日没後、（運転シミュレーターによる教習、）暗室における教習又は自動車教習所のコースにおける教習のいずれかの方法により行わせること。なお、引き続き道路における教習を行わせること（ただし、教習から教習への移動時間の短いものに限らせること。）。 イ 教習の「一部」とは、暗室における教習又は自動車教習所の

	コースにおける教習については教習時限のおおむね半分以上以内とさせること。 ③ 「自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習」は、次のいずれかの方法により行わせること。 ア 次の要件を満たすスキッドコース又はスキッド教習車により行う教習（以下「スキッド教習」という。）により行わせるもの。 (7) スキッドコースの基準 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th>スキッド路</th><th colspan="2">スキッド路 (m)</th></tr><tr><th>μ 値</th><th>長さ</th><th>幅</th></tr><tr><td>普通・準中型・中型・大型コース</td><td rowspan="2">0.2 μ 以下</td><td>50以上</td><td>15以上</td></tr><tr><td>普通専用コース</td><td>40以上</td><td>5 以上</td></tr></table> a スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。 b コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。 (i) スキッド教習車の基準 <table><tr><th>内 容</th><th>基 準</th></tr><tr><td>走 行 速 度</td><td>40km/h以上</td></tr><tr><td>設 定 μ 値</td><td>0.2 μ 以下</td></tr></table> a スキッド教習車は、凍結路面の走行教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添のとおりとする。 b 本教習に用いるコースの安全地帯については、上記スキッドコース同様適宜設けること。 イ 自動車教習所の施設内で積雪又は凍結した路面を活用した教習を行うもの。 ウ イと運転シミュレーターによる教習を併用するもの（ただし、移動時間の短いものに限る。）	区 分	スキッド路	スキッド路 (m)		μ 値	長さ	幅	普通・準中型・中型・大型コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上	普通専用コース	40以上	5 以上	内 容	基 準	走 行 速 度	40km/h以上	設 定 μ 値	0.2 μ 以下
区 分	スキッド路		スキッド路 (m)																		
	μ 値	長さ	幅																		
普通・準中型・中型・大型コース	0.2 μ 以下	50以上	15以上																		
普通専用コース		40以上	5 以上																		
内 容	基 準																				
走 行 速 度	40km/h以上																				
設 定 μ 値	0.2 μ 以下																				
5 応用走行の最後の教習時限において、基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ、教習を修了すること（府令第33条第5項第1号ネ）。	その性質上教習効果を確認することが困難なもの等（1(2)の表においては、項目名17（急ブレーキ）、2(2)の表においては、項目名8（経路の設定）、9（先急ぎの危険を理解した運転）、11（夜間の運転）、12（悪条件下での運転）及び13（特別項目）については、教習効果の確認は行わせないこと。																				
—	① 応用走行における項目に先行して実施する学科教習は次のとおりである。ただし、当該学科教習を受けなければならない者に限る。 ア 項目名7（旅客輸送を想定した運転）については、学科教習第2段階項目名21（適性検査結果に基づく行動分析）を修了した者に対して行わせること。 イ 項目名8（経路の設定）については、学科教習第2段階項目名26（経路の設計）を修了した者に対して行わせること（大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれも受けていない者のみ。）。 ウ 項目名10（危険を予測した運転）については、学科教習第2段階項目名22（安全運転と人間の能力）を修了した者に対して行わせること。 エ 項目名11（夜間の運転）については、学科教習第2段階項目名25（悪条件下での運転2）を修了した者に対して行わせること。 オ 項目名12（悪条件下での運転）については、学科教習第2段階項目名24（悪条件下での運転1）を修了した者に対して行わせること。 カ 項目名13（特別項目）のうち「高速道路での運転」を実施する場合については、学科教習第2段階項目名27（高速道路での運転）を修了した者に対して行わせること（大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれも受けていない者のみ。）。 ② 旅客輸送を想定した円滑な運転操作を修得させる項目については、車内に加速度計、水入りコップ、ボール等を備え付け、自動車に係る加速度（G）が視覚的に認知できるようにさせること。 ③ 乗降時の安全なドアの開閉を修得させるため、できるだけ自動ドアの設置を指導すること。 ④ 項目名8（経路の設定）における教習方法は次のとおりである。 ア あらかじめ教習生に地図を渡し、出発地・目的地を指示した後、できるだけ最短時間、最短距離の経路を設定させ、その後、運転させて実際の所要時間と距離の計測を行わせること。 イ 最適な経路の設定が可能となるよう、提示する地図においては図面上に目的地に至る道路の交通量や渋滞の頻度、道路工事の有無、交通規制内容・箇所などの情報を記載させること。 ウ 道路幅員、通行区分の有無、車線の数、交差点・単路の別、交通規制、交通量などに対応した適切な転回を修得させるため、指導員において転回禁止場所での転回指示及び即時転回の指示を行わせること。 エ 本項目が目標に達したことの確認は、一定時間の走行の中で教習指導員のさしたる助言もなく安全に運転できることをもって行うものであること。したがって、当該確認に適した経路を選び行わせること。 ⑤ 項目名9（先急ぎの危険を理解した運転）における教習方法は次のとおりである。																				

- ア あらかじめ教習目的に適合する一定のコースを設定させて行わせること。
- イ 安全を確保しつつできるだけ早く走行するよう指示し、時間的（心理的）プレッシャーを与えた後、再度同一コースを通常走行により運転させ、その違いを認識させるものとする。
- ⑥ 項目名10（危険を予測した運転）における教習方法は次のとおりである。
- ア できるだけ上記2①の方法により、3時限連続して行わせることが望ましい。
- イ ただし、3時限連続で行うことが困難な場合には、次の方法によることができるものとする。
- (7) 観察教習を行った後、引き続き学科教習第2段階項目名1「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないこと。）にコメントリードライビングを行うもの。
- (4) 観察教習を行った後、これに近接した機会にコメントリードライビングを行い、それに引き続き学科教習第2段階項目名1「危険予測ディスカッション」を行うもの。
- (9) 観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないように行うこと。
- ⑦ 項目名11（夜間の運転）における教習方法は次のとおりである。
- 道路における教習にあつては、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。)
- ⑧ 項目名12（悪条件下での運転）における教習方法は次のとおりである。
- 自動車教習所のコース又は道路において、実際の悪条件下における教習を実施する場合は、凍結の状態にある路面での走行に係る教習に限らせること。
- なお、上記内容を道路において実施する場合は、安全が確保されているものに限らせること。
- また、道路若しくは自動車教習所のコースにおける教習又はスキッド教習（悪条件の一部についての走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。
- ⑨ 項目名13（特別項目）における教習方法は次のとおりである。
- ア 技能教習の他の項目の教習を通じ、容易に実施できるようなものは、原則として行わせないこと。
- イ あらかじめ都道府県公安委員会に教習計画を提出し、目標の趣旨に沿った教習であることの確認を受けて行わせること。
- ウ 季節、月別に教習内容を定めたり、数点教習の内容を設定し、天候などによって優先順位を決める場合にであっても、教習計画に基づき行うことを確保するため、あらかじめその内容を定めておくものであること。いずれにしても教習生に教習の内容を選択させることは、目標の趣旨にそぐわないため、行わせないこと。
- エ 山岳コースの運転、都市高速道路の運転など指定自動車教習所の創意工夫に基づいた教習を行うよう努めさせること。
- オ 本項目は1時限を超えて行わせないこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれも受けていない者について「高速道路での運転」を行う場合は、本教習を含め2時限を超えない範囲で行わせても差し支えない。
- カ 本項目において「高速道路での運転」を実施する場合における教習方法は次のとおりである。
- (7) 教習コースを実査した後、教習に適した区間、距離、時間帯を設定し、パーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討を実施した上で教習計画を策定させること。
- (4) あらかじめ都道府県公安委員会に教習コース及び教習車両等を明示した具体的な教習計画を提出させ事故防止上問題がないことの確認を受けた上で、教習を行わせること。
- なお、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は、自動車による教習を行わせないこと。
- a 通行止めの交通規制が実施されている場合
- b 交通規制や交通混雑により安全、円滑な教習が行われないと認められる場合
- c 教習車両に異常が認められた場合
- (エ) 次のいずれかに該当する場合は、当該教習を中止することを検討させること。
- a 悪天候等により教習をさせることが危険と認められる場合
- b 出発時には異常はないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できなくなる蓋然性が高いと認められる

	場合 ｃ 教習生が極度に緊張している場合 (㍑) 教習中、当該教習を中止することとなった場合は、教習指導員は管理者等に連絡し、その後の教習について指示を受けさせること。なお、教習指導員がやむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させること。 (㍓) 本項目の教習は、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路（附属する施設を含む。）及びこれに接続する一般道路において行わせること。 (㍔) 教習生１人当たりの高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路での走行距離は、１人当たりおおむね15キロメートル以上とさせること。 なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。
--	--